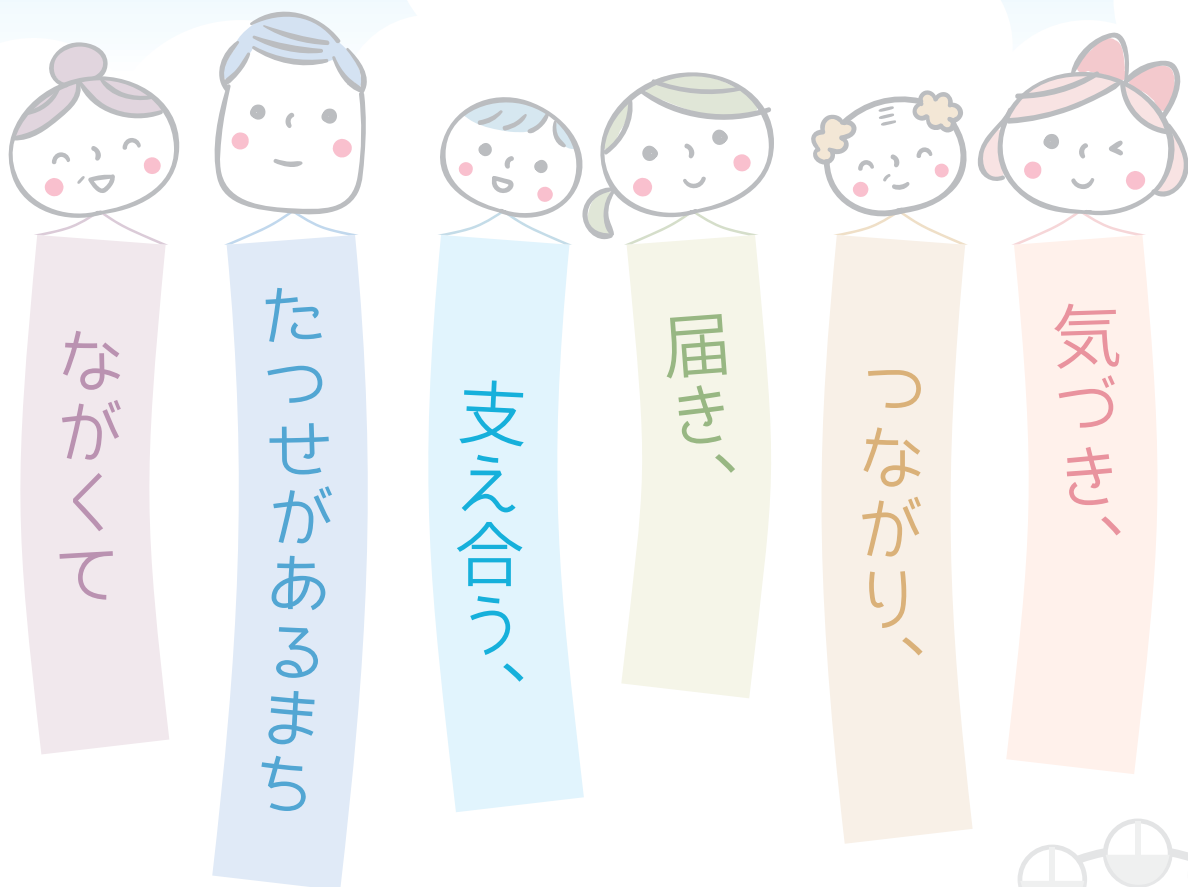


第2次

長久手市地域福祉計画

長久手市地域福祉活動計画

長久手市地域自殺対策計画



2019年3月

長久手市

社会福祉法人 長久手市社会福祉協議会

つながりのある市民主体のまちづくり

「平成」という一つの時代が終わり、新たな時代を迎えようとしています。この間、愛・地球博の開催、リニモの開業、市制施行など様々な出来事があり、長久手は大きく発展してきました。その一方で、豊かで便利な生活と引きかえに失ってしまった大切なものがあります。

それは「つながり」です。

近い将来、人口減少、高齢化、大災害という課題に直面します。行政の力だけではこれらには対応できません。つながりのある市民の力、地域の力が必要であり、行政主導から市民が主体的に行動する市民主体のまちづくりへと転換していく必要があります。

医療・介護の問題や、現代社会において大きな問題となっている自殺対策も含め様々な分野において、これまで以上に市民・団体・事業者・行政などが協力し、地域で支え合う仕組みをつくっていくことが必須になります。

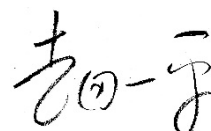
それには「つながり」が必要です。

人を育て、まちを育てるには時間がかかります。また、時間をかける必要があります。そして完成はありません。幅広い世代の市民や活動団体が、「我が事」として自分が暮らす地域に関心を持ち、つながることで、まちに必要とされていると感じられる役割と居場所がある「地域共生社会」の実現を目指します。

最後に、計画策定にあたりご尽力をくださいました策定委員の皆さまをはじめ、関係各位並びに貴重なご意見・ご提案をいただきました多くの市民の皆さまに深く感謝申し上げます。

2019年3月

長久手市長



ともに進む

長久手市は、2015年の国勢調査において「平均年齢が全国一若いまち」であり、民間の調査で住みやすい街として評価を受けるなど、魅力と活気にあふれています。

しかしその一方、人と人の絆が希薄化し社会的孤立や様々な不安、困りごとを抱える人々が増え、様々な生活課題が持ち上がってきています。市社会福祉協議会では、これまで第1次地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、地区社協やCSW（コミュニティソーシャルワーカー）の配置など地域住民の皆様とともに絆の再構築や課題解決に取り組んできました。



第2次の計画策定にあたって第1次の「基本理念」や「基本目標」を継承して地域の皆様、サロン、ボランティアなど多くの皆様から多くのご意見を頂戴して、それらを社会福祉協議会内の若手を中心としたプロジェクトチームで何度も議論するなど、プロセスを大切に策定に取り組んできました。

そして、行動指針として「ともに進む」を掲げ、社会福祉協議会の職員全員が地域福祉の推進役としての意識を持ち、職員一丸となって「地域共生社会」を目指していく所存でございます。

結びに、計画策定にあたりまして、ご指導ご助言をいただきました計画策定委員会佐野治委員長はじめ策定委員の皆様、また貴重なご意見・ご提言をいただきました市民や関係団体の皆様に厚くお礼申し上げます。

2019年3月

社会福祉法人 長久手市社会福祉協議会

会長

喜多一憲

長久手市の計画ができましたよー!!



この計画書は、次の内容が掲載されています。

- ・第2次長久手市地域福祉計画・地域福祉活動計画
- ・長久手市地域自殺対策計画

計画の期間は、2019年4月～2024年3月の5か年です。

わずらわしいまちづくりでも人が育つ人が育てる

人物紹介



娘。市役所勤め。
勝ち気で情熱家。



父。定年退職後、
暇を持て余して
いる。



ヤサゴさん。
父の近所の知人。
定年退職組。



⑨

高齢化

ワタシも いい歳 になつてるな

2050年には
65歳以上の人口が
40%になる
見込みなの

医療費の増大

介護にかかる
増税

入所
できない

大災害

認知症の
人の増加

物資はどこに行けば...
情報を知る手段がない!!

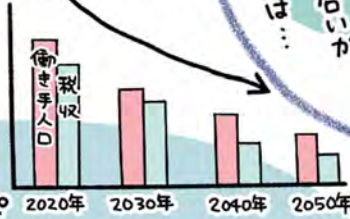
不安...
だれか知り合いが
いれば...

一人では簡単に
避難できない...



人口減少

下がる一方...



福祉課

人手不足で
なにはムリ
なんです

おお
.....

困ったなあ

ヘルパーの申請を
したのだけど...

災害の時に
インフラが
止まると.....

テレビやスマホだって
使えなくなるかも

知り合いが
タタいほど
助けてもらえるよ

たしかに!!

働き手がなくなるから
税収も減ってしまうのよ

白旗

白旗

役所の限界

⑩

なんて
ことだ~~~~!!

大変じゃないかー!!

⑪

一体どうしたら
いいんだ.....

だから
そのために「地域の力」
が必要なのよ!

12

挨拶できる関係なら子どもたちも安心・安全よね!

- ・あいさつが多いことで子どもたちを見守る
- ・地域の目が防犯につながる
- ・災害時の助け合いができる
- ・ちょっとした困りごとにも気付いてあげられる

災害時や困りごとがあった時

日頃のお付き合いから助け合ったり手伝ったりできそうだな…!

13

—ね?“つながりづくり”って大切じゃない?

なるほどな~

14

そのつながりで「どんな地域にしたいか」を話し合わないとな

色々な人と知り合えそう!

15

もちろん色々な考えの人がいるから焦りは禁物!

たしかにな! 上司がいるってわけじゃないもん

会社のようにはいかない...

16

それでもね

手間をかけて一緒に時間を使っていけば……

“つながり”が強くなっていくと思わない?

うん

うん

17

思わぬ世界が広がるぞ!!

わ!!

そうだと! 何事もまずはやってみることに!!

18

「長久手がこんな風になったらいいな」を形にしていくための考えをまとめました!

詳しい説明は次のページに!!

……

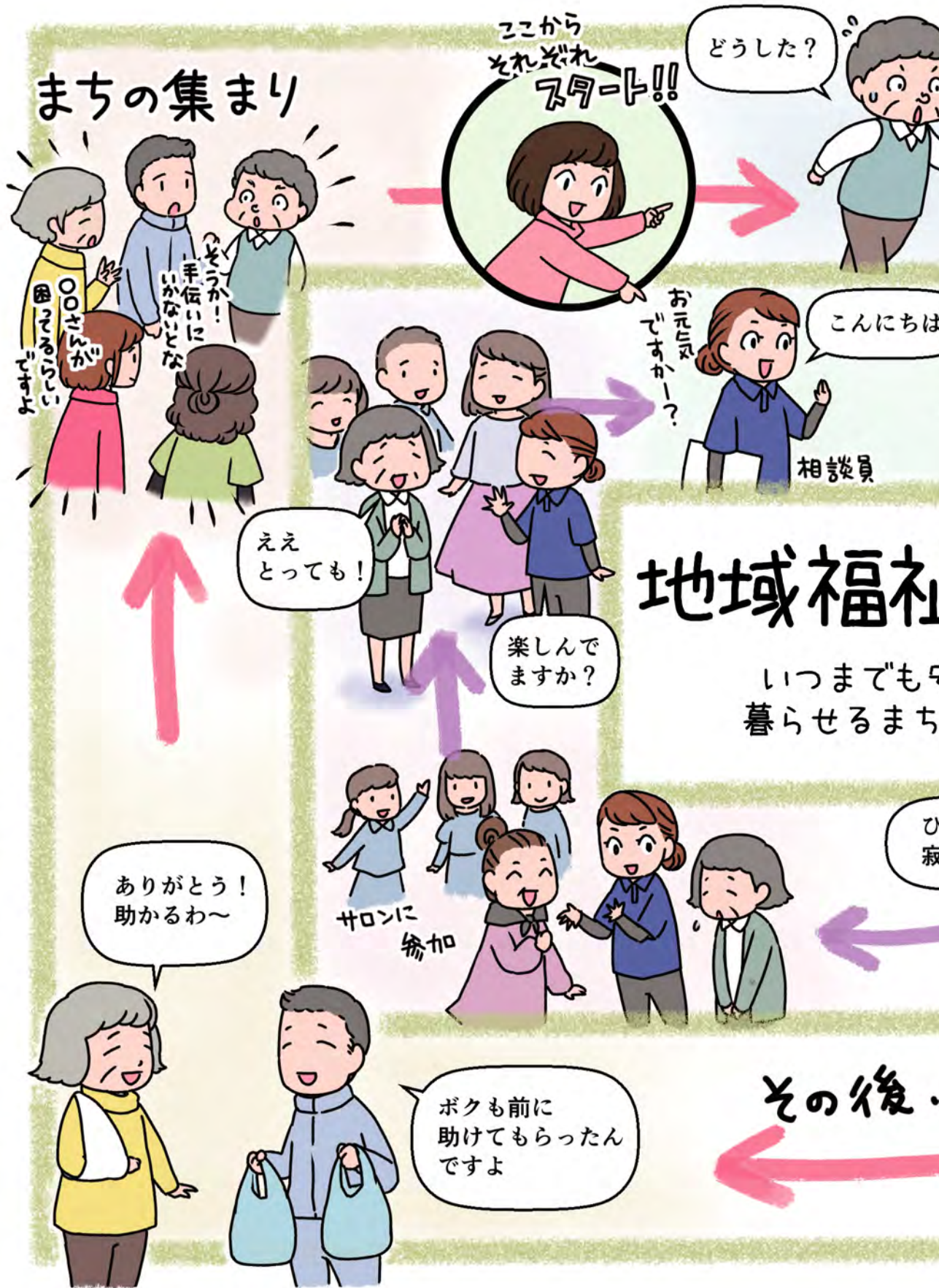
どれどれ

気づき

・見守り、
・困りごと

たっせがある

- ・一人ひとりが考え、成長する
- ・みんなに役割と居場所がある
- ・人づくりからはじまる



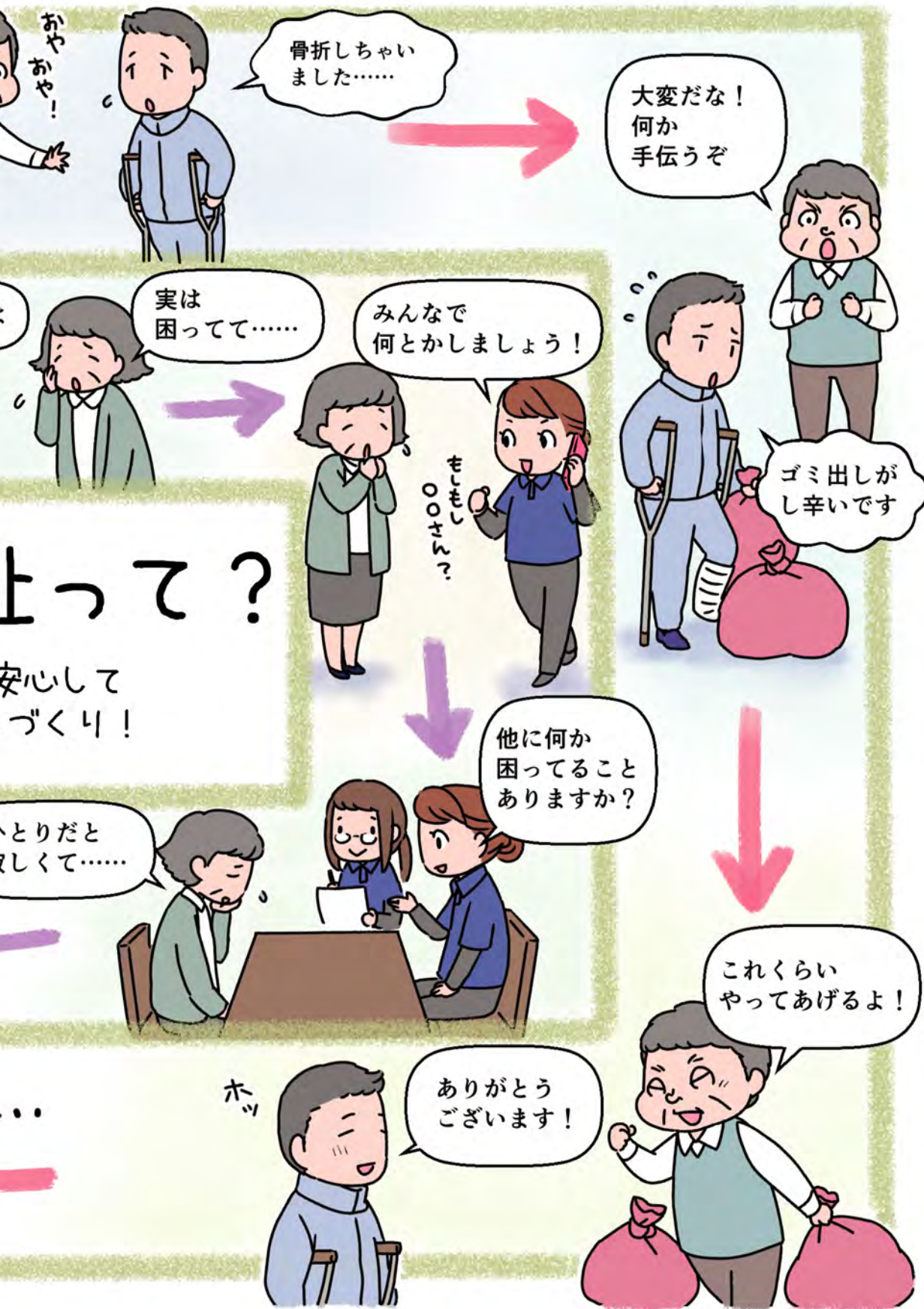
地域福祉

いつまでも
暮らせるまち

支え合う

- ・気軽に「困った」と言える
- ・お互いさまの地域づくり

声をかけあえる
と、悩みごとに気づける



つながり

- ・地域でつながる
- ・いつでも相談できる
- ・顔の見えるネットワーク

届き

- ・困っている人を支えられる
- ・住み慣れた地域で暮らせる





目次

< 長久手市地域福祉計画 >

第1章 総論	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	6
第2章 本市の現状と課題	7
1 データからみる本市の現状.....	7
2 意識調査等からみる地域福祉の現状.....	15
3 第1次計画の取組と評価	23
4 地域福祉をめぐる主な課題.....	26
第3章 計画の基本理念・目標・施策	28
1 基本理念.....	28
2 計画の体系	29
3 基本目標・基本施策	30
第4章 基本施策の展開	32
1 共通して取り組むもの.....	32
2 基本施策の展開	34
基本目標1 みんなが「気づく」きっかけ、場があるまち	34
基本目標2 みんなが「つながる」楽しさを知るまち.....	37
基本目標3 みんなに「届く」安心なまち	42
基本目標4 みんなで「支え合う」喜びを知るまち	45
基本目標5 みんなに「たつせがある」成長できるまち	47
3 地域福祉の担い手との連携・協働	50
4 地域福祉活動計画との連携.....	50

第5章 長久手市地域福祉活動計画 53

- 1 地域福祉活動計画策定の趣旨 53
- 2 計画の基本的な考え方 57
- 3 地域福祉活動計画の体系 60
- 4 アクションプランの展開 61

第6章 長久手市地域自殺対策計画 98

- 1 計画の基本的な考え方 98
- 2 本市の自殺の現状 100
- 3 ライフステージ別対策 106
- 4 相談先一覧 117

第7章 計画の推進 118

- 1 計画の周知・啓発 118
- 2 計画の推進 118

資料編 119

- 1 第2次長久手市地域福祉計画・地域福祉活動計画、
地域自殺対策計画策定委員会 120
- 2 策定の経緯 122
- 3 市民との協働 124
- 4 用語集 129
- 5 地区カルテ 130



表紙、目次、P14, P26, P35, P38, P44, P51, P55, P56, P57, P59,
P61, P107, P111, P115, P116, P117, のイラスト 真希ナルセ



総論

1 計画策定の背景と目的

近年、人口減少・少子高齢化や核家族化の進行、一人ひとりの価値観や考え方、ライフスタイルの多様化など、社会環境の変化により、地域のつながりが希薄化していると言われています。さらに、8050問題やダブルケアなど複合的な問題の増加、虐待、社会からの孤立など、既存のサービスだけでは対応しきれない制度の狭間といわれる新たな課題が顕在化しています。

このような中、国においては、2016（平成28）年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指すこととしました。

本市では、2014（平成26）年9月策定の地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「第1次計画」という。）において、地域の人たちが見守り、お互いに支え合うことで誰もが安心して暮らせるまちを目指し、取組を進めてきました。

今は人口が増加している本市においても、いずれは人口減少が訪れ、高齢化は一層進み、厳しい行財政運営を強いられることが予想されます。そのような時代に対応するには、今のうちから時間をかけ、これまで以上に行政主導から市民主体のまちづくりへ転換する必要があります。

こうした背景から、「第1次計画」の基本理念を引き継ぐとともに、第6次長久手市総合計画（以下「ながくて未来図」という。）と整合を図りながら、「第2次長久手市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。市民とともに本計画を推進し、市民主体のまちづくりに取り組んでいきます。

また、2016（平成28）年の自殺対策基本法の改正により、市町村にも自殺対策の計画策定が義務付けられることとなりました。自殺対策と地域福祉は密接に関連していることから、地域自殺対策計画は、地域福祉計画と一体的に策定します。



2 計画の位置づけ

(1) 地域福祉とは

わたしたちは地域において、様々な問題や困りごとに日々向き合い、解決しながら生活しています。そのなかには、自分たちで解決できずに困っており、支援を必要としている人がいます。地域福祉とは、こうした様々な課題に対して、市民・団体・事業者・行政などが協働して解決に取り組み、住み慣れた地域において誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていこうとする取組のことをいいます。

(2) 地域福祉計画・地域福祉活動計画・自殺対策計画とは

「地域福祉計画」とは、「地域福祉を推進するためのしくみをつくる計画」で、社会福祉法第107条の規定に基づき、市が策定します。また、同計画では、次の5つの事項を踏まえ、具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、計画に盛り込むことが求められています。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ること」と規定されている「社会福祉協議会」（以下「社協」という。）が中心となり策定する、民間の行動計画です。「市民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な計画として、具体的な行動と関係機関の役割分担が明示されたもので、民間組織である社協の行動計画として策定します。

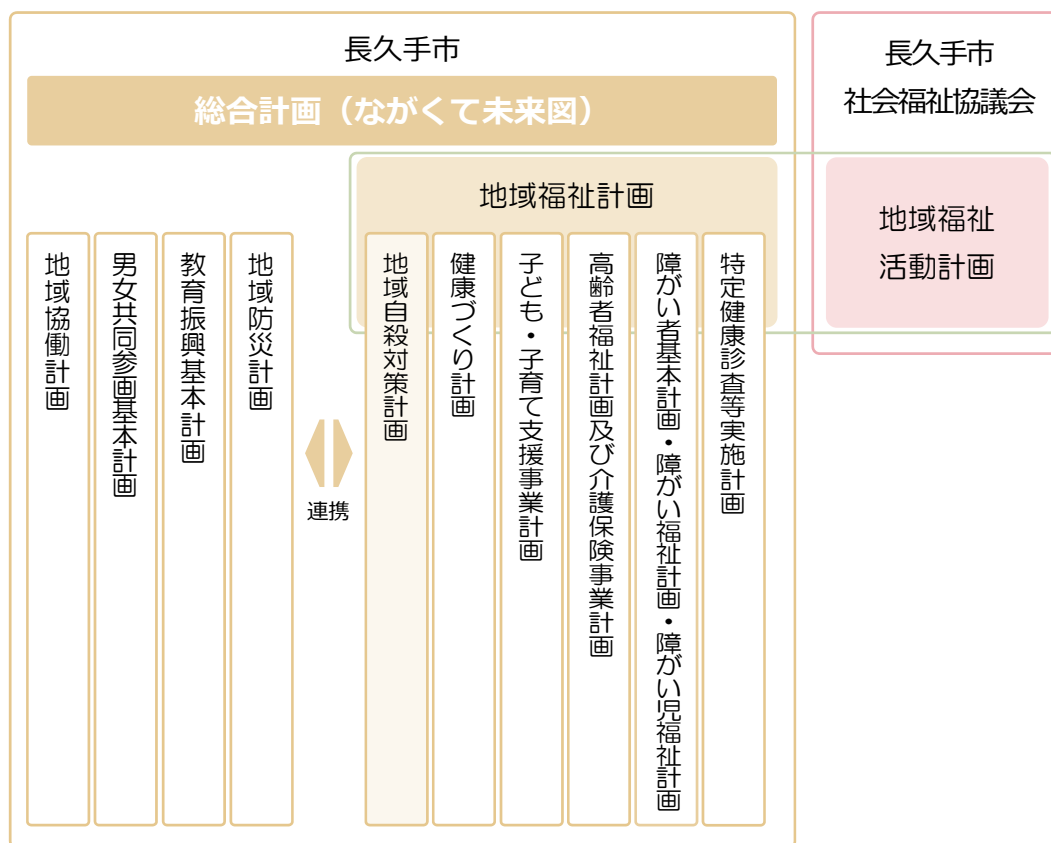
「地域自殺対策計画」とは、誰もが「生きることの包括的な支援」として自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づき策定するものです。



(3) 各計画の位置づけ

長久手市地域福祉計画は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉を推進するため、策定する計画であり、各福祉に関する計画の上位計画です。「地域福祉活動計画」と協働して策定し、実効性を高めるものとしします。また、長久手市地域自殺対策計画は、生きることへの包括的支援として、幅広い視点から自殺の予防につなげられるよう地域福祉と協働して策定しました。

なお、地域福祉計画と地域自殺対策計画は、「長久手市みんなで作るまち条例」の趣旨に沿って推進し、10年ごとのまちづくりの指針となる総合計画に基づいて策定するものです。また、防災やまちづくり、男女共同参画など、地域福祉の推進において関連がある分野との連携も図ります。



(4) 地域共生社会の実現に向けて

1 国の取組

2016（平成28）年7月、厚生労働省に『「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部』が設置され、同年10月から「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」において、地域共生社会の実現に向けた議論が進められました。

そして、2017（平成29）年6月には、社会福祉法が一部改正され、「地域共生社会」の実現に向けた取組の方向性が示され、地域福祉推進の理念として、①支援を必要とする住民や世帯が抱える複雑・複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握と関係機関との連携などによる解決を図ること、②市町村は、支援を行う関係機関の相互の協力が円滑に行われ、支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めること、③市町村地域福祉計画の記載事項として福祉に関し共通して取り組むべき事項を追加することなどが明記されました。

2 ながくて未来図の取組

本市が目指す10年後の姿やそれを実現するための施策を示した「まちづくりの指針」であり、2050年には老若男女がまちづくりに関わることが当たり前になり、市民主体のまちづくりが文化として定着するよう、多くの市民に役割を担ってもらう（＝種を蒔く）ことに主眼を置いて策定されています。

そして、市民一人ひとりが地域に役割と居場所を持ち、関わり合い、お互いに助け合い支え合える「地域で共生するまち」にしていくことが重要であるとして、本市の将来像を次のとおり掲げています。

幸せが実感できる 共生のまち 長久手
～ そして、物語が生まれる ～



3 地域福祉計画の取組

国の取組やながくて未来図の取組、本計画の事業などにより、本市における包括的な支援体制を構築し、地域福祉を推進させ、地域共生社会を実現していきます。

また、以下の事業は、特に重点的に取り組んでいくものになります。

① 共通して取り組むべき事項

地域における高齢者・障がい者・児童の福祉などに関し、各分野が連携して行うことにより、事業の効果や支援を一層高めることができる取組を行います。

② 包括的な支援体制の整備に関する事項

・ 地域力強化推進事業

地域の調整役となるCSW（コミュニティソーシャルワーカー）が中心となって、市民同士が日頃から見守り、支え合える関係性を築く取組を行います。

・ 多機関協働相談支援包括化推進事業

市民に身近な圏域で分野を超えた課題に総合的に相談に応じる包括的な支援システムを構築し、個人や世帯の複合的な課題や制度の対象とならない課題も含めて、適切な関係機関につなぎ、連携しながら生活再建を図ります。



3 計画の期間

計画の期間は、2019年度から2023年度までの5か年とします。

ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度の改正、関連する個別計画との整合に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

計画\年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	
総合計画						第6次総合計画（ながくて未来図）										
地域福祉計画・地域福祉活動計画		第1次地域福祉計画・地域福祉活動計画					第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画									
地域自殺対策計画						長久手市地域自殺対策計画										
高齢者福祉計画及び介護保険事業計画		第7次高齢者福祉計画 第6期介護保険事業計画			第8次高齢者福祉計画 第7期介護保険事業計画			第9次高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画								
障がい者基本計画		第3次障がい者基本計画					第4次障がい者基本計画									
障がい福祉計画		第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画					
障がい児福祉計画						第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画				
健康づくり計画		第2次健康づくり計画														
特定健康診査等実施計画						第3期特定健康診査等実施計画										
子ども・子育て支援事業計画		子ども・子育て支援事業計画					第2期子ども・子育て支援事業計画									





第2章

本市の現状と課題

第2章では、統計調査や庁内資料、アンケート調査結果等について、本市の特徴や現状、課題がわかりやすいものを中心に記載しています。

なお、調査実施の主体や更新時期が異なることから記載の年度等に違いがあります。

1 データからみる本市の現状

(1) 人口・世帯等の状況

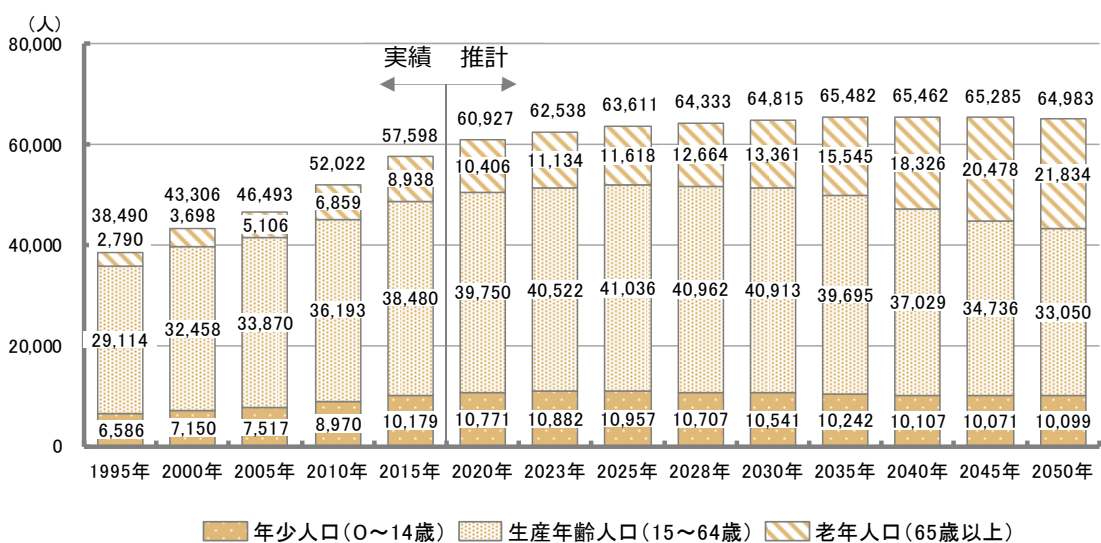
① 総人口・年齢3区分別人口の推移

人口は、年々増加しており2015（平成27）年には57,598人となっています。

年齢3区分別でみると、1995（平成7）年以降いずれの年代も年々増加していますが、特に老年人口（65歳以上）の増加が著しく、2015（平成27）年で8,938人と1995（平成7）年より約3.2倍増加しています。

また、将来推計では、2035年まで人口は増加し、以降緩やかな減少が見込まれます。さらに、総人口の減少と老年人口の増加により、高齢化の急速な進展も予想されます。

総人口・年齢3区分別人口の推移

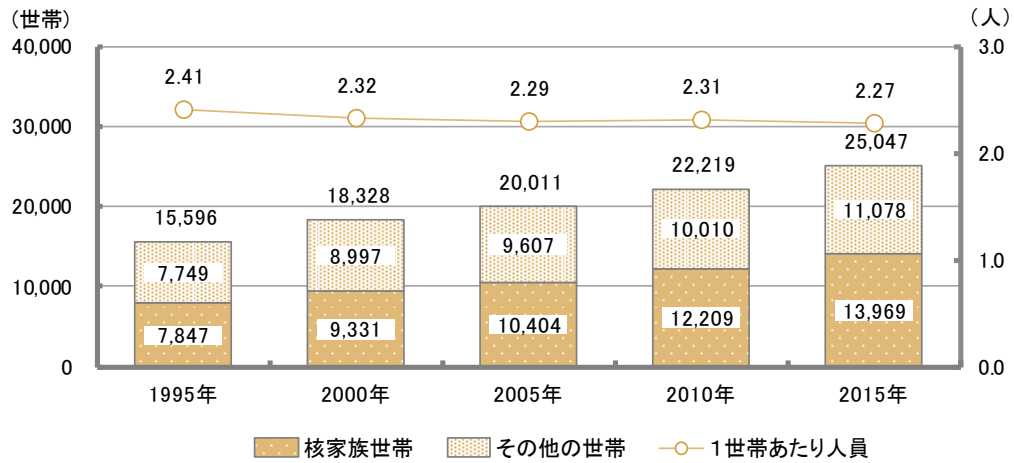


資料：国勢調査及び長久手市将来人口推計報告書
 ※年齢不詳分を各年齢層に按分。なお、各年齢階級別の値を小数点以下で四捨五入しているため、合計値と必ずしも一致しない。

② 世帯数の推移

世帯数の推移をみると、年々増加しており、1995（平成7）年に比べて、2015（平成27）年では25,047世帯と9,451世帯増加しています。一方、1世帯あたり人員は、減少傾向にあり、2015（平成27）年では2.27人となっています。

世帯数の推移



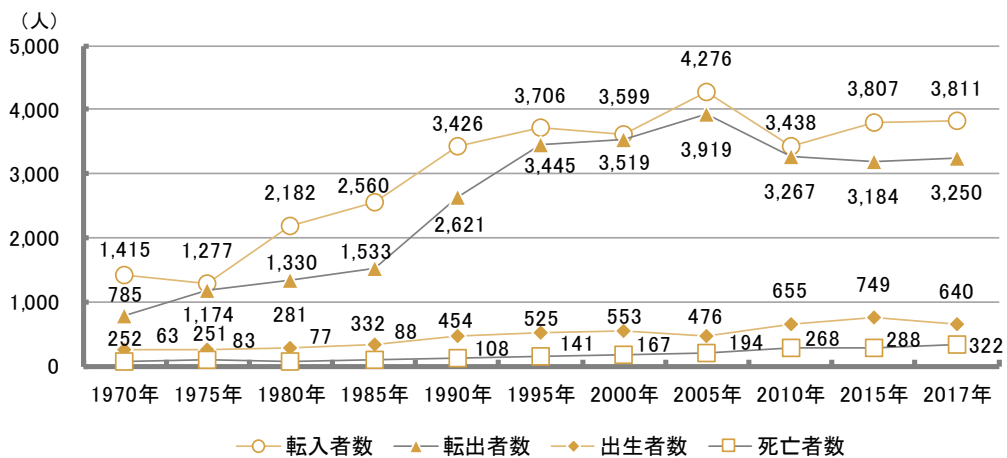
資料：国勢調査

③ 人口移動（自然推移、社会推移）

人口移動の推移をみると、出生者数が死亡者数を上回る自然増、転入者数が転出者数を上回る社会増の傾向が続いています。

愛知県では、人口が増加していますが、社会増・自然減となっており、死亡者数が出生者数を上回っています。

自然推移、社会推移



資料：あいちの人口（年報）平成30年

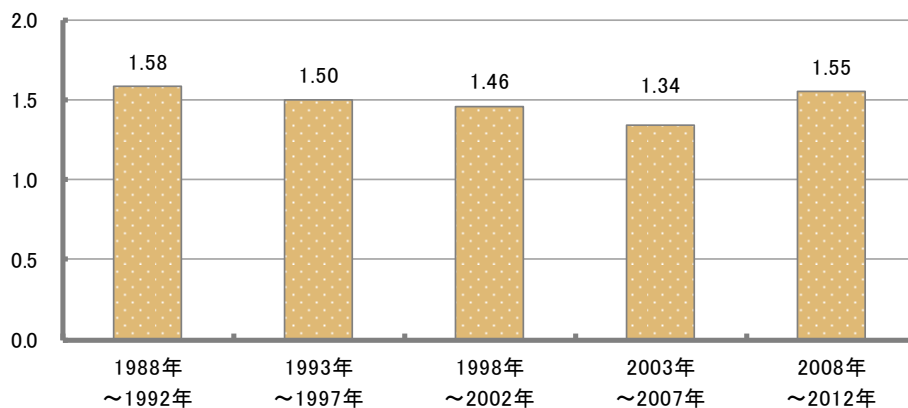


(2) 子どもの状況

① 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、2003（平成 15）年から 2007（平成 19）年まで年々減少していましたが、その後上昇しています。

合計特殊出生率の推移

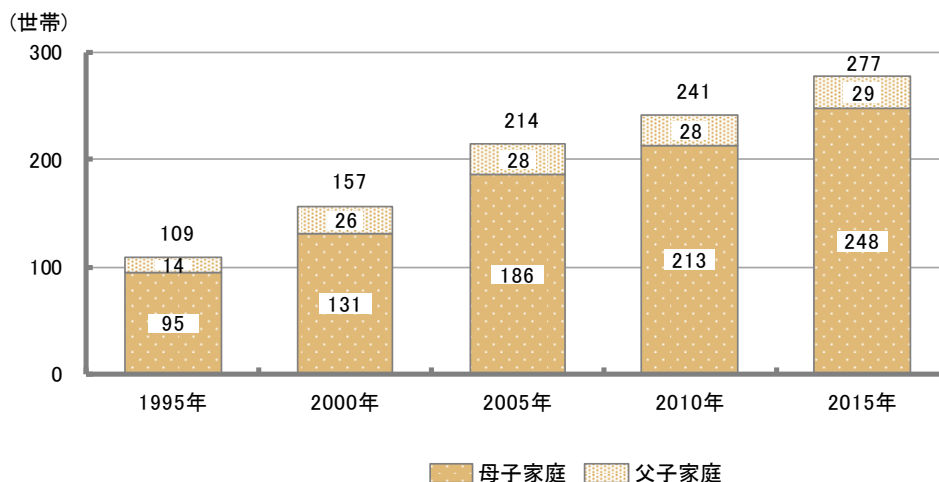


資料：長久手市人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略

② ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯の状況をみると、年々増加しており、2015（平成 27）年には 277 世帯となっており、1995（平成 7）年と比べて、約 2.5 倍となっています。家庭別でみると、母子家庭は年々増加しているのに対し、父子家庭は 2000（平成 12）年以降横ばい傾向となっています。

ひとり親世帯の状況

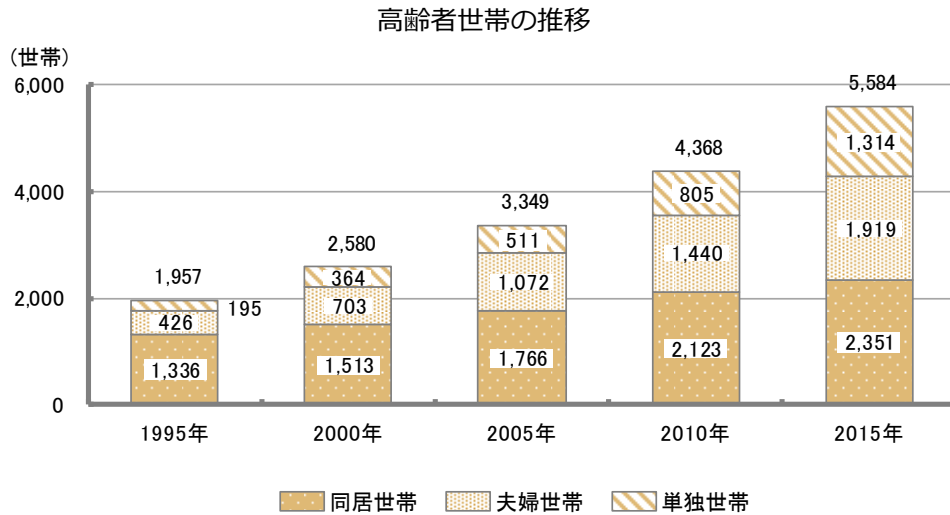


資料：国勢調査

(3) 高齢者の状況

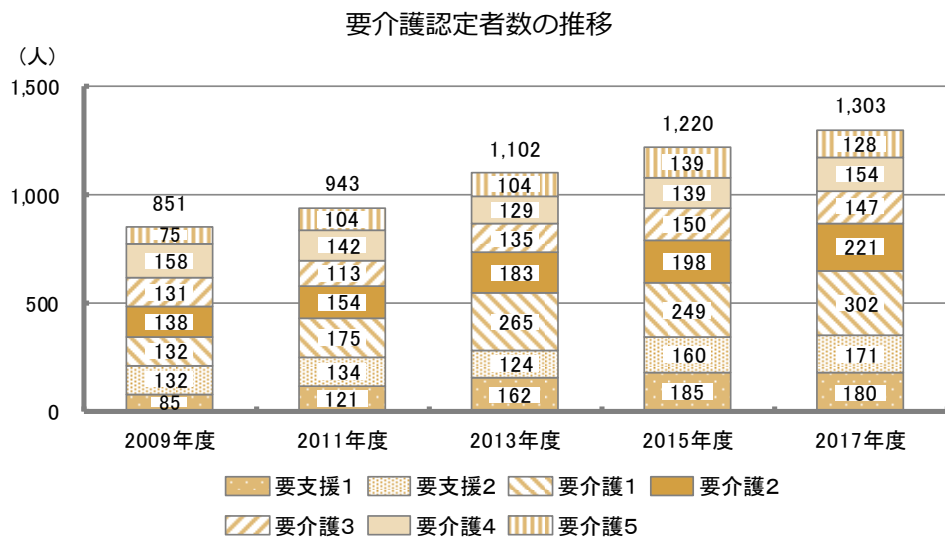
① 高齢者世帯の推移

高齢者世帯の推移をみると、年々増加しており、2015（平成27）年には5,584世帯と、1995（平成7）年と比較し、約2.9倍となっています。世帯別でも、いずれの世帯も増加しています。



② 要介護認定者数の推移

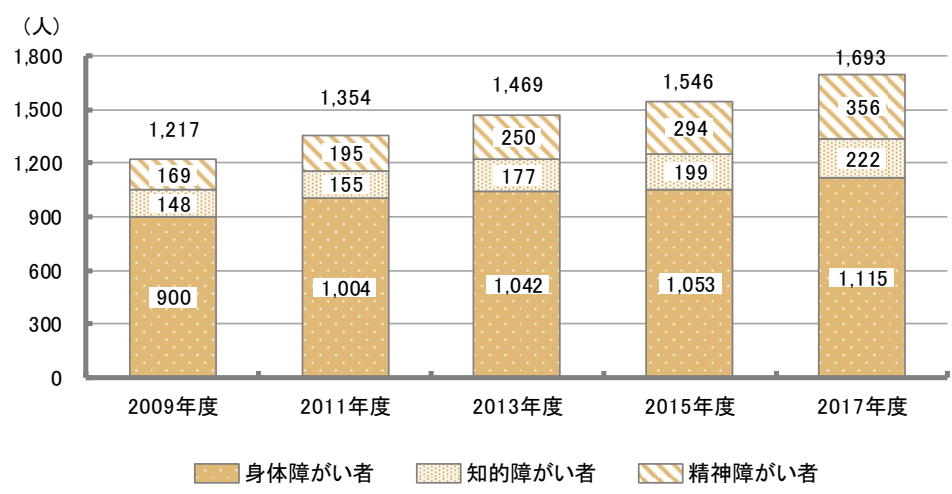
要介護認定者数の推移をみると、年々増加しており、2017（平成29）年度には1,303人となっています。介護度別でみると、いずれも増加傾向にあり、特に要支援1と要介護1が増加傾向となっています。



(4) 障がい者手帳の交付状況

障がい者手帳の交付数の推移をみると、年々増加しており、2017（平成 29）年度には 1,693 人となっています。障がい別でみると、いずれも増加しており、特に精神障害者保健福祉手帳の交付が増加傾向となっています。

障がい者手帳の交付数の推移

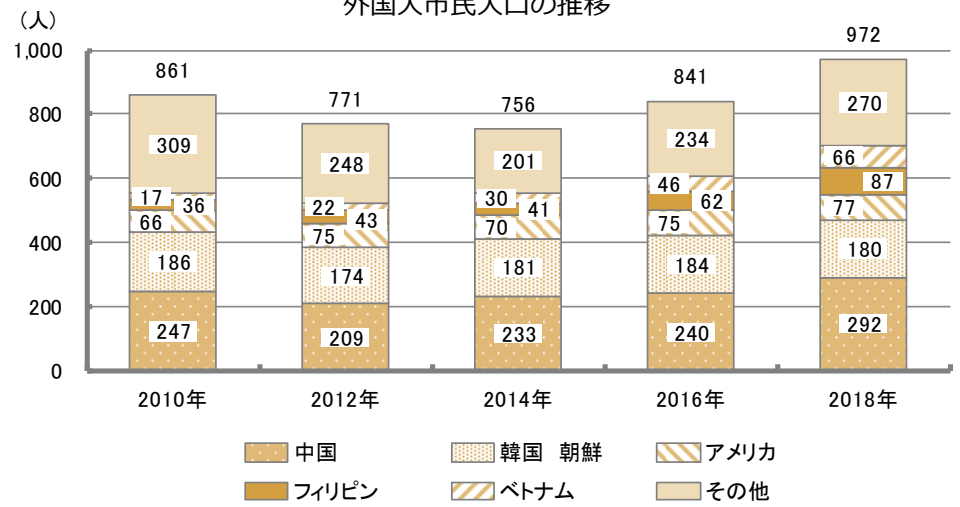


資料：ながくての統計

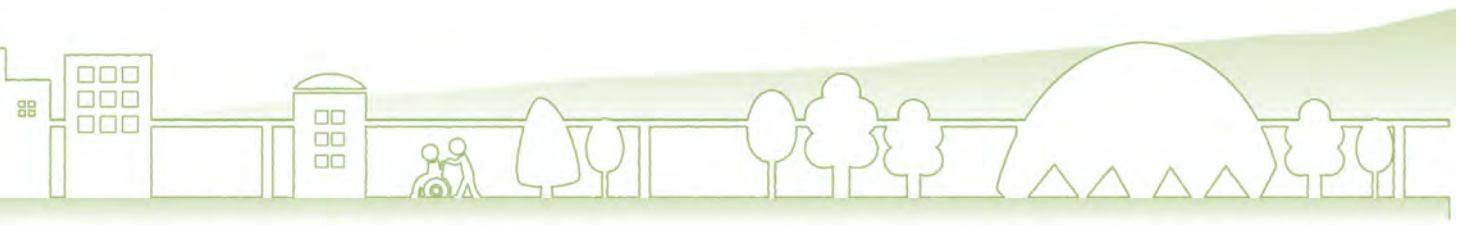
(5) 外国人の状況

外国人市民人口の推移をみると、増減を繰り返しながら、2014（平成 26）年以降増加傾向にあり、2018（平成 30）年には 972 人となっています。国籍別では、中国、韓国・朝鮮、アメリカ、フィリピン、ベトナムの順に多くなっています。

外国人市民人口の推移

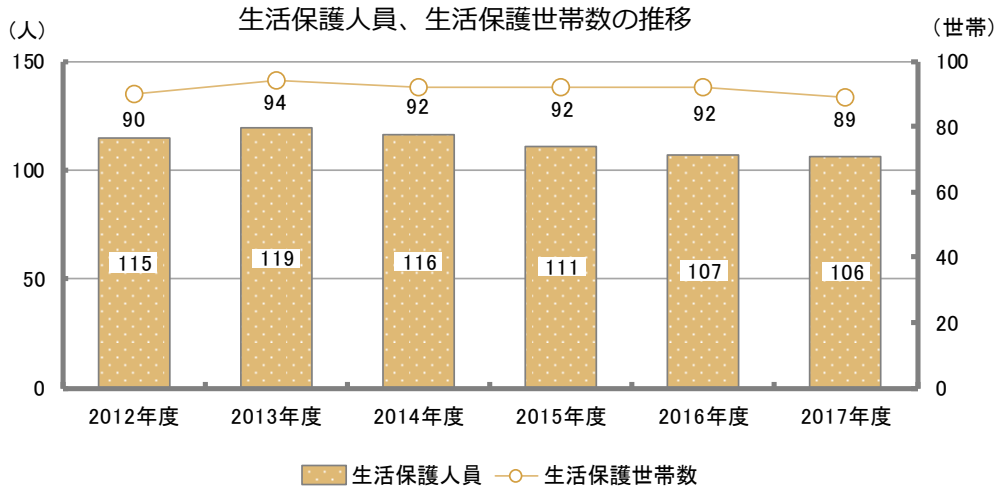


資料：ながくての統計



(6) 生活保護の状況

生活保護人員の推移をみると、2013（平成 25）年度以降減少しており、2017（平成 29）年度には 106 人となっています。また、生活保護世帯数の推移も減少傾向で、2017（平成 29）年度には 89 世帯となっています。

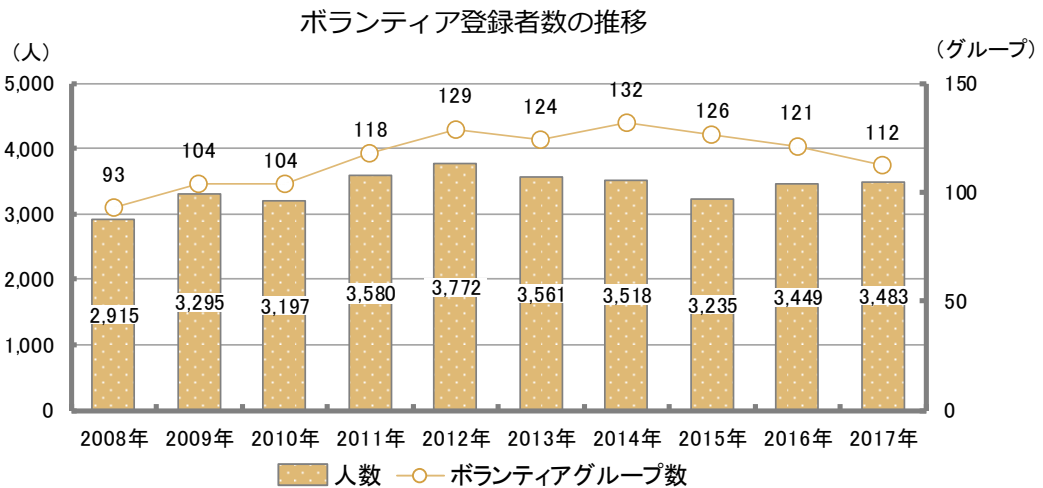


資料：ながくての統計

(7) 地域活動団体等の状況

① ボランティア登録者数の推移

ボランティア登録者数の推移をみると、2012（平成 24）年度の 3,772 人をピークに減少を続けていましたが、2016（平成 28）年度に増加し、3,449 人となっています。また、ボランティアグループ数の推移をみると、2014（平成 26）年度をピークに減少していて、2017（平成 29）年度には 112 グループとなっています。

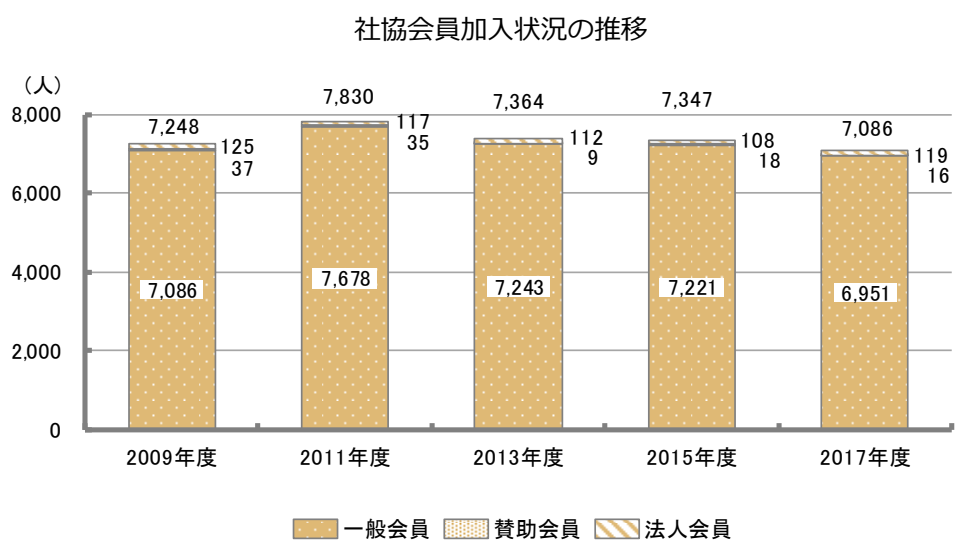


資料：ながくての統計



② 社協会員加入状況の推移

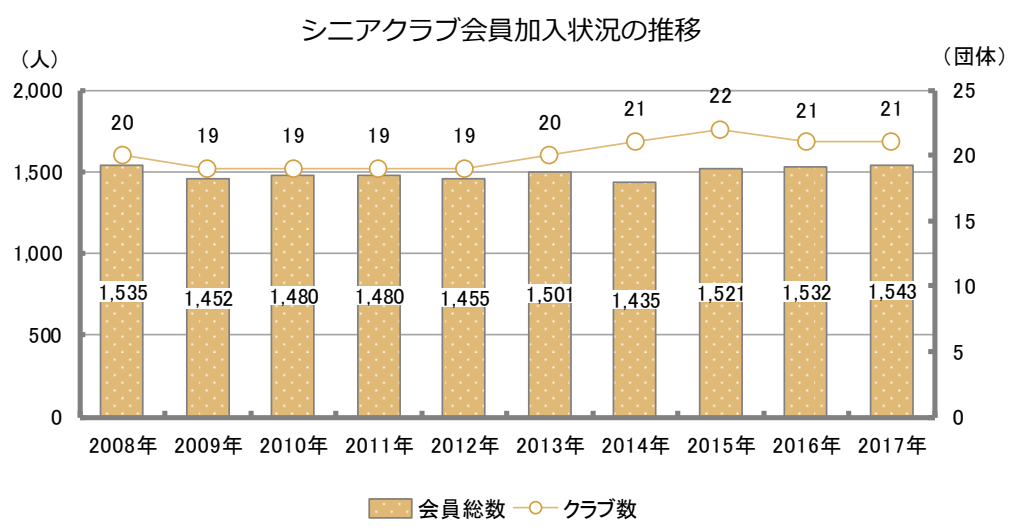
社協会員加入状況の推移をみると、増減を繰り返しながら減少傾向となっており、2017（平成 29）年度には 7,086 人となっています。



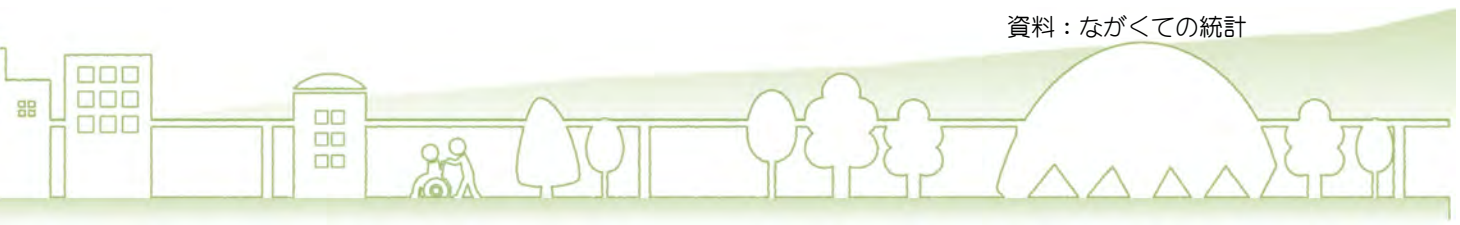
資料：ながくての統計

③ シニアクラブ会員加入状況の推移

シニアクラブ会員加入状況の推移をみると、会員総数は 2009（平成 21）年度以降、増減を繰り返しながら増加傾向となっており、2017（平成 29）年度には 1,543 人となっています。またクラブ数の推移をみると、2008（平成 20）年度から増減を繰り返し、2017（平成 29）年度には 21 団体となっています。

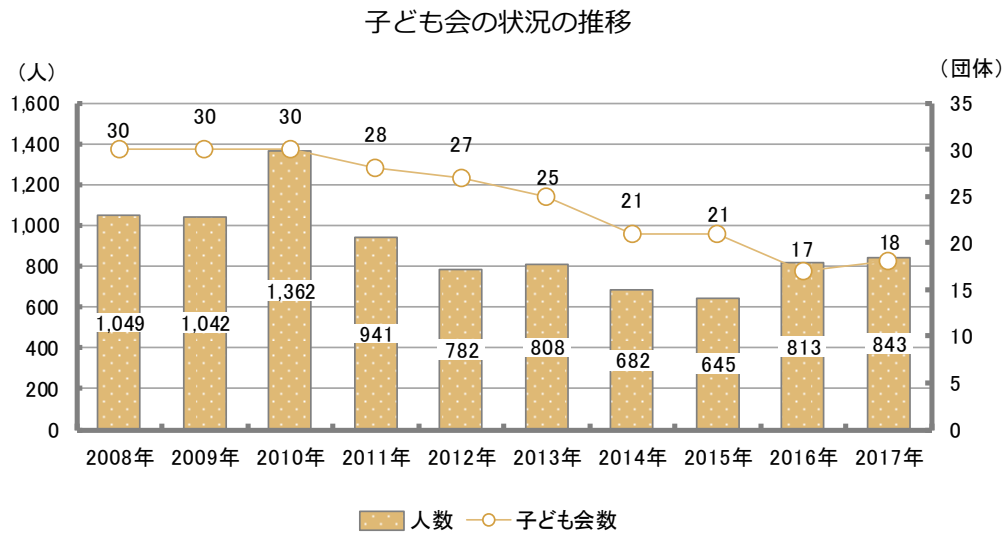


資料：ながくての統計



④ 子ども会の状況の推移

子ども会の状況をみると、2010（平成 22）年度に大きく増えましたが、以降は増減を繰り返しながら、減少傾向となっていました。2016（平成 28）年度から増加傾向となっています。また、団体数は減少傾向が続いています。



資料：ながくての統計



2 意識調査等からみる地域福祉の現状

地域福祉に関する現状を把握するために、以下の調査等を実施しました。調査結果を踏まえ、特に本市の特性などが分かるものを記載します。

(1) 調査等の概要

① 長久手市の地域福祉に関する市民意識調査

- 調査対象：市内在住の15歳以上の男女5,000人を無作為抽出
- 調査期間：2018（平成30）年3月29日から2018（平成30）年4月20日まで
- 調査方法：郵送による配布・回収
- 回収状況：配布数5,000通 有効回収数2,175通 有効回収率43.5%

② 地域と福祉に関する懇談会

- 調査対象：各小学校区
- 調査期間：2018（平成30）年5月12日から2018（平成30）年6月3日まで
- 調査方法：小学校区ごとに懇談会を実施
- 参加人数：計51人が参加

③ 団体ヒアリング

- 調査対象：市内で活動するボランティア団体等
- 調査期間：2017（平成29）年10月から2018（平成30）年3月まで
- 調査方法：ヒアリングシートを基に聞き取り、意見の聴取
- 参加団体：計50団体へのヒアリングの実施

④ 集いの活動に係る意識調査

- 調査対象：市内で活動する「集いの活動」79か所
- 調査期間：2017（平成29）年11月から2018（平成30）年3月まで
- 調査方法：訪問し、アンケートを実施
- 回収状況：主催者 67人、利用者 716人

⑤ 地域福祉計画の策定への参加希望者との協働

- 調査対象：地域福祉計画の策定に参加した希望者
- 協働期間：2017（平成29）年11月から2019（平成31）年3月まで
- 協働方法：会議などを開催し、意見の聴取、交換を実施
- 実施状況：計4回開催し、延べ41人が参加



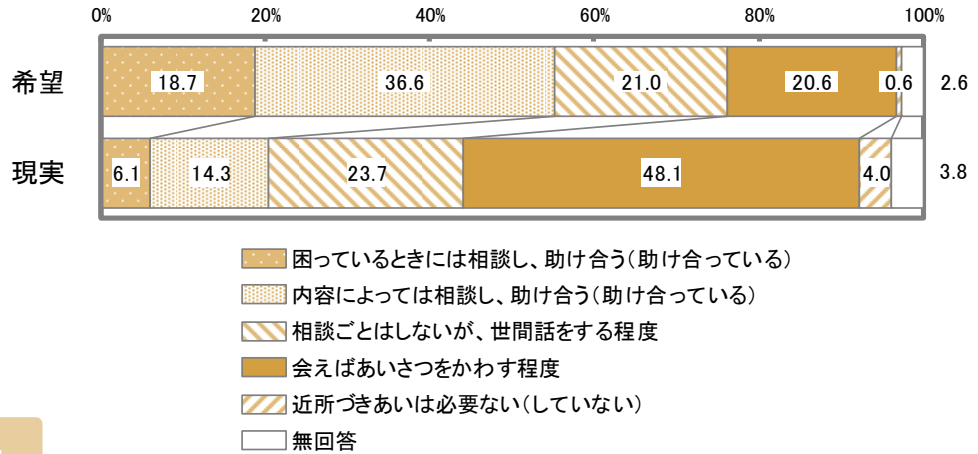
(2) 地域福祉に関する市民意識調査

① 近所づきあいの現状と希望について

調査結果



- あなたは今後、近所の人たちとどのような付き合い方を望んでいますか
○あなたは、日ごろ近所の人たちとどのような付き合いをしていますか



分析

◎近所づきあいの現状と希望にギャップがある

市民が望む今後の近所づきあいをみると、「内容によっては相談し、助け合う」の割合が36.6%と最も高く、「困っているときには相談し、助け合う」と合わせると5割以上の方が助け合いの必要性を感じ、そういった付き合い方を望んでいます。

しかし、日頃の近所づきあいの現状をみると、「会えばあいさつをかわす程度」の割合が約5割となっており、助け合いを日頃行っている割合はわずか2割にとどまります。



ポイント

近所づきあいの現状と希望のギャップを埋め、希望どおり、助け合いができる地域づくりをしていくために、普段のちょっとした手助けや声かけなど、周りに目を向けることが必要です。

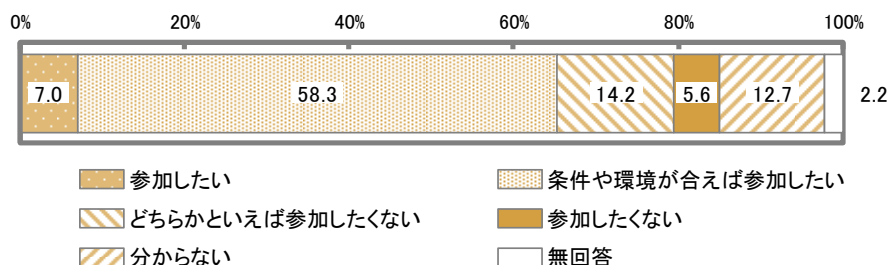


② 地域活動への意向について

調査結果



○あなたは、地域で行われている活動に参加したいと思いますか



分析

◎地域活動への参加は、条件や環境の整備と参加への意思の低さが課題

地域で行われている活動への参加意思について、「参加したい」との回答は1割以下となっています。また、「条件や環境が合えば参加したい」といった声が最も多く、6割近くとなっています。

ポイント

地域活動への参加に向けて、一人ひとりが参加しやすいような工夫や地域活動への参加に対する周囲の理解が必要です。

調査結果

「どちらかといえば参加したくない」「参加したくない」を合わせた回答も2割程度となっています。

ポイント

参加したくないと思う人が「参加したい」と思えるようにするには、どのようにしていけば良いかが課題です。

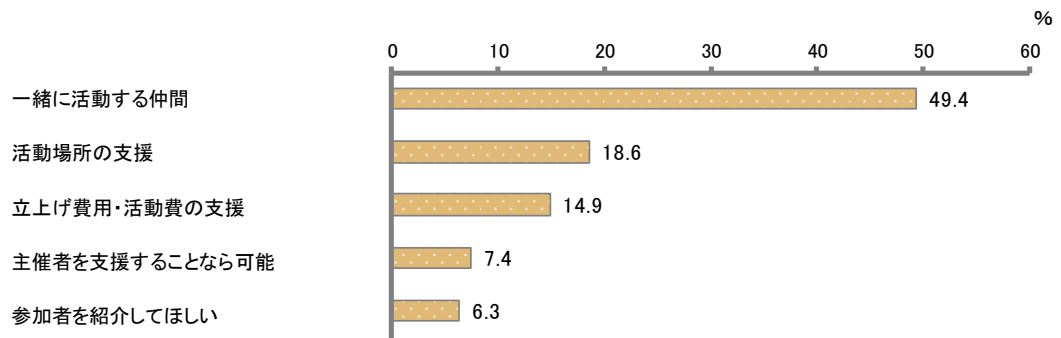
③ 地域活動と地域のあり方について

調査結果

Q

○自分自身が地域で何か活動を始めるときに、
どのような支援があれば活動しやすいですか（上位5項目）

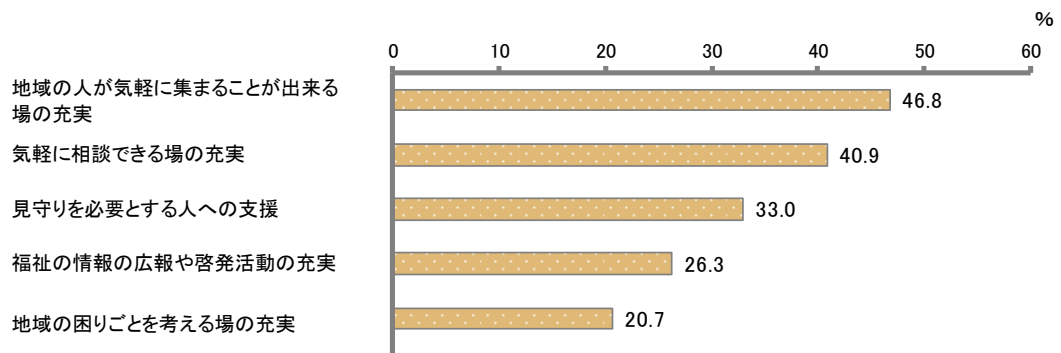
A



Q

○あなたは、地域で安心して暮らしていくために、
どのような地域のあり方が大切だと思いますか（上位5項目）

A



分析

※上位5項目には、「特にない」「その他」及び無回答等は除きます。

◎地域でのつながりが必要

「一緒に活動する仲間」がいれば活動を始めやすいという回答が約5割と高くなっています。また、地域での安心した暮らしのためにも、「地域の人気が軽に集まることできる場の充実」「気軽に相談できる場の充実」が求められます。



ポイント

地域活動が広がることで、場が充実し、地域全体の安心が高まると考えられます。周りと一緒に地域活動に一步踏み出すことで、より安心・安全なまちづくりにつながります。



④ 近所づきあいについて

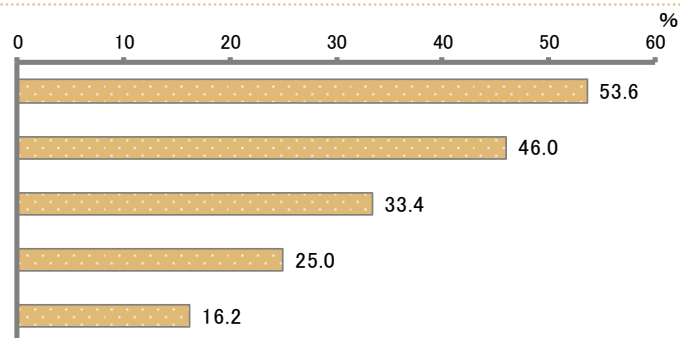
調査結果

Q

○あなたは、地域の人々がお互いに力を合わせて、住みよい地域を実現していくうえで課題となることはどのようなことだと思いますか（上位5項目）

A

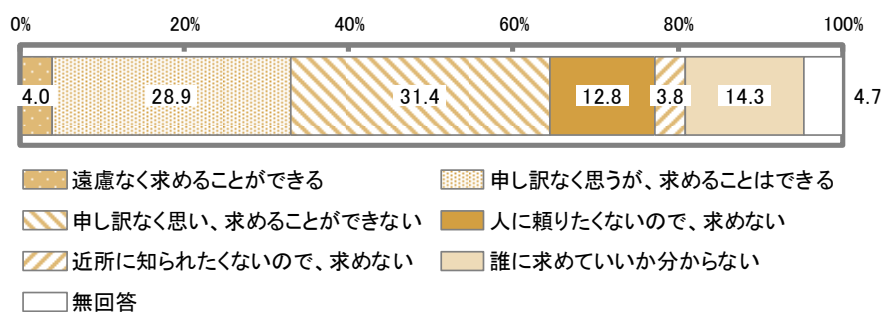
近所づきあいが減っていること
 地域に関心のない人が多いこと
 地域での交流の機会が少ないこと
 助け合い、支え合いが必要ないと思っている人が多いこと
 自治会の加入者が減っていること



Q

○あなたは、高齢や病気、事故などで、手助けが必要なとき、近所の人たちに助けを求めることができますか

A



分析

◎近所づきあいから助けを求めやすい地域に

住みよい地域の実現のための課題では、「近所づきあいが減っていること」の割合が高くなっています。また、「地域に関心のない人が多いこと」の割合も4割半ばを超えています。

さらに、手助けが必要なときに近所の人たちに助けを求めることが「申し訳なく思い、求めることができない」の割合が3割以上となっています。

ポイント

地域での困りごとは、地域で助け合い、支え合って解決していくことが望めます。一人ひとりが地域に関心を持つように努め、お互いに支え合える関係づくりを進めていくことが求められます。

⑤ 地域における助け合いについて

調査結果



○隣近所に、介護や子育て等で困っている家庭があった場合、

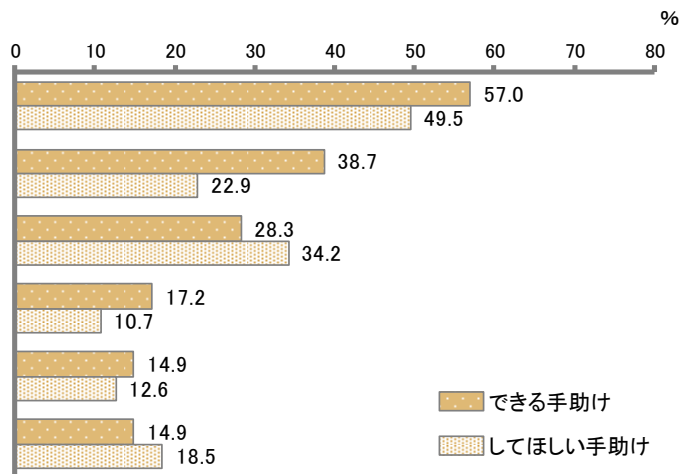
あなたはどのような手助けができますか（上位6項目）

○高齢や病気、事故などで、手助けが必要なとき、

近所の人たちにどのようなことをしてほしいですか



見守りや安否確認の声かけ



話し相手

災害時の手助け

ごみ出しの手伝い

悩み事の相談相手

買い物の手伝い

できる手助け

してほしい手助け

分析

◎「手助けできること」と「手助けしてほしいこと」が一緒に

自分が手助けできること、手助けしてほしいこと共に「見守りや安否確認の声かけ」の割合が高くなっています。また、手助けできることでは「話し相手」が2番目に高いのに対し、手助けしてほしいことでは「災害時の手助け」が2番目になっています。



ポイント

隣近所において、日常的なつながりがあると災害時の助け合いも円滑にできていきます。手始めとして、手助けできること、手助けしてほしいことの割合が高い、「見守り」や「安否確認の声かけ」など、できること・必要なことから始めることが大切です。



(3) 市民の声（地域懇談会・団体ヒアリング・自由意見等）

地域懇談会や団体ヒアリング、市民意識調査の自由記述などを通じて、アンケート調査以外にも様々なお話をうかがいました。

主な意見	
良いところ	多くの人、団体が活動しており、活動に対して支援がある。
	高齢者は高齢者、子育て世代は子育て世代のコミュニティができています。
	活動をしている人が多く、いきいきとしている。
	以前と比べて開発が進み、便利になり、きれいな街並みになった。
	公園が多い。リニモが走っている。名古屋市に隣接している。
	オレンジベストを着用していると、児童たちがあいさつしてくれる。
	買い物や食事の場などもあり、誰もが地域で暮らすことができる。
改善したいところ・課題など	活動の担い手が少なく、参加者も固定化しており、特に男性の参加者が少ない。
	活動に参加したいと思うが、仕事をしていると時間が合わず、参加できない。
	子どもが多いため、どこも混雑しており、また、車の数も多くて道が混む。
	車がないと移動が不便で、駐車できる場所も少ない。
	認知症や障がいの介護をしている人同士が相談できる場が少ない。
	制度が多すぎて分かりにくい。
	相談できる場所への連絡方法が分からない。
	人の転入が多く、誰が住んでいるか分からない。
	家にこもりがちな高齢者が多い。
望まれること	身近な場所に活動できる場所が増えると良い。
	顔の見える関係をつくるためには、何かきっかけづくりが必要である。
	「助け合い」について、必要性を感じることで疎遠を解消するきっかけになる。
	外に出てこない人・出てこれない人へのアプローチを考える。
	防災意識が低く、あいさつ運動や声かけが必要である。
	他団体との連携や交流など、ある程度の旗振りには行政が行うことが必要である。
	次世代への担い手を育成していく。
	地域の活動に1度でも参加すれば、様々なことが見えてくる。
参加したくなるような活動や集まりを行っていく必要がある。	
分かりやすい福祉や地域の周知が必要である。	



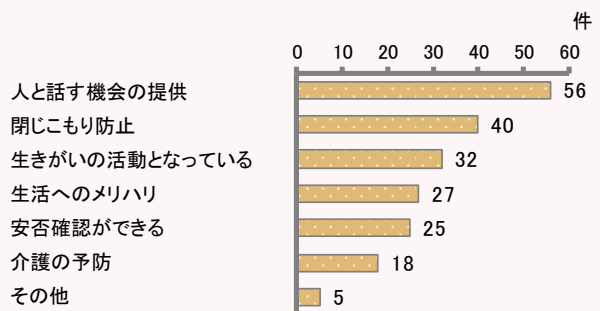
(4) 集いの活動に係る意識調査

対象	アンケート方法
市内で活動する「集いの活動」79か所	活動場所を直接訪問し、シートを配布・回収
回収状況	
主催者：67名	利用者：716名

〔主催者へのアンケート〕

Q: 「集いの活動」の効果で感じたことをお教えてください

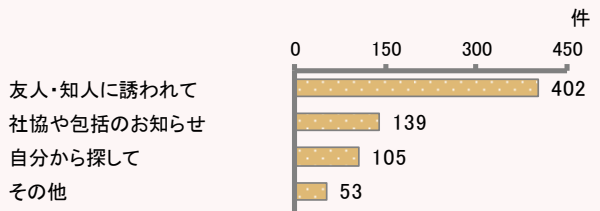
- 「人と話す機会の提供」が56件と最も高く、多くの参加者にとって地域での交流の場として機能しています。
- 「閉じこもり防止」「生きがいの活動」も高く、交流の提供だけでなく、その人らしく暮らすために必要な生きがいの場となっています。



〔利用者へのアンケート〕

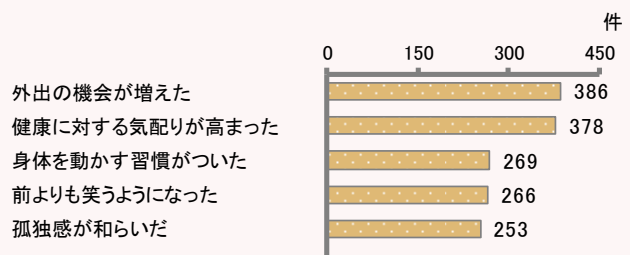
Q: 「集いの活動」に通い始めたきっかけは？

- 「友人・知人に誘われて」の件数が最も高く、周りの人の声かけがきっかけになっています。
- 「自分から探して」の件数は他に比べて低いため、活動の情報が手に入りやすいように工夫が必要です。



Q: 「集いの活動」に通うことであなたにどんな効果がありますか？

- 「外出の機会が増えた」「健康に対する気配りが高まった」の件数が高くなっています。また、「前よりも笑うようになった」と答える人も多く、集い場を利用することで、身体的にも、精神的にも良い影響が生じています。



3 第1次計画の取組と評価

(1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画の評価

第1次計画の取組事業全体の進捗状況は、「計画どおり実施されている」が74.5%、「概ね計画どおりだが、一部未実施」が19.1%という結果となりました。方針別では、基本目標5の「みんなに『たつせがある』成長できるまち」の進捗率が最も高く、基本目標1の「みんなが『気づく』きっかけ、場があるまち」が最も低くなりました。

地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗状況（2014年度～2017年度）

上段：事業数、下段：割合（%）

基本目標	計画どおり実施されている	概ね計画どおりだが、一部未実施	大幅に計画から遅れている	未実施	計
1 みんなが「気づく」きっかけ、場があるまち	18 (69.2%)	5 (19.2%)	2 (7.7%)	1 (3.8%)	26
2 みんなが「つながる」楽しさを知るまち	19 (70.4%)	6 (22.2%)	2 (7.4%)	—	27
3 みんなに「届く」安心なまち	29 (76.3%)	7 (18.4%)	1 (2.6%)	1 (2.6%)	38
4 みんなで「支え合う」喜びを知るまち	16 (76.2%)	4 (19.0%)	1 (4.8%)	—	21
5 みんなに「たつせがある」成長できるまち	23 (79.3%)	5 (17.2%)	1 (3.4%)	—	29
計	105 (74.5%)	27 (19.1%)	7 (5.0%)	2 (1.4%)	141

(2) 基本目標ごとの評価

○ 基本目標1 みんなが「気づく」きっかけ、場があるまち

取組

生活に困っている人が抱えている課題について、早期に発見・共有するために、お互いに見守り、何かあったときに気づいてもらえるまちを目指し取組を実施しました。

主な施策

支え合いマップの作成、保健師地域活動、CSWの配置、見守りサポーターながくて養成事業、生活困窮者自立支援事業

評価

課題が深刻化する前に早期に発見し、支援につないでいくためには、市民一人ひとりが地域の中で気づきの感度を高めることが必要です。これまでの取組により、その必要性の理解や地域における見守り体制の充実を推進してきましたが、より多くの人に理解してもらうために、引き続き、地域とともに重層的なネットワークの構築、見守り体制づくりを通して「気づき」を促進することが必要です。

○ 基本目標2 みんなが「つながる」楽しさを知るまち

取組

生活に困っている人が抱えている課題は多様化していることから、市民・団体・事業者・行政などが連携し、協力し合えるまちを目指し取組を実施しました。

主な施策

地域共生ステーション事業、在宅医療福祉連携事業、障がい者相談支援事業、地域交流のつどい・サロン活動の支援



評価

人と人がつながることができるような場の設置や活動の支援、ネットワークを構築できる仕組みづくり、相談窓口の充実などを推進しました。今後は、更なる推進とともに、活動に参加するためのきっかけづくりや、複合化した課題に対するより円滑な支援体制を築いていくことが必要です。

○ 基本目標3 みんなに「届く」安心なまち

取組

住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活できるようにするためには、ニーズに合った支援が必要のため、様々な利用者に対して支援の手が届くまちを目指し取組を実施しました。

主な施策

福祉有償運送、ワンコインサービス、病児・病後児保育事業、グループホーム運営支援、日常生活自立支援事業、権利擁護業務



評価

公的なサービスのみならず制度外の支援も含め、様々な事業を実施し、安心して生活できるよう、利用者に支援が「届く」仕組みを築きました。今後は、サービスが充実しているだけでなく、生きがいを持って、主体的に生活できるまちづくりを目指していく必要があります。



○ 基本目標4 みんなで「支え合う」喜びを知るまち

取組

地域で生活していくためには、地域での支え合いが大切なため、市民活動への参加や、気軽に支援をお願いできるような関係づくりなど、お互いに支え合えるまちを目指し取組を実施しました。

主な施策

地域福祉ポイント制度、市内一斉防災訓練、避難行動要支援者登録事業、地区社協設置事業、災害時ボランティアセンター事業

評価

地域の活動へ参加するためのきっかけづくりや、支え合う必要性を感じてもらうための取組などを推進しました。地域での支え合いを推進していくためには、まずお互いが知り合うことや日頃の関係づくりを進めていくことが土壌となるため、日頃から気軽に隣近所と付き合える関係づくりを進める必要があります。

○ 基本目標5 みんなに「たつせがある」成長できるまち

取組

福祉や人とのつながりについて学び、考え、行動していく環境づくりや市民誰もが地域の中にそれぞれの役割と居場所を持つ「たつせがある」まちを目指し取組を実施しました。

主な施策

住民プロジェクト推進事業、地域福祉学習会、社会福祉協力校助成

評価

福祉や地域のことを知ることで、地域での支え合いの意識を育む機会の提供やその人その人に合った活動に触れる機会をつくりました。今後一層、地域全体がいきいきとしていくためには、ともに地域を盛り上げていける人財の育成や協働が必要なことから、多くの人々が意識や知識を高めることができる機会が必要です。



4 地域福祉をめぐる主な課題

現状・特性・意識調査・第1次計画の取組と評価・団体ヒアリング・地域懇談会などの意見聴取を踏まえ、本市の取り組んでいく主な課題を次の5つにまとめました。

いろんな課題があるんだね



課題1

市民への意識の醸成

本市は、転入者の増加に伴い人口が増えていますが、居住年数が短い人ほど会えばあいさつを交わす程度の付き合いの割合が高く、地域とのつながりは薄くなっています。また、年齢や居住地区、居住年数に関わらず、近所の人たちと相談し、助け合える関係を望む人が多くいますが、実際にはあいさつを交わす程度となっています。

多くの人が地域で助け合える関係になるためには、まずは一人ひとりが周囲を気にかけて、見守り、気づき、声を掛け合うことが大切です。気になった人がいたときには、声をかけたり、支援先を案内したりすることができるような、意識を持った担い手を増やしていく必要があります。

課題2

つながりの促進

市民意識調査や団体ヒアリング、地域福祉懇談会などの多くのところで、本市の課題の1つとして「つながりがない」ということが挙げられています。さらに、「気軽に相談できる場」や「集まることができる場」、「一緒に活動する仲間」を求めている人が多いことから、人と人がつながり、知り合い、気軽に相談したり、活動することができる地域にしていくこと求められています。

なお、相談の中には専門的なものや複雑なものもあり、適切な相談機関につなげることが必要なものもあります。そうした場合に専門機関へしっかりつなげられることが必要です。



課題3

包括的な支援体制

親の介護と子育てを同時にしなければならないダブルケアの問題や、80代の親が50代のひきこもりがちの子どもを養っている8050問題など、個人や世帯単位で様々な課題を抱え、支援を必要としているケースが増えています。適切に相談につながらずに孤立化してしまうケースや、相談先がわからずに状態が深刻化してしまうケースなどもあり、問題が発見された場合に適切な相談先につなげる仕組みや、より円滑で包括的な支援体制の整備が求められます。

また、住み慣れた地域で元気に暮らし続けるためには、法に基づいた支援だけではなく、その人に合った支援を市民・団体・事業者・行政などで考え、協働し、届く仕組みが必要となります。

課題4

支え合える関係づくり

住みよい地域の実現への課題として、意識調査などでも「近所づきあいが減っていること」が挙げられています。一人ひとりが安心して地域で暮らし続けるためには、市民同士が知り合うことが大切です。また、知り合うことでちょっとした困りごとを、相談したり、助け合える関係となる土壌となります。

現状では手助けを必要としていても、申し訳なく思い、求めることができない人も多く、今後は、「困ったときはお互いさま」と気軽に助け合える関係になっていくことが必要です。

課題5

地域や福祉への学びの育み

福祉や地域の取組は様々なものがありますが、必要な人に届いていなかったり、制度自体が複雑で分かりにくかったりします。意見聴取でも「学びの機会が必要」、「取組をまとめたものが欲しい」などの意見がありました。福祉や地域のことを知ること、理解することで意識を育む機会につながります。

また、参加することで、より楽しく、健康でいきいきと暮らし続けることや地域の担い手となるような学びの機会を増やし、地域全体がいきいきとなるような取組が必要です。

第3章

計画の基本理念・目標・施策

1 基本理念

本市では、第1次計画策定後、福祉制度の充実に加え、CSWの配置や見守りサポーターの養成などにも取り組んできましたが、ダブルケアや8050問題といった同一世帯において複合的な問題を抱えていたり、縦割りの制度の狭間に陥ってしまうなど、地域福祉に関する課題やニーズはこれまでにないスピードで複雑化、多様化が進んでいます。こうした課題への対応には、これまでの価値観とは異なる人口減少時代を見据えた福祉のあり方を考えていかなければいけません。

そのためには、これまで以上に地域における問題を発見し、それを市民・団体・事業者・行政などが「我が事」として共有し、その問題解決に向けて様々な支援を届け、地域として支え合う仕組みをつくり、それぞれが役割を担い、生きがいをもって自分らしく暮らせる「たつせがある」まちづくり、すなわち「地域共生社会の実現」を目指す必要があります。

以上の考え方をもとに、基本理念は第1次計画に引き続き、「気づき、つながり、届き、支え合う、たつせがあるまち ながくて」と定めます。

「気づき、つながり、届き、支え合う、
たつせがあるまち ながくて」

※たつせがある：誰もが地域で役割を担い、生きがいを持って自分らしく過ごすことができる、市の目指すまちづくりの方向を表した言葉として、長久手市が使用している言葉です。

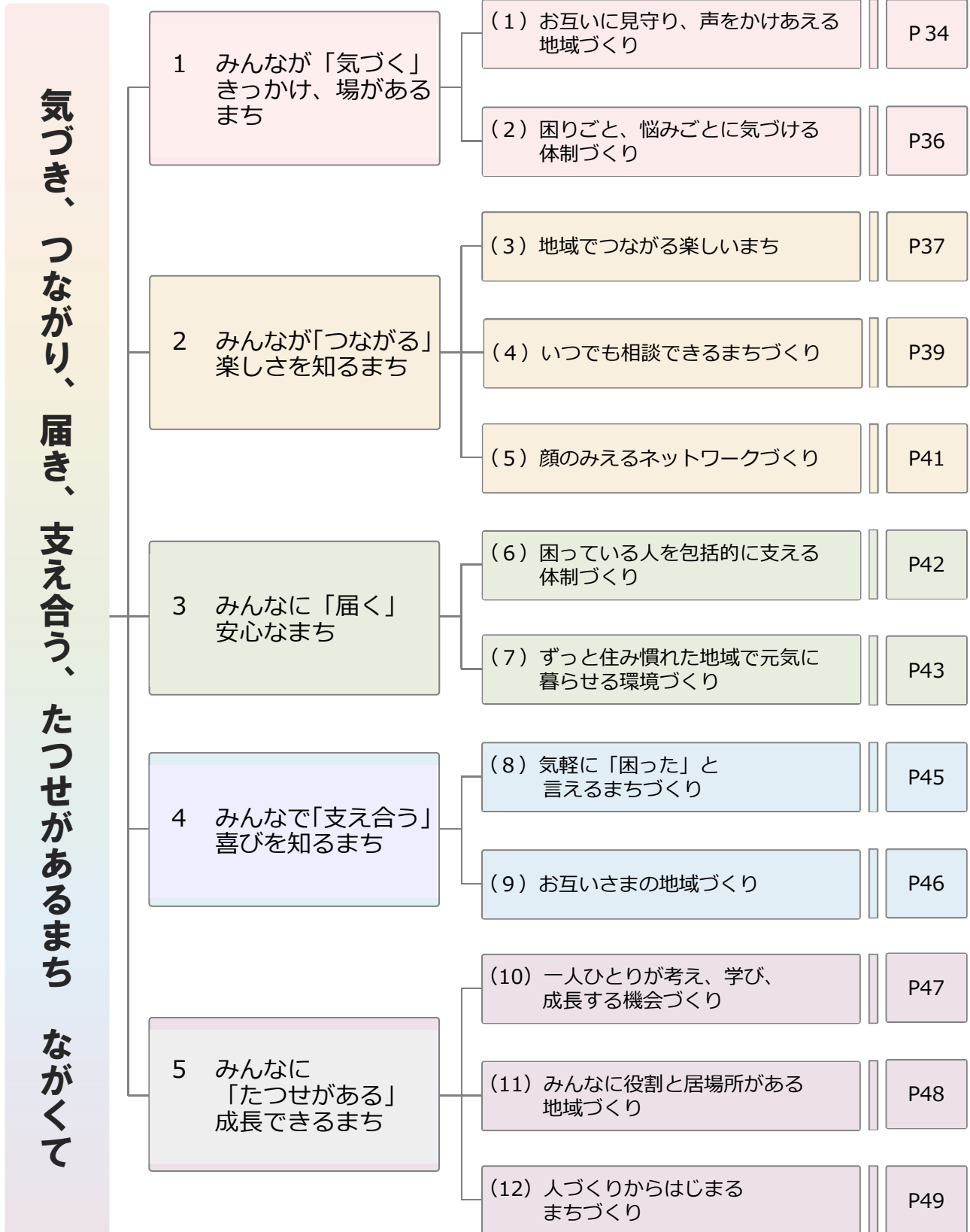


2 計画の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 基本施策 〕



3 基本目標・基本施策

基本理念である「気づき、つながり、届き、支え合う、たつせがあるまち ながくて」を実現していくため、5つの基本目標と、基本目標ごとに基本施策を定めました。これらの基本施策を推進し、地域共生社会を実現していきます。

基本目標

1

みんなが「気づく」きっかけ、場があるまち

生活に困っている人が抱える問題について、すべてを行政が把握することは困難です。「最近、近所に住んでいる高齢の人の元気がない」など、身近でなければ発見できない、地域の中で生活している人にしか見えない問題もあります。なかには、本人やまわりも問題として気づいていないものや、自らSOSを発信できずに、悩みを抱え込んでいる人もいます。

そのため、小さな声も拾えるように他人に関心を持つことや、わずらわしさをいとわず、声をかけるなど「おせっかいさん」になることも大切です。

いつまでも住み慣れたまちで安心して暮らし続けていくために、お互いに見守り、何かあったときに気づいてもらえるまちを目指します。

基本施策

- (1) お互いに見守り、声をかけあえる地域づくり
- (2) 困りごと、悩みごとに気づける体制づくり

基本目標

2

みんなが「つながる」楽しさを知るまち

地域には、家族や友人をはじめ、たくさんの人が生活し、活動や集まりなど様々なものがあります。そして、知り合うきっかけは、あいさつであったり、活動に参加するなど様々です。知り合うことで楽しみや話し合いが生まれ、支え合える土壌ができていきます。

また、困りごとや悩みごとは人によって様々で、どこに相談したら良いかわからず適切な支援に結びつかないことがあります。誰かの困りごとや悩みごとに気づいたときには、相談を聞いて、解決策を一緒に考えたり、必要に応じて専門家につなぐことが大切です。なかには、公的なサービスの対応では限界があるものでも、困っている人と地域で手助けできる人がつながることで解決できる問題も存在します。

市民・団体・事業者・行政などがつながり、支援に結び付けていくために、いつでも気軽に相談ができるまち、問題の解決に向けて、ともに協力し合えるまちを目指します。

基本施策

- (3) 地域でつながる楽しいまち
- (4) いつでも相談できるまちづくり
- (5) 顔の見えるネットワークづくり



基本目標

3

みんなに「届く」安心なまち

すべての人が、住み慣れた地域で、自分らしく、安心して生活できるようにするためには、地域の「気づき」や「つながり」によって把握された地域課題の解決に向けて、それぞれのニーズに応じた適切なサービスが包括的に提供される必要があります。

生活全体を見据えた専門的なコーディネーターによる個別ケアを軸に、市民・団体・事業者・行政などが協働で包括的に提供する体制づくりを通して、権利やサービスの情報などの支援が必要な人に「届く」仕組みを実現します。

生活課題や困りごとは複雑化・複合化しており、その解決においては、従来の「縦割り」の考え方では十分に行き届きません。そのため、庁内の連携促進による切れ目ない支援が必要な人に届くまちを目指します。

基本施策

- (6) 困っている人を包括的に支える体制づくり
- (7) ずっと住み慣れた地域で元気に暮らせる環境づくり

基本目標

4

みんな「支え合う」喜びを知るまち

困りごとを解決したり、支援していくためには、公的なものだけでなく、地域で生活している人や自治会、ボランティアなど様々な関わりが欠かせません。東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨などでは、災害などの発生時やその後の復興での長期継続的支援において、日頃からの近所づきあいや支え合いの大切さが再認識されています。

そのため多くの人々が地域の活動に参加し、困りごとを気軽に相談できるような関係づくりを進め、市民・団体・事業者・行政など、みんなが協働してお互いに支え合えるまちを目指します。

基本施策

- (8) 気軽に「困った」と言えるまちづくり
- (9) お互いさまの地域づくり

基本目標

5

みんなに「たつせがある」成長できるまち

みんなが福祉や支え合うことの大切さに関して学び、考え、行動していく気持ちが増えれば、地域福祉はより一層推進していくことになります。

また、一人ひとりに役割と居場所があれば、その人らしい活躍の場（「たつせがある場」）が生まれ、より楽しく、健康でいきいきと暮らし続けることができます。

そのように、誰もが地域の中でそれぞれに役割と居場所がある「たつせがある」まちを目指します。

基本施策

- (10) 一人ひとりが考え、学び、成長する機会づくり
- (11) みんなに役割と居場所がある地域づくり
- (12) 人づくりからはじまるまちづくり



第4章

基本施策の展開

1 共通して取り組むもの

社会福祉法の改正に伴い、地域課題や社会資源の状況などに応じて、各分野が連携して事業を行うことにより、それぞれの効果や効率性、対象者の生活の質を一層高めることができるよう、創意工夫ある取組が期待されます。

国のガイドラインを踏まえ、本市の状況を鑑み、優先的に取り組む課題を選択しました。

(1) 取組内容一覧

取り組むべき内容	課題・現状など	関係課 (◎：主管課)
誰もがつながる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の中で多世代のより多くの人々が継続的につながるための仕組みが必要。 ・「企業からの退職」や「子育ての一段落」など、今まで地域に関われなかった人に参加してもらえるような仕組みが必要。 ・市民意識調査では、「地域で安心して暮らしていくために必要なこと」として、約5割が「気軽に集まることができる場の充実」と回答。 ・本市の関係施設、民間や事業所などの活用できる空いている部屋や、集える場などの把握や共有がされていない。 	たつせがある課 生涯学習課 文化の家 ◎福祉課 長寿課 子ども未来課 子ども家庭課 中央図書館
農と地域福祉の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・農業を活用し、障がいのある人の雇用機会の拡大や人材不足による耕作放棄地の有効活用のため、現在行っている農福連携事業と相乗的に効果を発揮することが必要。 ・農を通じた、就労機会や生きがい・つながりの確保。 ・福祉事業所が取り組んでいるが、活動の一部にとどまり、雇用機会の拡大につながっていない。 ・農側には農地の有効活用への期待があり、福祉側には訓練の場としての期待と技術や経験不足の不安があり、一層の相互理解が必要。 	◎福祉課 長寿課 みどりの推進課
災害等における自力での避難が困難と思われる人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・いざ災害が発生した際に、高齢者、障がい者、乳幼児などの災害弱者への支援が円滑に行えるよう、その把握や連携の仕組みを地域と一緒に考えていくことが必要。 ・隣近所における付き合いが希薄となっているため、平時からご近所がつながり、顔の見える関係をつくり、地域で見守りや支援が行える仕組みが必要。 ・まちづくり協議会や自主防災組織、民生委員・児童委員との連携による安否確認・避難支援について、今後より実状を踏まえた取組が必要。 	たつせがある課 ◎安心安全課 福祉課 長寿課 健康推進課 子ども未来課 子ども家庭課



取り組むべき内容	課題・現状など	関係課 (◎：主管課)
包括的な相談支援体制の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・現在も様々な相談機関が協働しているが、今後より円滑、かつ、複合的な課題に対応し、世帯全体を支える支援体制が必要。 ・市民からの意見として、「どの窓口に行けば良いか分からない」、「気になる人を見かけても、どうすれば良いか分からない」といったものがあり、問題が発見された場合により適切な相談先につなげる仕組みが必要。 ・市民意識調査によると、悩みの相談先として「身近な人」が多数を占めているため、身近な地域で相談を受け、必要に応じて相談窓口適切につなげられる仕組みが必要。 ・相談機関や関係団体・地域などがアウトリーチを行うにあたり、連携・協働できるような体制が必要。 ・潜在的な課題の把握ができていないため、地域や各種支援機関と連携して早期発見する仕組みづくりが必要。 ・制度や部署ごとで把握している情報について、見守りや緊急対応に備え必要な情報の集約が必要。 ・包括的な相談支援を推進するため、各部署、各機関等の意識醸成が必要。 	<p><相談支援体制> ◎悩みごと相談室 福祉課 長寿課 健康推進課 子ども未来課 子ども家庭課 教育総務課</p> <p><地域との連携> たつせがある課 悩みごと相談室 安心安全課 ◎福祉課</p>
交通弱者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・移動を支援する事業は、様々な部署が実施しているが、移動困難者に対しあらゆる資源を活用することが必要。 ・移動困難者のみならず、妊婦や幼児・児童も含めた交通弱者への支援の検討が必要。 	◎経営企画課 安心安全課 福祉課 長寿課
人財との協働	<ul style="list-style-type: none"> ・本市と地域、団体などは、様々なところで協働し、まちづくりを行っていく必要があるが、キーパーソンとなるような人財や団体の情報が各担当部署のみにとどまっているため、それを共有し、地域づくりをしていくことが必要。 ・稀有な技能等を有する市民、職員などとの連携・協働が行えておらず、方策を検討することが必要。 ・情報共有するにあたり「個人情報への対応」が課題となる。 	総合政策課 経営企画課 ◎たつせがある課 生涯学習課

(2) 取組の進め方

取り組むべき内容は、各分野にまたがるもののため、協働しながら取組を進めていく必要があります。既に事業として進めているものも含め、市民をはじめとした関係者が集まり、現状や課題を共有しながら協働していくものになります。

これらの課題は、長期に検討が必要なものもあるため、計画期間内でどこまで検討が進んだか、また、創意工夫ができないかなど、その進捗の確認を、地域福祉推進委員会にて行っていきます。



2 基本施策の展開

基本目標 1 みんなが「気づく」きっかけ、場があるまち

基本施策（1）お互いに見守り、声をかけあえる地域づくり

人の入れ替わりが多い本市は、ともすると、地域のつながりが希薄なまちになりかねません。

地域がつながる第一歩として、自分が住んでいる地域に関心を持ち、日頃からお互いの顔が見える関係を築くことが大切です。また、「最近、近所に住んでいるあの人の元気が無い」、「いつも来る人が集まりに来ない」など、地域で困っている人や悩みを抱えている人の変化をいち早く感じ取れるのは、その人の周りで生活している人たちです。変化を感じ取ったときに、声をかけたり、支援先を案内したりすることができるような「おせっかいさん」を地域に増やし、安心して暮らし続けられるまちを目指します。



地域で取り組めること

- 「おはよう」や「こんにちは」など、周りの人とあいさつしあう。
- 集まりにいつもいる人が来ないなど、気になることがあれば声をかける。
- 郵便物がたまっている、いつも電気がついているなど、いつもと様子が違うと感じ取った場合に、声をかけたり、適切な機関につなげる。

【市の主な事業】

事業名	取組	担当課
地域見守り 安心ほっとライン	市民や市民の家を仕事で回っている事業者が、ポストに新聞がたまったままになっているなどといった異変を見つけた場合に、専用ダイヤルまで情報を提供してもらって取組を実施します。 長久手市地域見守り安心ほっとライン：0561-63-5556	安心安全課
認知症高齢者等 家族支援事業	認知症のある高齢者などを介護する家族に、早期に発見するための「専用端末機」を貸し出し、行方不明時の迅速な位置検索、保護を目指します。	長寿課
行方不明高齢者保護 ネットワーク事業	行方不明になった高齢者を地域の支援を得て早期に発見できるよう、ネットワーク事業登録協力者にメール（安心メール）で情報を配信します。	長寿課



事業名	取組	担当課
認知症サポーター養成講座	地域において認知症に関する正しい理解を深め、地域全体で認知症を支えていくため、認知症の人や家族を温かく見守る「認知症サポーター」を養成する講座を開催します。	長寿課
地域力強化推進事業	地域の調整役となるCSW（コミュニティソーシャルワーカー）が中心となり、市民同士が日頃から見守り、支え合える関係性を築く取組を行います。	福祉課
生活支援体制整備事業	地域の支え合いを推進する生活支援コーディネーターを配置し、地域資源の把握やサービス提供主体をはじめとする関係者間のネットワーク構築などに取り組むとともに、地域の高齢者などのちょっとした困りごとへのお手伝いをする生活支援サポーターを養成します。また、サロン等の集いの場の情報をまとめた「行こ居こガイドマップ」を作成します。	長寿課
支え合いマップづくり	地域の見守り体制の充実を図るため、地域にどのような困っている人がいて、どのような人と人とのつながりがあり、支え合いが行われているかを再確認し、地域の課題の解決に向けた話し合いの場づくりを支援します。	福祉課
乳幼児健康診査、パパママ教室、育児教室	妊娠期から出産後の乳幼児期、その後の子育ても含め継続的に適切な情報提供を行うとともに、保護者の育児上の不安や悩みを話し合える場を提供し、楽しく子育てができる環境をつくります。	健康推進課
スクールソーシャルワーカーの必要に応じた拡充	社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーが、様々な課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決を図ります。	教育総務課



基本施策（2）困りごと、悩みごとに気づける体制づくり

困りごと、悩みごとのなかには、本人も周りも問題に気づいていない場合や、自らSOSを発信できずに悩みを抱え込んでいる人もいます。そのような人たちの課題を解決するため、地域に出向き（アウトリーチ）、制度の狭間や支援が必要だが支援が届いていない人などに気づくことが大切です。地域に出向き、困りごとや悩みごとなどに気づける体制の充実を図ります。



地域で取り組めること

- 地域のなかで活動している人と話し、その地域の課題などを共有する。
- 地域の気になる人に定期的に声をかけてみる。
- 困りごとや悩みごとを発見したら適切な機関につなぐ。
- どんな時に訪問してほしいか話し合って伝える。

〔市の主な事業〕

事業名	取組	担当課
地域訪問事業	市民ニーズや地域課題を把握するため戸別訪問します。困りごとを抱えた世帯については、情報共有により適切な相談支援に繋がります。	悩みごと相談室
障がいのある人への個別訪問調査	障害者手帳を所持しているが、福祉サービス等の利用がない人について、個別訪問調査を実施します。	福祉課
高齢者実態把握調査	民生委員・児童委員による訪問調査により、65歳以上のひとり暮らし高齢者及び後期高齢者世帯等、見守りが必要な高齢者世帯を把握するとともに、関係各課や地域包括支援センターと情報共有を図り、支援を実施します。	長寿課
保育コンシェルジュ事業の機能強化	子どもを持つ保護者への保育所等に関する情報の提供を実施します。また、子どもを持つ保護者の相談に応じるため、アウトリーチでの相談事業も実施します。	子ども未来課
保育所などへの巡回相談	障がいのある児童を対象とした相談支援事業の相談支援員が、市内の保育所等への巡回相談を実施します。特に就学前の児童や保護者に対する支援を行います。	子ども家庭課
産前産後子育て相談員訪問事業	産前・産後における育児相談の機会を増やすため、地域にある公共施設への保健師等の派遣回数を拡充します。	健康推進課
母子保健コーディネーター事業	妊娠期から子育て期までの支援を今まで以上に切れ目ないものにするために、妊娠中、育児中の母親やその家族の様々な相談に応じます。	健康推進課
地域保健活動事業	誰もが、心や身体の様々な心配事を保健師に気軽に相談することができるよう地域共生ステーションや児童館、老人憩の家、地域集会所において保健師の派遣活動を実施します。また、赤ちゃんから高齢者まで必要のある家庭には家庭訪問を実施します。	健康推進課



基本目標 2 みんなが「つながる」楽しさを知るまち

基本施策（3）地域でつながる楽しいまち

地域には、たくさんの方が生活しており、様々な活動や取組が行われています。人と人が知り合うためには、あいさつや集いの活動・趣味の場への参加など、その人にあった楽しくつながるきっかけが必要です。様々な人が知り合えるような、人と人がつながり、知り合えるまちを目指します。



地域で取り組めること

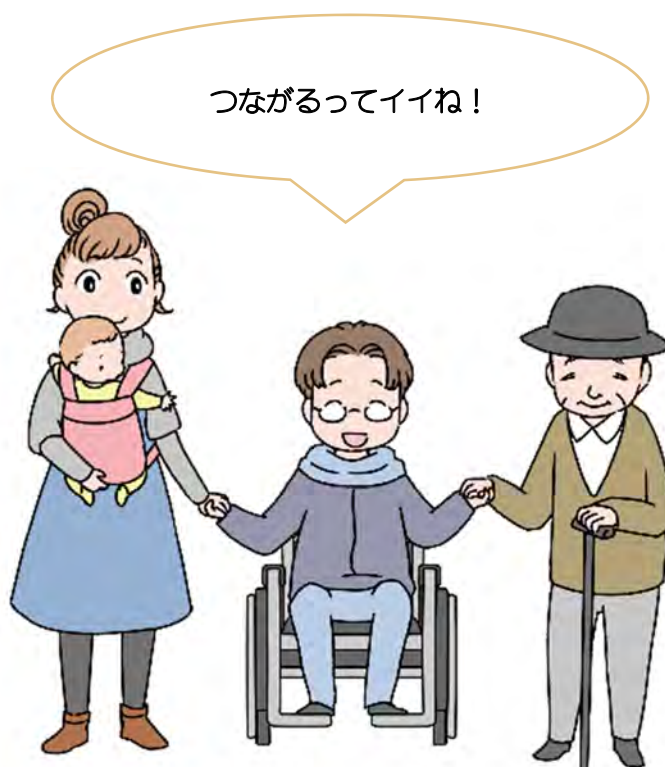
- 様々な活動に参加し、様々な人と知り合う。
- 自分が知った有用な情報を知り合いに伝える。
- 行事や集まりに友達を誘って参加し、他の人たちと知り合う。
- 誰でも気軽に参加できる行事や企画をみんなで一緒に開催する。

【市の主な事業】

事業名	取組	担当課
地域共生ステーション整備事業	各小学校区に自治会のほか、地域に根ざした子供会やシニアクラブ、企業、NPO、各種活動団体等が、地域のために様々な取組を行う拠点となる施設を整備します。	たつせがある課
生涯学習推進事業	公民館の利用促進を図り、生涯学習に関わる団体や個人が、自主的に活動し、交流機会の充実を図ることができるよう支援します。また、学んだことを地域活動や市民活動に生かすことができるよう支援します。	生涯学習課
市民企画支援事業	市民が主体となって行う学習の場を提供し、学んだことを教え合うことにより、出会いの機会が生まれ、人と人がつながるきっかけづくりを行います。また、市民が、学んだことを活かして、地域で活躍できるよう支援します。	文化の家
ながくて地域スマイルポイントの利用促進	市民活動に参加した市民にポイントを付与し、貯まったポイントを様々な特典に交換できるようにして、地域社会への更なる参加を促します。	福祉課
老人憩の家等既存施設の有効活用事業	高齢者をはじめ多様な世代の人たちが、歩いて行ける身近な場所で、地域の人たちと交流できる老人憩の家等既存施設の有効活用の検討に取り組みます。	長寿課



事業名	取組	担当課
地域いきいき ライフ推進事業	市民や事業者など、地域の様々な主体の意欲や創意工夫を活かした健康づくりや支え合いに資するコミュニティの創出を支援します。	長寿課
健康づくり教室事業	生活習慣の改善を目的とした健康づくり教室（栄養指導、運動指導等）を開催し、参加者の仲間づくり、健康づくりを推進します。	保険医療課 健康推進課
保育園・児童館等 での地域交流事業	若者から高齢者まで幅広い世代の市民が保育園や児童館、児童クラブ等の環境整備や行事の補助などに知識や能力を活かしてボランティアとして関わり、子どもたちと交流することにより、地域に根ざした保育園、児童館等を目指します。	子ども未来課
子育て支援センター 事業	地域の子育て支援拠点施設（子育て支援センター）で、子育てに不安や悩みを抱える家庭に対する育児相談や育児に関する情報提供のほか、育児講座や保護者同士の交流の場を提供します。	子ども家庭課



基本施策（４）いつでも相談できるまちづくり

誰もが安心して暮らすためには、困ったときに相談できる場所が必要です。相談の内容によっては、専門的な知識が必要ですが、身近な人の人が相談しやすい場合があります。まずは、身近な地域で相談ごとを受けとめることができるまちを目指します。また、専門的な相談ごとには、地域から専門機関へしっかりつなげることができるまちを目指します。



地域で取り組めること

- 講演会や講座などで知識を身に付け、相談を受けられるようにする。
- 身近に相談できる人をつくり、困ったことがあれば相談する。
- 相談しやすい体制や雰囲気を考え、相談機関に伝える。

〔市の主な事業〕

事業名	取組	担当課
多機関協働相談支援包括化推進事業	複合的・複雑化した課題に的確に対応し、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談支援体制を構築します。	悩みごと相談室
【再掲】 地域力強化推進事業	地域の調整役となるCSW（コミュニティソーシャルワーカー）が中心となり、市民同士が日頃から見守り、支え合える関係性を築く取組を行います。	福祉課
基幹相談支援センター事業	障がいのある人、発達が気になる子どもを持つ人、難病の人の相談に応じます。	福祉課 子ども家庭課
生活困窮者への支援	生活困窮の程度に応じ、必要な支援を行い、その自立を支援します。	福祉課
成年後見センター事業	尾張東部成年後見センターへの委託により、判断力が不十分な認知症のある高齢者、知的障がいや精神障がいのある人の財産や権利を守るための支援を実施します。	福祉課 長寿課
【再掲】 保育コンシェルジュ事業の機能強化	子どもを持つ保護者への保育所等に関する情報の提供を実施します。また、子どもを持つ保護者の相談に応じるため、アウトリーチでの相談事業も実施します。	子ども未来課
児童発達支援センター整備事業	市の中核的な療育施設として、児童発達支援センター（すぎのこ教室を含む）を上郷保育園や上郷児童館と一体的に整備し、障がいのある児童が身近な地域で安心して療育を受けることができる体制を構築します。	子ども家庭課

事業名	取組	担当課
家庭児童相談の充実	子どもへの養育等、様々な困難に直面している家庭を総合的に支援します。要保護児童等への支援のほか、DV防止対策の充実に努めます。	子ども家庭課
【再掲】 子育て支援 センター事業	地域の子育て支援拠点施設（子育て支援センター）で、子育てに不安や悩みを抱える家庭に対する育児相談や育児に関する情報提供のほか、育児講座や保護者同士の交流の場を提供します。	子ども家庭課
【再掲】 産前産後子育て 相談員訪問事業	産前・産後における育児相談の機会を増やすため、地域にある公共施設への保健師等の派遣回数を拡充します。	健康推進課
【再掲】 母子保健 コーディネーター事業	妊娠期から子育て期の支援を今まで以上に切れ目ないものにするために、妊娠中、育児中の母親やその家族の様々な相談に応じます。	健康推進課
【再掲】 地域保健活動事業	誰もが健康相談等を受けることができ、心や身体の様々な心配事を保健師に気軽に相談することができるよう共生ステーションや児童館、老人憩の家、地域集会所において保健師の派遣活動を実施します。また、赤ちゃんから高齢者まで必要のある家庭には家庭訪問を実施します。	健康推進課
精神保健福祉事業	こころの相談室において、こころの悩みを持つ人やその家族からの相談に応じ、必要に応じて医療機関の紹介や適切なサービスが受けられるよう支援し、こころの悩みを持つ人が地域の中で、その人らしく自立して生活できるように支援します。	健康推進課
【再掲】 スクールソーシャル ワーカーの必要に 応じた拡充	社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーが、様々な課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決を図ります。	教育総務課
地域包括支援 センターの活動推進	地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防などの必要な援助を行い、高齢者の健やかな暮らしを包括的に支援します。	長寿課



基本施策（５）顔の見えるネットワークづくり

本市には、様々な活動が広がっており、今後、より一層地域福祉を推進するには、関係機関や団体などと協働していくことが必要です。そのためには、お互いがどのような活動を行っているか、どのような課題を抱えているかを知り合い、問題の解決に向けてともに協力しあえるネットワークを形成していくことが必要です。ネットワークづくりを通して、多くの機関や団体などが協働できるよう「つながる」ことを促進します。



地域で取り組めること

- 自身が必要としている活動や自身が手伝えることを共有して助け合う。
- 様々な人とつながる集まりがあれば参加して、交流する。
- 関係機関・団体との連携ができるように日頃から関係を作っていく。

【市の主な事業】

事業名	取組	担当課
【再掲】 多機関協働相談支援 包括化推進事業	市民に身近な圏域で分野を超えた課題に総合的に相談に応じる包括的な支援システムを構築し、個人や世帯の複合的な課題や制度の対象とならない課題も含めて適切な関係機関につなぎ、連携しながら生活再建を図ります。	悩みごと相談室
在宅医療・介護連携 推進事業	支援が必要な高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療・介護・福祉の専門職等が顔の見える関係を作りながら、お互いに学びや気づきを深め、ICTも活用した職種間の連携を推進します。	長寿課
療育支援体制 構築事業	保健・保育・福祉・教育等の機関が適切に連携することで、障がいのある児童に対して、出生から就労までの切れ目のない療育支援体制を構築します。	福祉課 健康推進課 子ども未来課 子ども家庭課 教育総務課
ファミリー・ サポート・センター 事業	地域の中で、仕事と育児の両立等、安心して子育てできるよう、育児の援助をしたい人（援助会員）と援助を受けたい人（依頼会員）による相互援助活動を行います。	子ども家庭課
地域学校協働 活動事業	学校、保護者、地域がともに連携し、登下校時の見守りや、授業中における障がいのある子どもなどの支援を行い、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えています。	教育総務課
障がい者自立支援 協議会	地域の障がい福祉に関することについて、長久手市障がい者自立支援協議会で協議します。	福祉課
【再掲】 生活支援体制 整備事業	地域の支え合いを推進する生活支援コーディネーターを配置し、地域資源の把握やサービス提供主体をはじめとする関係者間のネットワーク構築などに取り組むとともに、地域の高齢者などのちょっとした困りごとへのお手伝いをする生活支援サポーターを養成します。また、サロン等の集いの場の情報をまとめた「行こ居こガイドマップ」を作成します。	長寿課
幼稚園・保育園・ 小学校・中学校の 連携事業	園児と児童及び児童と生徒の交流カリキュラムの充実や職員間の交流研修、保育園・幼稚園、小学校、中学校間の情報共有と積極的な就学相談に取り組みます。	教育総務課

基本目標3 みんなに「届く」安心なまち

基本施策（6）困っている人を包括的に支える体制づくり

複雑化・複合化した課題を抱える個人や世帯への支援は、それぞれの分野の専門職による個別の支援以外にも、市民やボランティア、行政なども関わることが必要です。そのため、専門職のみならず市民や行政などと連携を図り、協働しながら、包括的な支援が届く体制を構築します。



地域で取り組めること

- 困ったときに相談できる機関を調べ、必要に応じて案内したり、利用する。
- 地域でどんな人が困っていたり、助けが必要かみんなで集まり話し合う。
- 困ったときは、ひとりで悩まず、様々な機関を利用する。

【市の主な事業】

事業名	取組	担当課
【再掲】 多機関協働相談支援 包括化推進事業	市民に身近な圏域で分野を超えた課題に総合的に相談に応じる包括的な支援システムを構築し、個人や世帯の複合的な課題や制度の対象とならない課題も含めて適切な関係機関につなぎ、連携しながら生活再建を図ります。	悩みごと相談室
【再掲】 基幹相談支援 センター事業	障がいのある人、発達が気になる子どもを持つ人、難病の人の相談に応じます。	福祉課 子育て家庭課
【再掲】 生活困窮者への支援	生活困窮の程度に応じ、必要な支援を行い、その自立を支援します。	福祉課
福祉有償運送事業	高齢者、障がい者などの移動制約者の移動手段として、NPO法人などによる移送サービスを支援します。また、福祉有償運送ドライバー認定講習会を開催し、ドライバー不足の解消のため、ボランティアドライバーの育成を目指します。	福祉課
【再掲】 成年後見センター 事業	尾張東部成年後見センターへの委託により、判断力が不十分な認知症のある高齢者、知的障がいや精神障がいのある人の財産や権利を守るための支援を実施します。	福祉課 長寿課
病児・病後児 保育事業	児童の病気時や回復期で集団保育が困難であり、保護者も就労などで保育できない時に利用できる保育サービスとして、病児・病後児保育を実施します。	子ども未来課
【再掲】 地域包括支援 センターの活動推進	地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助等を行い、高齢者の健やかな暮らしを包括的に支援します。	長寿課



基本施策（7）ずっと住み慣れた地域で元気に暮らせる環境づくり

人々が住み慣れた地域の中で、家族・友人・隣近所などつながりを持ち、誰もが自分らしく、いきいきとした暮らしを送ることができる環境づくりが必要です。そのためには、困りごとや助けが必要となった場合に、適切な支援を届ける必要があります。保健・医療・福祉の分野や制度の支援だけでなく、住み慣れた地域で元気に暮らし続けることができるためにあらゆる支援が届く仕組みを築きます。



地域で取り組めること

- 行事などに参加した際に、助けが必要な人がいればサポートする。
- 各種の支援や制度に関する情報を確認して、必要に応じて利用する。
- 集いの活動や健診への参加、適度な運動などを行い、心身ともにいきいきする。

【市の主な事業】

事業名	取組	担当課
ながくて福祉ガイドの作成	障がい、高齢者、子育てに関する各種相談や手当・助成制度、支援に関する情報についてわかりやすくまとめた冊子を作成します。	福祉課 長寿課 子ども未来課 子ども家庭課
グループホーム等 地域で暮らせる 体制の整備	グループホームを設置する事業所に対し、開設の支援を行うことにより、新たなグループホーム及び短期入所の設置を目指します。	福祉課
【再掲】 地域いきいきライフ 推進事業	市民や事業者など、地域の様々な主体の意欲や創意工夫を活かした健康づくりや支え合いに資するコミュニティの創出を支援します。	長寿課
高齢者等乗合 タクシー事業	市内のバス停や駅への移動が困難な高齢者等のため、他の人と乗り合いで利用するタクシーを運行し、ドア・トゥ・ドアの市内移動の支援を図ります。	長寿課
あったかあど事業	高齢者の社会参加、外出を促進し、健康寿命を延ばしてもらうため、長久手温泉ござらっせの優待、Nーバスの無料利用及び協賛店での特典利用ができる取組を実施します。	長寿課
【再掲】 認知症高齢者等 家族支援事業	認知症のある高齢者などを介護する家族に、早期に発見するための「専用端末機」を貸し出し、行方不明時の迅速な位置検索、保護を目指します。	長寿課
緊急通報システム 事業	ひとり暮らしの高齢者等の日常生活における不安を軽減し、安心して生活できるようにするために、緊急通報システムを貸出し、緊急時だけでなく、センターが定期的な安否確認を行うため、今後も事業の充実を図ります。	長寿課



事業名	取組	担当課
食の自立支援事業	調理等日常生活に支障のあるひとり暮らしの高齢者等の健康の保持、食生活の改善、日常生活の助長を図るとともに、安否確認を行うため、給食の宅配を充実させます。	長寿課
【再掲】 健康づくり教室事業	生活習慣の改善を目的とした健康づくり教室（栄養指導、運動指導等）を開催し、参加者の仲間づくり、健康づくりを推進します。	長寿課 保険医療課 健康推進課
子育て情報発信事業	妊娠・出産・子育て等の情報を円滑に得ることができるようになるため、関連情報を整理し、一元的に提供する仕組みづくりを行います。	健康推進課 子ども未来課 子ども家庭課
【再掲】 療育支援体制構築事業	保健・保育・福祉・教育等の機関が適切に連携することで、障がいのある児童に対して、出生から就労までの切れ目のない療育支援体制を構築します。	福祉課 健康推進課 子ども未来課 子ども家庭課 教育総務課
健康マイレージ事業	生活習慣の改善につながる運動、各種健診の受診、健康講座、イベント、スポーツ教室等の「健康づくりメニュー」に参加した人にマイレージ（ポイント）を付与し、マイレージを様々な特典に交換することにより、健康づくりにチャレンジする人を支援します。	健康推進課

自分にできることからやって、
いきいきと暮らそう



基本目標 4 みんなで「支え合う」喜びを知るまち

基本施策（8）気軽に「困った」と言えるまちづくり

地域で安心した生活を送るためには、災害などの緊急時はもちろん、日頃から、気軽に隣近所と付き合える関係づくりが大切です。また、困ったことがあれば、気軽に相談できるようなまちを目指します。



地域で取り組めること

- 隣近所の人と普段から付き合い、気軽に話せる関係をつくる。
- 地域の助けが必要な人を支援する事業に登録する。
- 困ったときには、「困っている」などと周りに助けを求める。

【市の主な事業】

事業名	取組	担当課
【再掲】 支え合いマップ づくり	地域の見守り体制の充実を図るため、地域にどのような困っている人がいて、どのような人と人とのつながりがあり、支え合いが行われているかを再確認し、地域の課題の解決に向けた話し合いの場づくりを支援します。	福祉課
認知症カフェ	認知症の当事者、家族、地域の人、専門職がカフェのような外に開かれた、なごやかな場で自由に集い、交流を楽しみながら、認知症を地域で支えていくためのつながりや取組を創出します。	長寿課
【再掲】 保育園・児童館等 での地域交流事業	若者から高齢者まで幅広い世代の市民が保育園や児童館、児童クラブ等の環境整備や行事の補助などに知識や能力を活かしてボランティアとして関わり、子どもたちと交流することにより、地域に根ざした保育園、児童館等を目指します。	子ども未来課
【再掲】 生活支援体制 整備事業	地域の支え合いを推進する生活支援コーディネーターを配置し、地域資源の把握やサービス提供主体をはじめとする関係者間のネットワーク構築などに取り組むとともに、地域の高齢者などのちょっとした困りごとへのお手伝いをする生活支援サポーターを養成します。また、サロン等の集いの場の情報をまとめた「行こ居こガイドマップ」を作成します。	長寿課



基本施策（9）お互いさまの地域づくり

「困りごと」は、生活する上で、誰にでも発生します。その中には、本人から見れば大変なものでも、周りからみれば簡単に解決できるものもあります。そんなときに「困ったときは、お互いさま」と手を差し伸べられる地域となることが大切です。一人ひとりが地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係をつくり、支え合える地域づくりを目指します。



地域で取り組めること

- 支援が必要な人は、避難行動要支援者登録に登録する。
- 避難訓練や防災訓練に参加してみる。
- 隣近所の人と「困ったときは、お互いさま」と助け合える関係をつくる。

【市の主な事業】

事業名	取組	担当課
市内一斉防災訓練	市内全ての小学校を会場として、一斉に避難訓練や避難所受付訓練などを行い、個人、地域、行政、それぞれの役割を確認し、課題を発見することで、本市全体の防災力を高めます。	安心安全課
避難所運営ゲーム（HUG）推進	避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験する避難所運営ゲーム（HUG）を通して、地域における防災意識向上を図ります。	安心安全課
【再掲】ファミリー・サポート・センター事業	地域の中で、仕事と育児の両立等、安心して子育てできるよう、育児の援助をしたい人（援助会員）と援助を受けたい人（依頼会員）による相互援助活動を行います。	子ども家庭課
避難行動要支援者登録事業	一人暮らし高齢者、障がい者など、災害などの緊急時に支援を要する人を要支援者として登録し、あらかじめ支援団体に情報提供することで、要支援者が安心して暮らせる環境をつくります。	福祉課
ワンコインサービス事業	高齢者の軽度な困りごとを地域の有償ボランティアの人が支援する取組を通して、誰もが地域の中で支え合って安心して暮らせるまちへのきっかけをつくります。	長寿課
【再掲】認知症サポーター養成講座	地域において認知症に関する正しい理解を深め、地域全体で認知症を支えていくための講座を実施します。	長寿課



基本目標 5 みんなに「たつせがある」成長できるまち

基本施策（10）一人ひとりが考え、学び、成長する機会づくり

福祉や地域のことを知ること、学ぶこと、理解することで、地域での支え合い、助け合いの意識を育む機会をつくります。また、子どもの頃からの福祉教育や地域での様々な活動への参加体験を通して、福祉や地域への理解を深める機会をつくります。



地域で取り組めること

- 福祉や地域に関する講演会や勉強会に参加する。
- 参加して学んだことを他の人にも伝える。
- 地域の施設などに見学や体験に行き、現場を体感する。

【市の主な事業】

事業名	取組	担当課
【再掲】 地域共生 ステーション 整備事業	各小学校区に自治会のほか、地域に根ざした子供会やシニアクラブ、企業、NPO、各種活動団体等が、地域のために様々な取組を行う拠点となる施設を整備します。	たつせがある課
大学生の社会貢献活動を支援する取組	地域活動等に積極的な大学生を応援するため、様々なことにチャレンジすることができる仕組みづくりに取り組みます。	たつせがある課
【再掲】 生涯学習推進事業	公民館の利用促進を図り、生涯学習に関わる団体や個人が、自主的に活動し、交流機会の充実を図ることができるよう支援します。また、学んだことを地域活動や市民活動に生かすことができるよう支援します。	生涯学習課
【再掲】 市民企画支援事業	市民が主体となって行う学習の場を提供し、学んだことを教え合うことにより、出会いの機会が生まれ、人と人がつながるきっかけづくりを行います。また、市民が、学んだことを活かして、地域で活躍できるよう支援します。	文化の家
地域福祉推進のための講演会	地域福祉及び地域福祉計画への理解を深めていただくため、地域福祉推進のための講演会を開催します。	福祉課
移動支援の支援員の人材育成	障がいのある人の移動を支援するために、移動支援の支援員についての養成研修の実施や、本市独自の認定制度を設けるなど、障がいのある人の移動を支援する人材の育成を図ります。	福祉課
【再掲】 地域力強化推進事業	地域の調整役となるCSW（コミュニティソーシャルワーカー）が中心となり、市民同士が日頃から見守り、支え合える関係性を築く取組を行います。	福祉課

基本施策（11）みんなに役割と居場所がある地域づくり

人は、感謝されたり人の役に立ったり、必要とされたりすることで、幸せを感じることができ、そういった役割や居場所があれば、それが生きがいとなり、健康でいきいきと暮らし続けることができます。また、自分には人の役に立てるようなことはないと思っている人でも、例えば、週に1回サロンに通うことも立派な役割といえます。その人に合った役割や居場所などを通して、一人ひとりが生きがいを感じ、「たつせがある」地域づくりを推進します。



地域で取り組めること

- 自分がいきいきとなれる集まりを見つけ、参加する。
- 自分の得意分野を地域のなかで活用する。
- ボランティアやお手伝いをして、支援が必要な人と交流する。

【市の主な事業】

事業名	取組	担当課
【再掲】 ながくて地域 スマイルポイントの 利用促進	市民活動に参加した市民にポイントを付与し、貯まったポイントを様々な特典に交換できるようにして、地域社会への更なる参加を促します。	福祉課
農福連携	障がいのある人の特性をみながら、障がいのある人の雇用機会を拡げるため、また、人手不足により耕作放棄地となっている農地の有効活用のため、他自治体で成功事例の多い農福連携についての取組を推進し、農業を活用した雇用機会の拡大を図ります。	福祉課 みどりの推進課
【再掲】 ワンコインサービス 事業	高齢者の軽度な困りごとを地域の有償ボランティアの人が支援する取組を通して、誰もが地域の中で支え合って安心して暮らせるまちへのきっかけをつくります。	長寿課
シルバー人材 センター事業	高齢者の長年の経験や知識、能力を活かして地域へ貢献し、健康で生きがいを感じ、働きたいと考えている人々に仕事を提供します。また、多様化する就労ニーズに応え、より多くの高齢者に居場所と役割を持ってもらうため、シルバー人材センターの機能強化、事業拡大を図ります。	長寿課
年齢にこだわらず、 高齢者が仕事を し続けられる 仕組みづくり	生涯現役のまちを目指し、高齢者の能力に応じて多様、多彩な就労の機会を、民間事業者と連携し、確保します。	たつせがある課 長寿課
ゲートキーパー 養成講座	心の悩みを持つ人の早期発見、早期対応を図るため、市民や専門職等が心の問題についての知識を得て、地域での見守り等の役割を担えるようゲートキーパーを養成します。	健康推進課



基本施策（12）人づくりからはじまるまちづくり

いきいきとした地域には、地域の担い手として一人ひとりが主体的に活動することが必要です。地域には、そこに住む人だけではなく、専門的な活動をしている人、事業所、民間法人など多種多様な人がいます。地域に出向き、地域の担い手となるようなキーパーソンを探し出し、ともに課題を解決していくことができる地域を目指します。また、人材の育成を推進し、多種多様な人が意識や知識を高めていけるように資質の向上を図ります。



地域で取り組めること

- 「どんな地域になったら良いか」をみんなで話して、地域の課題を考える。
- 地域をいきいきとしていくために、様々なところと一緒に活動する。
- 地域の人が安心・安全に暮らせるようにサポートする。ときには、中心的な役割も担ってみる。
- サポーターや市民後見人など、地域の担い手になる。

【市の主な事業】

事業名	取組	担当課
【再掲】 大学生の社会貢献活動を支援する取組	地域活動等に積極的な大学生を応援するため、様々なことにチャレンジすることができる仕組みづくりに取り組みます。	たつせがある課
生涯学習講師人材 バンクリスト	各種の技能・資格をもつ人材や自分の知識・特技を地域の生涯学習活動に活かしたいという人材をサークル活動や講演会などで活用できるよう、取り組みます。	生涯学習課
【再掲】 在宅医療・介護連携 推進事業	支援が必要な高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療・介護・福祉の専門職等が顔の見える関係を作りながら、お互いに学びや気づきを深め、ICTも活用した職種間の連携を推進します。	長寿課
【再掲】 福祉有償運送事業	高齢者、障がい者などの移動制約者の移動手段として、NPO法人などによる移送サービスを支援します。また、福祉有償運送ドライバー認定講習会を開催し、ドライバー不足の解消のため、ボランティアドライバーの育成を目指します。	福祉課
【再掲】 地域学校協働活動 事業	学校、保護者、地域がともに連携し、登下校時の見守りや、授業中における障がいのある子などの支援を行い、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていきます。	教育総務課

3 地域福祉の担い手との連携・協働

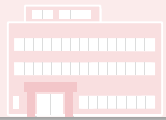
本計画を進めていくには、困りごと、悩みごとに気づき適切な支援につなげたり、見守りが必要な人を訪問して安否確認や適切な支援を行ったりするなど、すでに地域福祉の推進のために日頃から地域の中で活動している民生委員・児童委員をはじめ、人権擁護委員などの関係者とのさらなる連携が必要です。地域福祉の担い手である民生委員・児童委員などの重要性は増しており、地域づくりのパートナーとして協働していきます。

4 地域福祉活動計画との連携

本計画を進めていくには、社協が中心となり策定する「地域福祉活動計画」との連携が必要です。計画策定から一体的に進めており、基本理念や基本目標を共有し、協働しながら地域共生社会を目指します。

以下は、各基本目標ごとにおいて、どのように連携していくかの概要となります。

基本目標 1
みんなが
「気づく」
きっかけ、場があるまち



連携

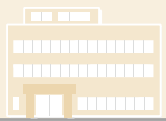


〔 地域福祉活動計画の取組 〕

- 認知症や子育て不安などの地域学習会を開催します。
- 見守りサポーターの養成など地域の見守り役を増やします。
- サロンや喫茶店など身近な場所出張講座や相談などを行います。



基本目標 2
みんなが
「つながる」
楽しさを知るまち



連携



〔 地域福祉活動計画の取組 〕

- ボランティアについて気軽に話を聞ける・相談ができる場を作ります。
- 地区社協で話し合った地域課題や解決に向けた取組を地域の中で共有・協働します。
- 地域の集いの場への参加の促しや立ち上げの支援をします。





基本目標 3 みんなに 「届く」 安心なまち

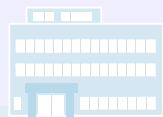


〔 地域福祉活動計画の取組 〕

- 市民やボランティアも含めた、あらゆる支援を活用できるようにします。
- 課題を抱えている人に相談窓口の情報や支援が届くようにします。
- 相談支援包括化推進員と連携して複合的な課題を抱えた人へ支援が届くようにします。



基本目標 4 みんな 「支え合う」 喜びを知るまち

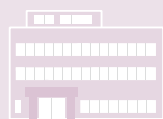


〔 地域福祉活動計画の取組 〕

- ボランティア・地域で活動する団体が活発に活動できるように支援します。
- 共同募金や社協の会員加入など様々な方法で地域の支え合いに参加できるようにします。
- 支援を必要とする人を市民が早期発見できるネットワークを作ります。



基本目標 5 みんなに 「たつせがある」 成長できるまち



〔 地域福祉活動計画の取組 〕

- 障がいや困りごとを抱えた人などが自身の経験を活かし活躍できる場を作ります。
- 誰もが手軽に参加できる福祉のイベントを開催します。
- ボランティア活動に参加しやすくなるように支援します。



長久手市社会福祉協議会 イメージキャラクター
福えもん 【プロフィール】



生まれ	長久手市
とし	本人もわかっていない！

身長	5尺5寸 (約165cm)
体重	甲冑を着ているのでとっても重い

視力	困っている人は3km先でも見つけられる！

仕事	長久手の福祉の守り人
信念	親切・助け合い





長久手市地域福祉活動計画

1 地域福祉活動計画策定の趣旨

(1) 地域福祉活動計画策定の背景及び趣旨

2016（平成 28）年3月に社会福祉法が改正され、社会福祉法人による地域の公益的な取組が責務となりました。これまで地域福祉の推進主体として中心的な役割を担ってきた社協は、今後、より一層の活動強化や、市民・団体・事業者・行政などとの連携、地域のコーディネートが求められています。

社協の全国組織である全国社会福祉協議会では、「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現のために「第2次アクションプラン」を作成しました。そこでは、自ら相談機関へ出向くことが難しい人のいる場所へ行き、働きかける「アウトリーチ」や、ひきこもりや不登校、近隣トラブルなど「制度の狭間」と呼ばれる多様化した地域生活課題を抱えている人や、それらの課題を複合的に抱えている人の問題解決に向けた「相談・支援体制の強化」、また「地域づくりのための活動基盤整備」や「行政とのパートナーシップ」があげられています。

地域福祉活動計画は、社協が中心となり策定する民間の行動計画です。本活動計画は2014（平成 26）年9月に策定された「第1次計画」の基本理念・基本目標を踏まえて策定しています。

この計画は、本市の現状や地域福祉施策の変化を踏まえて、地域福祉計画と一体的に策定し、社協だけではなく市民・団体・事業者・行政などと「ともに」、様々な地域生活課題の解決に向けて協働することを目指しています。



(2) 長久手市社会福祉協議会とは

社協にはCSW、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、くらし・しごと・つながり支援センター（生活困窮者自立相談支援事業）など様々な相談窓口があります。また共同募金運動への協力や生活福祉資金貸付事業等の全国的な公益事業、福祉まつりなど地域特性に応じた福祉活動、福祉団体事務やボランティアセンターの運営など市民活動の支援や、居宅介護支援事業所等の介護保険サービス事業も行っていきます。

これらの活動を通じて「地域の福祉力」を高め、「地域のつながりの再構築」を行います。そして、すべての人が、住み慣れた地域のなかでお互いに助け合い、自立して、自分らしく、自己選択・自己決定によって人生の最後まで安心して充実した暮らしができるよう、文化を尊重し、個人・家族・地域を支援することで「地域福祉の推進」を図ることを目的としています。

(3) 活動計画の策定にあたって

地域福祉は、市民一人ひとり、隣近所、地域の団体、そして行政など様々な主体の関わり合いによって成り立っています。また「地域共生社会」の実現にあたっては、市民、団体、事業者、行政、社協の連携が不可欠であり、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」が連動することで、より豊かなまちづくりが達成されます。

本活動計画の策定にあたっては、地域福祉計画と一体的に策定する事から基本理念・基本目標を同じとしました。また「社協職員は全員が地域福祉の推進を担う」という共通の視点のもと、事業を通じて「気づき、つながり、届き、支え合う、たつせがある」の5つの基本目標をどう達成するかを考えました。



すべての人にやさしく、住みやすい福祉のまちとは？

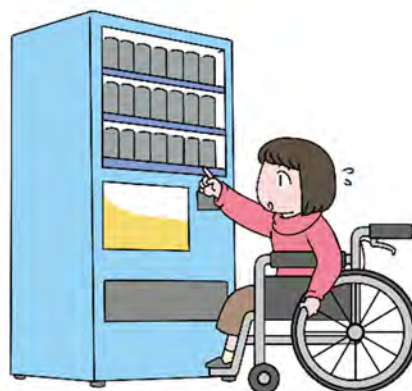


共生社会とは、もともと障がい者に関する施策に使われてきた言葉でした。ここで、「すべての人」にやさしいまちについて考えるために、障がい者の「差別」について、考えてみたいと思います。差別と聞くと、どのようなことを思い浮かべるでしょうか？



例えば、車イスに乗っている人がレストランの入店を断られる、電車の中で大声を出している人が変な目で見られる、子どもが授業中に落ち着いて席に座ることができず馬鹿にされる、などを思い浮かべるかもしれません。しかし、「差別」はそれだけではありません。

例えば、健常者であれば、普段自動販売機でジュースを買うときに「車イスの人はボタンの位置が高くて押せないかもしれない」と意識することは少ないと思います。ちょっとした段差を乗り越える時も同じです。私たちの暮らしは、大多数の健常者の考え方・意識が元となって成り立っていて、必ずしも障がいのある人のことを考えてつくられてはいません。これは言い換えると、私たちが気づかない内に障がいのある人を差別していることと同じかもしれません。



これらはわかりやすい例ですが、「目が見えない」「耳が聞こえない」という障がいや、知的・精神・発達障害など、周りからは見えにくい障がいもたくさんあります。また、病気や経済的な事情、家族関係などによって「生きづらさ」を抱えている人もみえます。

これらのことを全て考えることは難しいかもしれません。しかし自動販売機の例のように、そもそもこれらを「考えていない」・「配慮していない」・「気づかない」ことによって、知らず知らず「排除している」ことも差別なのではないでしょうか。

これらは、裏を返せば、周りの人の考え方や意識、対応の仕方などが変われば、「生きづらさ」を抱えている人も暮らしやすくなるのではないかということなのです。

それでは、私たちには何ができるのでしょうか？

そのひとつは、知らないうちに「差別」をしてしまっていることに気づくことかもしれません。気づくことが、「我が事」となる第一歩となります。

また、これを読んでいる人が、障がいのある人や何らかの事情で「生きづらさ」を抱えている人であれば、一度私たちに相談してください。行政・社協職員一丸となって、また必要に応じて関係機関や市民と「ともに」、解決に向けて動きます。それが、ゆくゆくは同じように悩んでいる人にとっても何かの力になるかもしれません。私たちは、市民の皆さまの様々な声・力・経験を必要としています。



このように多種多様な「生きづらさ」を抱えている人たちと「ともに」、すべての人にやさしいまちをめざします。多くの方が「我が事」として、生きづらさのもとが何かに気づき、生きづらさを軽減するにはどのような活動が必要かを考え実際に行動することで、「地域共生社会」は実現していきます。



2 計画の基本的な考え方

(1) 基本的な考え方（行動指針）

本市は、全国的にも平均年齢が若く、福祉活動も活発です。しかし、急激な人口増加などにより地域のつながりが薄れ、地域活動に興味・関心のない人もいます。こうした現状により地域福祉の担い手に過重な負担がかかり、担い手不足となっています。誰もが安心・安全に暮らせる地域をつくるには、市民・団体・事業者・行政・社協の誰もが役割を持ち、一緒に活動していくことが重要です。これらの現状を踏まえて社協では、「ともに進む」という考え方を「行動指針」と定めて、地域福祉活動を推進していきます。



福祉ってなんだろう？

福祉の「福」と「祉」。どちらも、漢字の意味は「幸せ」という意味です。

福祉は、言いかえると“「ふ」だんの「く」らしの「し」あわせ”です。

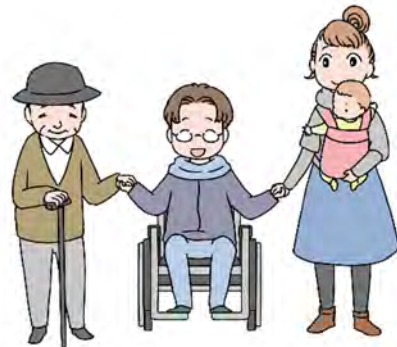
ふだんの暮らしの中で、ちょっと困っている人がいたら、手を貸して、その人の「生きづらさ」をできるだけ少なくしようということです。

「なんでわざわざ手を貸さなきゃいけないの？」と思う人がいるかもしれませんが、でも考えてみれば、いつか自分も、そんな「生きづらさ」を感じるような状況になるかもしれません。病気になるかもしれないし、事故にあうかもしれないし、身体が不自由になるかもしれない・・・。

いつか自分が困った時に、誰かに気軽に「助けて」と言えるように、今、助けを呼ぶ誰かの声に耳を傾けて、行動をする。

そうすると、この本市に少しずつ“「ふ」だんの「く」らしの「し」あわせ”が増えていきます。

私たち長久手市社会福祉協議会は、そんな「ふ・く・し」を実現するために、みなさんと「ともに進み」ながら、地域福祉を推進していきます。



(2) 活動計画の推進にあたって

活動計画の推進にあたっては、基本的な考え方（行動指針）である「ともに進む」を核としながら、各種相談業務や市民活動の支援を担う専門職・機関として、各事業を5つの目標ごとに横断的に推進し、連動させながら地域をコーディネートすることで基本理念の達成を目指します。

「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現
(基本理念：気づき、つながり、届き、支え合う、たつせがあるまち ながくて)

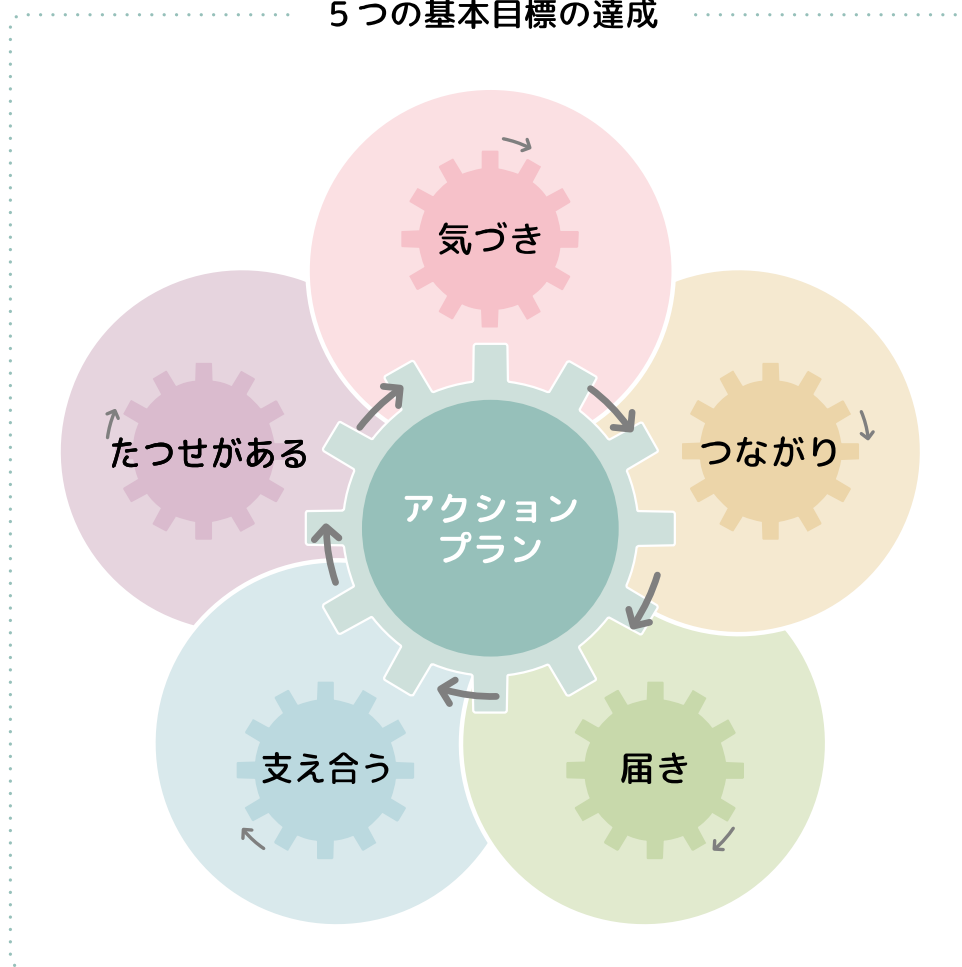
＝
ともに進む



地域福祉の推進

||

5つの基本目標の達成



(3) 大切にしたい4つの視点

社協の職員は、誰もが「地域福祉の推進役」となるべく、以下の4つの共通の視点を持って活動を行っていきます。

① お互いさま

いち早く困りごとを抱えた人に気づくことができるのは、地域の身近な人たちです。困りごとのある人、ない人も今後も安心して本市で暮らしていくためには、互いが助け合う気持ち＝「お互いさま」が必要です。「お互いさま」を育み、「お互いさま」で支え合える「ひと」「地域」づくりに取り組みます。

② 想像と創造

誰もが地域で安心して暮らし続けられるよう、困りごとを抱える人の立場になってその人の生活や思いを「想像」し、みんなで支え合える地域を目指します。

「ふ・く・し」の実現のため、様々な困りごとに対して、今ある仕組みを十分に活用し、また必要に応じて作り変え、必要なものがあれば新たに「創造」していきます。

③ 連携

地域の身近な人たちが気づいた困りごとを、市民とあらゆる分野の専門機関が手を取り合い、解決していきます。

④ “社協”職員(CSW)としての自覚と誇り

私たち社協職員は、全員が「ふ・く・し」の実現を担う「ふくしのなんでも相談員」(CSW)という自覚と誇りを持ち、個別支援や地域支援、仕組みづくりを行います。“ひとりの困りごと”は“みんなの困りごと”とし、みんなで「ふ・く・し」を考えます。



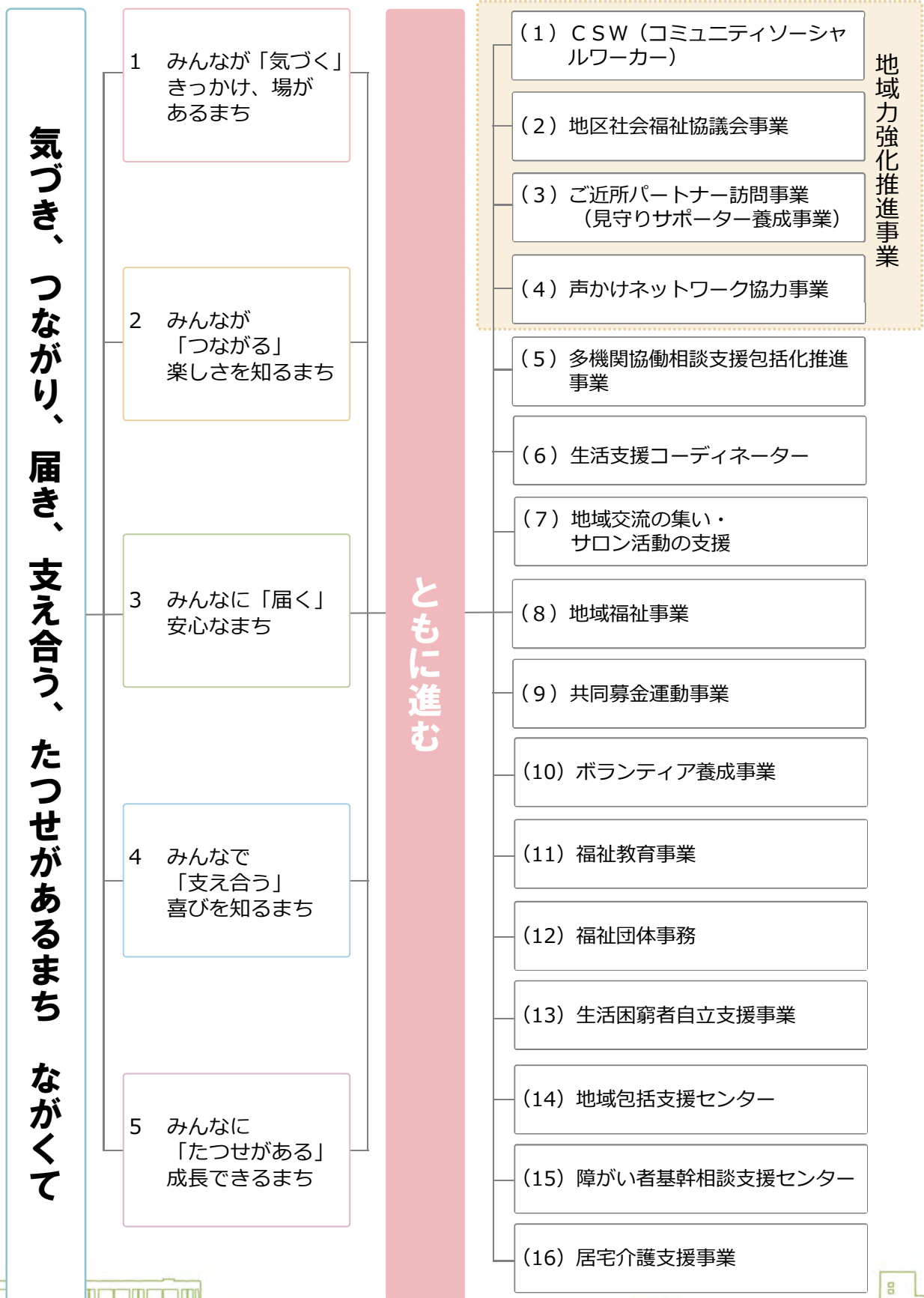
3 地域福祉活動計画の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 行動指針 〕

〔 アクションプラン 〕



4 アクションプランの展開

社協は、「地域力強化推進事業」や「多機関協働相談支援包括化推進事業」を受託し、「地域共生社会」の実現を目指していきます。また、具体的な事業の展開として、活動計画の基本理念・基本目標に基づいて、今後5か年にわたり取り組む内容をアクションプランとしてまとめました。

(1) 地域力強化推進事業について

社協では、すべての人にやさしいまちをめざし、「生きづらさ」を抱えている人と「ともに」、「地域力強化推進事業」を進めていきます。

① C SW（コミュニティソーシャルワーカー）の配置

C SWは、市民からの様々な相談に対応する「地域の福祉のなんでも相談員」です。日常生活での「ちょっと話を聞いてほしい」という相談から、ひきこもりや不登校、家族関係、近隣トラブル等「どこに相談したらいいかわからない」といった、従来の相談窓口では対応が困難な相談にも対応しています。

例えば、動物の多頭飼育や障がい特性によってゴミ屋敷状態となり、また同時に借金や病気など複数の問題を抱えていた世帯に対して、関係機関、関係者やボランティア等と連携し、家の片付け、動物の引き取り、家計管理、サービスの導入など世帯全員への支援を行いました。

また、「地域福祉の推進役」として、これら個別支援だけではなく、不安や悩みを抱えている人々の早期発見・対応ができる地域作りを行っています。具体的には、「地区社協」の運営や、地域福祉学習会の実施、「見守りサポーター ながくて」の養成、地域の集いの場「サロン」活動の支援などを行っています。

今後も本市では、専門機関と連携して個別支援を行いながら、地域との協働による見守り・支え合い活動を推進していきます。

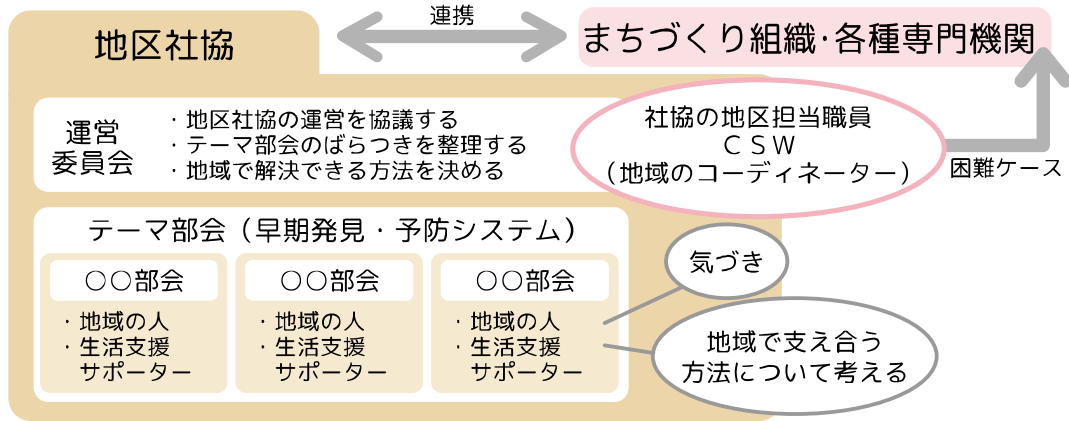
② 全小学校区への地区社協の設置

支援を必要とする人を早期に発見し、地域で支え合う方法を市民とともに考えるための組織である「地区社協」を、小学校区毎に設置します。本市の地区社協の特徴は、地域に潜在化した様々な問題に対応するため、市民との意見交換を重ねながら仕組みづくりを行っていることです。具体的には、認知症予防や子育て不安の軽減、閉じこもり・ひきこもりの防止を主なテーマとして部会で話し合い、地域課題に応じた様々な部会活動を行っています。



これまで、放課後の子どもの居場所作りや、子ども達の問題や課題の早期発見・つながり作りを目的とした活動、高齢者の閉じこもり防止の活動などを行ってきました。

こうした取組を更に広げていくことで、お互いの困りごとに気づき合える「感度の良いコミュニティ」を目指します。



③ 見守り体制の強化

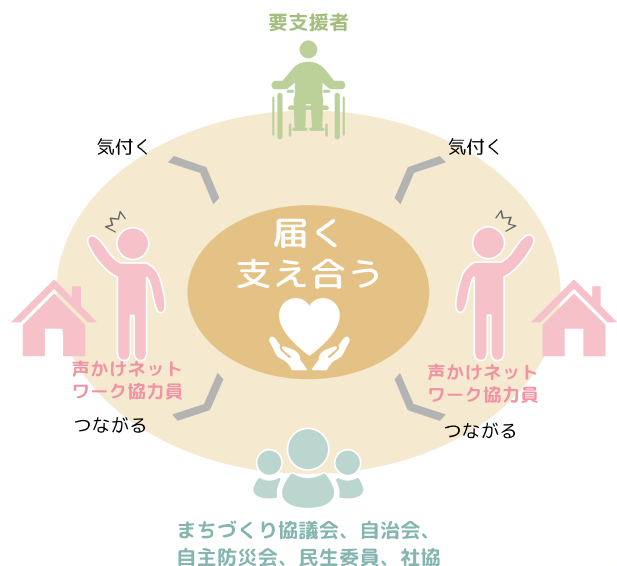
発災時の避難等に支援が必要な人の平常時の見守り体制作りを行う「声かけネットワーク協力事業」や、見守り希望者へ訪問による声かけ活動を行う「ご近所パートナー訪問事業」により、市民による見守り体制の強化に取り組んでいきます。

○ 声かけネットワーク協力事業

災害発生時の避難に特に支援を要する、要支援者のリスト(避難行動要支援者名簿)を活用し、「声かけネットワーク協力員」を探し、日頃の見守りを通して助け合える関係性を築く事業です。

まちづくり協議会、自治会、自主防災組織や民生委員・児童委員など市民と社協が連携し、要支援者を平常時から支え合い、見守る地域づくりを推進します。

また、避難行動要支援者名簿の対象となっていない児童や、発達障がい、精神疾患等のある人についても、今後、希望に応じて平常時の見守りができる仕組みを作っていくことを検討します。

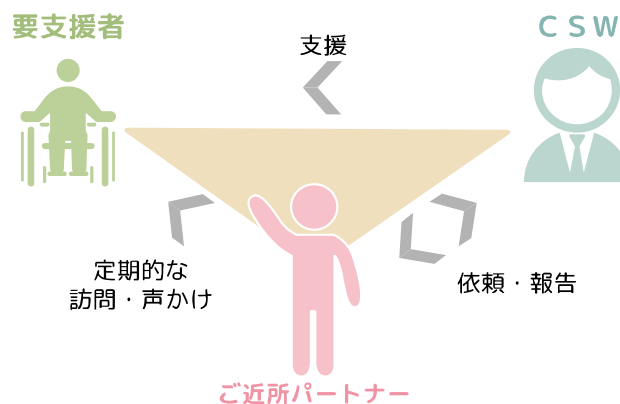


○ ご近所パートナー訪問事業

「見守りサポーター ながくて」の見直しを行い、初級・中級・上級という区分を廃止しました。従来の上級の役割であった「訪問による見守り・声かけ」を行う「ご近所パートナー」を、訪問希望者とマッチングする事業です。従来の福祉サービスだけでは毎日の見守り・声かけをすることが難しい場合があり、それらを補完することが本事業の目的です。

「ご近所パートナー」とは、日常的な見守りや声かけが必要な人に対して、主に訪問をして見守りや声かけをしてくれる、地域のボランティアです。

例えば、ご本人から「1人での生活に不安があるので、定期的に声かけや安否確認をお願いしたい」「あまり周りの人と話す機会がないので話し相手がほしい」や、ご家族から「高齢の母と兄が2人で住んでいる。兄は仕事で家にいないことが多く母の生活が心配。自分もなかなか様子を見に行けないため、定期的な見守りをしてほしい」、各種相談支援機関から介護や障がい等の制度を使っている人に対して、「体調はお変わりないですか？薬を飲みましたか？などの声かけをしてほしい」などのご相談に応じます。



④ 相談支援包括化推進員との連携

相談支援包括化推進員と協働し、「我が事」「丸ごと」の地域づくり、「丸ごと」の相談支援の包括化を連携して進めます。

(2) 多機関協働相談支援包括化推進事業について

社会構造や地域社会を取り巻く環境の変化により、人々の抱える生活課題は多様化・複雑化しています。

これまでの分野別の制度や仕組みでは対応しきれない複合化・複雑化した生活課題や制度の狭間にある課題に対応するため、包括的な相談支援体制を構築していきます。

① 相談支援包括化推進員（我が事・丸ごと相談員）の配置

支援のコーディネート機能を担う相談支援包括化推進員「我が事・丸ごと相談員」を配置し、福祉分野に限らず、医療・教育・雇用・住まい・司法等、あらゆる分野の関係機関や地域資源等と連携・協働しながら、複合的な課題を抱える世帯の生活再建・自立を支援していきます。

社協には、CSW、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、くらし・しごと・つながり支援センター（生活困窮者自立相談支援事業）、居宅介護支援事業所等があり、支援に必要な連携を密に図ることができます。

② 「丸ごと」の相談支援

制度・分野別の「縦割り」ではなく、世帯全体の生活再建を図る「丸ごと」の支援をコーディネートします。

③ 新たな社会資源の創出

地域に不足する資源や生活再建のために必要な仕組み等を検討し、地域や関係機関、市と連携・協働して、新たに創造・開発していきます。

④ 「地域力強化推進事業」との連携

個人や世帯が抱える複合多岐にわたる課題や、地域の生活課題を早期発見、解決するためには、市民の力と専門機関等が協働し、包括的な体制づくりを構築していく必要があります。今後については、多機関協働相談支援包括化推進事業と地域力強化推進事業の連携を強化し、地域共生社会の実現を目指します。



(3) 事業シート

地域福祉の推進のために、基本目標である「気づき、つながり、届き、支え合う、たつせがある」の5つのキーワードに沿って、目標・行動計画を記載しています。これらは、「地域福祉の推進役」として行うべき内容となっており、社協独自の視点で取り組むものとなります。

例えば居宅介護支援事業所では通常、自宅で生活する介護が必要な人に対して、サービス等を適切に利用できるよう介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、関係機関と連絡調整を行います。しかし、本アクションプランにおいては、介護保険サービスにつながらない利用者への対応枠を設けるなど、「社協の居宅介護支援事業所」だから行うべき、地域福祉の推進に向けた取組を記載しています。

- ・「ともに進む」ための基本的な考え方…「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現を目指して、社協の各担当部署・業務を通して何ができるかについての基本的な考え方を記載しています。
- ・目標…基本理念「気づき、つながり、届き、支え合う、たつせがあるまち ながくて」の5つの目標ごとに、「行動計画」の結果、「地域や地域住民がどのようになるか」を記載しています。
- ・行動計画…5つの目標ごとに、社協が取り組んでいく主な内容と、その数値目標を年度ごとに記載しています。

事業シート一覧

アクションプラン名			アクションプラン名		
(1)	C S W (コミュニティソーシャルワーカー)	P 66	(9)	共同募金運動事業	P 82
(2)	地区社会福祉協議会事業	P 68	(10)	ボランティア養成事業	P 84
(3)	ご近所パートナー訪問事業 (見守りサポーター養成事業)	P 70	(11)	福祉教育事業	P 86
(4)	声かけネットワーク協力事業	P 72	(12)	福祉団体事務	P 88
(5)	多機関協働相談支援包括化推進事業	P 74	(13)	生活困窮者自立支援事業	P 90
(6)	生活支援コーディネーター	P 76	(14)	地域包括支援センター	P 92
(7)	地域交流の集い・サロン活動の支援	P 78	(15)	障がい者基幹相談支援センター	P 94
(8)	地域福祉事業	P 80	(16)	居宅介護支援事業	P 96

(1) C S W (コミュニティソーシャルワーカー)



「ともに進む」ための基本的な考え方



「他人事」を「我が事」として考えられる地域づくりの為に、個別支援と地域支援を一体的に行い、地域の人とともに、「ふ・く・し」のまちづくりを進めます。



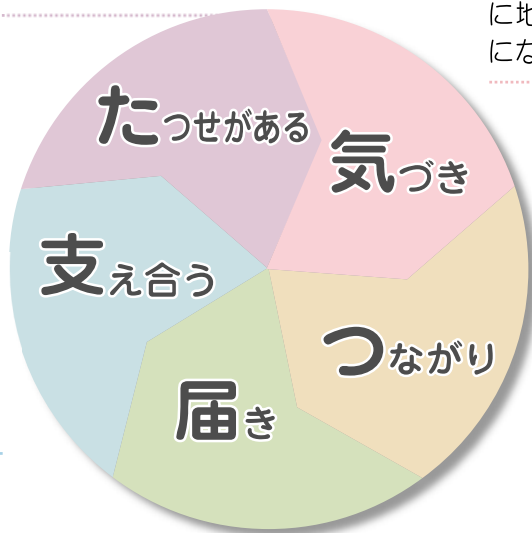
目標

お互いの困りごとを「我が事」として捉え、自らのできる範囲で地域活動に参加・参画できるようにします。

当事者が、地域福祉学習会や地区社協部会活動を通じて地域活動に参加することができるようになります。

C S Wによる地域福祉学習会やアウトリーチを通して、地域の中で困っている人や、困りごとに地域住民が早期に気づくようになります。

地域の人とともに、困り事を抱えている人の支援を行い、支援を通じて住民同士が支え合える関係性ができるようになります。



地域住民同士のつながりができ、地域でどんな仕組みがあったらよいかを考え、実践できるようになります。

困り事について、地域でできること、専門職と一緒にできること、専門職が実践することなどをC S Wが整理し、住民に、必要に応じた的確な支援が行き届くようになります。



「地域の福祉のなんでも相談員」として個別相談と不安や悩みを人々を早期に発見・対応でき、支え続けられる仕組み（システム）作りを行う「地域福祉の推進役」である相談の専門職です。



行動計画

	[2019]	[2020]	[2021]	[2022]	[2023]
気づき	地域福祉学習会を実施します。 (年 48 回)	地域福祉学習会を実施します。 (年 72 回)	地域福祉学習会を実施します。 (年 144 回)	C S W への新規相談ケースを増やします。	
	C S W によるアウトリーチを行います。 (各小学校区 年 300 世帯)	C S W によるアウトリーチを行います。 (各小学校区 年 400 世帯)	C S W によるアウトリーチを行います。 (各小学校区 年 500 世帯)	(各小学校区 年 100 ケース)	(各小学校区 年 110 ケース)
つながり	「もりもり元気食堂」や「北っこひろば」等、地域住民のつながりを再構築するための活動を実施します。 (年 4 事業)	「もりもり元気食堂」や「北っこひろば」等、地域住民のつながりを再構築するための活動を実施します。 (年 6 事業)	「もりもり元気食堂」や「北っこひろば」等、地域住民のつながりを再構築するための活動を実施します。 (年 12 事業)	地区社協の部会活動等を通じて、地域の人からの（当事者以外からの）相談ケースを増やします。 (年 18 事例)	地区社協の部会活動等を通じて、地域の人からの（当事者以外からの）相談ケースを増やします。 (年 24 事例)
届き	C S W の相談対応ケース（実件数）を増やします。 (4 小学校区 合計 年 2,600 事例)	C S W の相談対応ケース（実件数）を増やします。 (全小学校区 合計 年 3,900 事例)	C S W の相談対応ケース（実件数）を増やします。 (全小学校区 年 4,300 事例)	複合的な課題を抱えている人へも支援が届くよう、相談支援包括化推進員と連携し相談にあたります。 (年 6 事例)	複合的な課題を抱えている人へも支援が届くよう、相談支援包括化推進員と連携し相談にあたります。 (年 12 事例)
支え合い	支え合える関係づくりの為に、相談者に対して積極的に地域の担い手の活用を行います。 (年 20 事例)	支え合える関係づくりの為に、相談者に対して積極的に地域の担い手の活用を行います。 (年 30 事例)	支え合える関係づくりの為に、相談者に対して積極的に地域の担い手の活用を行います。 (年 60 事例)	地域の担い手として、当事者の人の力を借りて個別支援を行います。 (年 6 事例)	地域の担い手として、当事者の人の力を借りて個別支援を行います。 (年 12 事例)
たつせがある	C S W の個別支援で関わった人の力を借りて、地域支援事業を展開します。 (年 4 回)	C S W の個別支援で関わった人の力を借りて、地域支援事業を展開します。 (年 6 回)	C S W の個別支援で関わった人の力を借りて、地域支援事業を展開します。 (年 12 回)	当事者の人々とともに、地域に対して「我が事」となるような働きかけを行います。 (年 6 回)	当事者の人々とともに、地域に対して「我が事」となるような働きかけを行います。 (年 12 回)



(2) 地区社会福祉協議会事業



「ともに進む」ための基本的な考え方



住民同士が困りごとを早期発見・対応出来るよう小学校区ごとに「感度の良いコミュニティ」をとともにつくります。



目標

様々な悩みごとを抱える地域住民一人ひとりが、周りの困り事に気づき手を差し伸べることで、誰もが役割のある地域になります。

地域に実際にある課題や困り事を知ることで、困り事を持っている身近な人に気づくことができます。

当事者、周りの人、地域課題を知るまで関わりの無かった地域住民がそれぞれ手を取り合い、部会活動を推進することで、支え合う関係性を築くことができます。



部会活動を通じ、地域住民や、民生委員・児童委員・自治会・まちづくり協議会など各種団体とのつながりを作り、地域課題について話し合い、協働して課題解決に取り組みます。

小学校区ごとの課題に応じて展開する部会活動が、「地区社協だより」や社協広報紙を通じ、当事者やその周りの人へ届くようになります。



小学校区を単位として、「地域共生社会」の実現を目指し、地域へ出向く「アウトリーチ（訪問支援）」活動を主として、地域福祉学習会や部会活動を通じ、地域の困りごとを早期発見・早期対応ができる、「感度の良いコミュニティ」を地域住民とともに作ります。



行動計画

	[2019]	[2020]	[2021]	[2022]	[2023]
気づき	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉学習会や住民同士の意見交換を通じ、認知症、閉じこもり・ひきこもり、発達障害、子育て不安、うつ病、自殺企図、ごみ屋敷等により困っている人がいるということを知ること、困り事の相談ができ、周りで悩む人がいればCSWへ相談できるよう、気づきと相談を促します。 認知症予防部会 650名 子育て不安軽減部会 240名 閉じこもりひきこもり防止部会 80名 (4小学校区学習会参加人数/年)	1,100名 400名 120名	1,200名 450名 140名	1,300名 500名 160名	部会活動を通じて、CSWへの新規相談件数を増やします。 (年48件)
つながり	各部会活動を自治会、まち協等へ周知し、実際にある地域課題や、課題に応じて展開した部会活動に団体として関わりをもってもらいます。 (1事業/各小学校区)		各団体と連携を取ることで、部会活動を通じて地域課題への理解や、課題解決のための関わりを増やします。 (年3団体)	(年6団体)	部会活動を通じて連携団体からの新規相談件数を増やします。 (年12件)
届き	地区社協だよりの発行を行います。 (4小学校区)	(6小学校区)	地区社協だよりによって、CSWへの新規相談へつなげます。 (年：12件)	(年：18件)	(年：24件)
支え合い	地域生活課題に対する部会活動を展開していきます。 (2事業/各小学校区)			安定的に新たな部会活動への展開が出来るよう、部会員や生活支援サポーター等と協働し、部会活動の自立を図ります。 (1部会活動：ボランティア6名増加。)	(1部会活動：ボランティア追加6名増加。1部会活動自立完了。)
たつせが	生きづらさを抱えている人へ、部会参加を促します。 (6ケース)	(9ケース)	(12ケース)	当事者が「担い手」となる部会活動を実施します。 (1事業/各小学校区)	



(3) ご近所パートナー訪問事業 (見守りサポーター養成事業)



「ともに進む」ための基本的な考え方



住民が気づいた変化に対し
関係機関がいち早く介入できるよう、
住民同士や各種団体間で
地域課題や気づきの視点を共有します。



目標

ご近所パートナーによる見守り体制を整え、
地域で支え合える関係となります。

日常生活で、身近な人、
近所の人々の異変にすぐに
気付けるようになります。

見守りサポーターが地域を
見守り、ご近所パートナーに
より地域住民同士で支え合
い、早期に発見できるよう
になります。



見守りサポーター・ご近所
パートナーと関係機関が
情報共有をしやすい関係
をつくり、気づきが関係機
関にすぐにつながると
なります。

制度を利用している・いないに関わらず、
困っている人がご近所パートナーを地域の支
え手として活用できるようになります。



日頃からあいさつ・声かけを行いながら、困っている人や気になる人を見かけたらCSWに相談する「見守りサポーター」の養成を行います。

また、定期的な見守りが必要な人に対し、訪問による見守りを行う「ご近所パートナー」をマッチングし、地域住民同士が支え合う仕組みをつくりま



行動計画

	[2019]	[2020]	[2021]	[2022]	[2023]
気づき	自治会、サロン、各種ボランティア団体などで、見守りサポーターの養成講座を行います。 (年に 250 人)	自治会、サロン、各種ボランティア団体などで、見守りサポーターの養成講座を行います。 (年に 300 人)	自治会、サロン、各種ボランティア団体などで、見守りサポーターの養成講座を行います。 (年に 350 人)	見守りサポーターからの「気づき」の連絡を受けて、相談対応します。 (年に 6 人)	見守りサポーターからの「気づき」の連絡を受けて、相談対応します。 (年に 12 人)
つながり	対象者ごとに、ご近所パートナーとの関わり状況を確認します。 (年に 1 回)	ご近所パートナーに、地域福祉学習会を実施します。 (年に 1 回)	民生委員等関係機関とご近所パートナーとの交流会を開催します。 (年に 1 回)	ご近所パートナーから民生委員、ケアマネジャー等関係機関への連絡を増やします。 (1 ケースにつき月1回)	ご近所パートナーから民生委員、ケアマネジャー等関係機関への連絡を増やします。 (1 ケースにつき月1回)
届き	支援の際に、「ご近所パートナー」による見守りを検討(紹介)します。 (12 ケース)	支援の際に、「ご近所パートナー」による見守りを検討(紹介)します。 (18 ケース)	支援の際に、「ご近所パートナー」による見守りを検討(紹介)します。 (24 ケース)	民生委員、ケアマネジャー等関係機関から「ご近所パートナー」の見守り相談を増やします。 (8 ケース)	民生委員、ケアマネジャー等関係機関から「ご近所パートナー」の見守り相談を増やします。 (14 ケース)
支え合う	定期的な見守りが必要な人へ「ご近所パートナー」のマッチングを行います。 (10 ケース)	定期的な見守りが必要な人へ「ご近所パートナー」のマッチングを行います。 (11 ケース)	定期的な見守りが必要な人へ「ご近所パートナー」のマッチングを行います。 (12 ケース)	定期的な見守りが必要な人へ「ご近所パートナー」のマッチングを行います。 (13 ケース)	定期的な見守りが必要な人へ「ご近所パートナー」のマッチングを行います。 (14 ケース)
たつせがある	「ご近所パートナー」同士の意見交換会を開催します。 (年 1 回)	「ご近所パートナー」同士の意見交換会を開催します。 (年 1 回)	「ご近所パートナー」同士の意見交換会を開催します。 (年 1 回)	交流会にて「ご近所パートナー」から実際の事例を報告いただき、見守りの視点を共有していただきます。 (年 1 回 1 事例)	交流会にて「ご近所パートナー」から実際の事例を報告いただき、見守りの視点を共有していただきます。 (年 1 回 3 事例)



(4) 声かけネットワーク協力事業



「ともに進む」ための基本的な考え方



緊急時に助けを必要とする人に対し、普段から地域住民同士で見守り合うことができる仕組みを、市内関係機関及び民生委員、自治会等関係団体とともにつくっていきます。

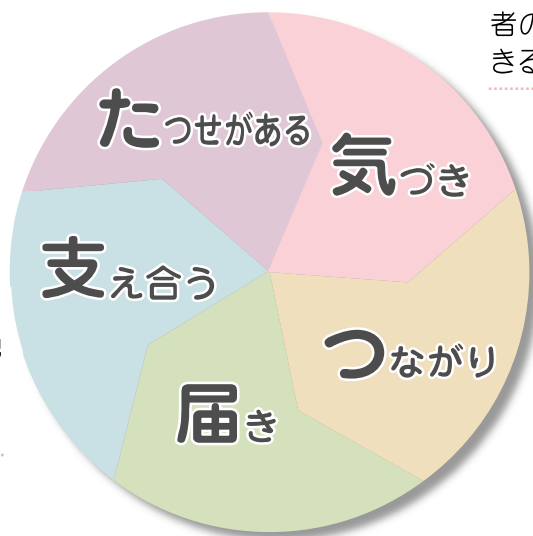


目標

気づきの視点をもつ協力員により、困り事解決のため仕組み作りや啓発を行うことができるようになります。

協力員となる住民が、対象者の困り事を早期に発見できるようになります。

協力員が、対象者の困り事を早期発見・早期対応でき、地域のネットワークを有効に活用できるようになります。

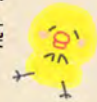


協力員が、相談機関や民生委員・児童委員、自治会、ボランティア組織等の地域の団体とつながりを持てるようになります。

異変時は、協力員と関係機関が連携し、対象者の状況や希望に合わせた支援、声かけを行います。



災害などの緊急時に支援を要する人に対し、地域の中で日頃から見守り助け合える関係性を築くため、「声かけネットワーク協力員（協力員）」をマッチングします。緊急時だけでなく、平常時にも協力員を通して民生委員・児童委員等の関係団体や社協、その他相談支援機関（関係機関）につながる体制を構築し、日頃から身近な住民同士が支え合う仕組みをつくりま



行動計画

	[2019]	[2020]	[2021]	[2022]	[2023]
気づき	対象者にどのような困りごとがあるか関係団体と話し合います。 (年1回)	学習会を通して、困りごとに対する気づきの視点について関係団体間で共有します。 (年1回)	学習会を通して、困りごとに対する気づきの視点について協力員、関係団体間で共有します。 (年2回)	協力員同士の交流会を通して、気づきの視点を共有します。 (年1回)	協力員からの、対象者に関する気づきや相談を増やします。 (各小学校区5名)
つながり	本事業推進の為に関係団体の役割を整理します。 (年1回)	協力員をどのように探していくか、関係団体と検討します。 (年3回)	対象者と協力員とのマッチング状況を、関係団体と共有します。 (年1回)	関係団体と協力員との交流会を開催します。 (年1回)	日頃の見守り活動から、気になる事柄を民生委員等の関係団体と共有します。 (年5件)
届き	関係団体とともに、対象者の選定を検討します。 (年1回)	関係団体と話し合い、本事業のモデル地区を選定します。 (1地区)	マッチングの為に個別訪問を、関係団体とともに実施します。 (1地区)	関係団体と協力員に対してイベントやサロンの情報を提供できる体制を検討します。 (2地区)	対象者に異変がある際に、協力員や各相談機関による声掛け・訪問・相談を促します。 (2地区)
支え合う	関係団体間による支援体制を確認し、平常時及ぶ異変時にどのような支援が可能か互いに共有します。 (年1回)	モデル地区に対象者がどのくらいいるか、関係団体と共有します。 (年1回)	関係団体と協力員をどうサポートできるか、方法を検討します。 (年1回)	関係団体と、協力員に対してイベントやサロンの情報を提供できる体制を検討します。 (年1回)	協力員から対象者へ、団体間ネットワークを活用したイベントやサロン等の紹介を促します。 (対象者数15名)
たつせがある	関係団体とともに、協力員として活動して頂く人の選定を行います。 (年1回)	関係団体とともに、協力員探しを進めます。 (1地区)	協力員同士の交流会を開催し、お互いを見守りや事例報告を行います。 (年1回)	仕組みづくりのため、協力員の気づきの視点を地区社協等にて報告・講話頂きます。 (6地区)	地区社協にて、協力員とともに仕組みづくりを行い、早期発見・早期対応の部会活動を展開します。 (各小学校区1事業)

(5) 多機関協働相談支援包括化推進事業



「ともに進む」ための基本的な考え方



複合的な生活課題や生活のしづらさを抱えている人や世帯の生活再建に向けて、地域の様々な関係機関等と連携・協働し、誰もが安心してその人らしく暮らせる地域づくり、仕組みづくりに取り組みます。

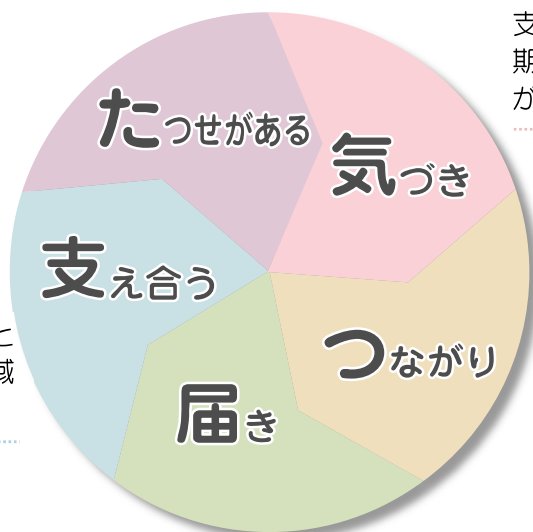


目標

様々な分野・立場の人、事業所、団体等が困りごとを抱える人への支援に関わることで誰もが安心して暮らせる地域になっていきます。

関係機関等の世帯支援の視点や気づきの強化により、支援が必要な人や世帯が早期に支援を受け、生活再建が図れるようになります。

お互いの困りごとを「我が事」として捉え、支援が必要な人を地域で支え合えるようになります。



複合的な生活課題や制度の狭間にある課題への対応等、生活に困っている人や世帯が生活再建に必要な支援を受けられるようになります。

様々な関係機関や地域資源等がつながり、連携・協働し、支援チームとなって、困りごとを抱える人の生活を支えます。



複合化・複雑化した生活課題に総合的に対応するための包括的な相談支援体制を構築し、福祉分野に限らず、様々な分野の関係機関や地域資源等と連携・協働しながら、複合的な課題を抱える人や世帯の生活再建や自立を支援します。



行動計画

[2019] [2020] [2021] [2022] [2023]

気づき	実務者会議を開催する他、相談機関が集まる場等に参加していきます。				
つながり	相談支援包括化推進協議会、実務者会議、個別ケース会議を開催します。				
	(協議会年2回) (実務者会議年3回)	(協議会年2回) (実務者会議年3回)	(協議会年2回) (実務者会議年3回)	(協議会年2回) (実務者会議年3回)	(協議会年2回) (実務者会議年3回)
届き	地域に不足する資源や生活再建に必要な仕組みを検討していきます。				
支え合い	CSWと連携しながら地域での暮らしを支援していきます。				
たつせがある	制度や事業だけでなく、地域の担い手等と連携した支援をコーディネートします。				
	(対応件数年40件)	(対応件数年40件)	(対応件数年40件)	(対応件数年40件)	(対応件数年40件)



(6) 生活支援コーディネーター



「ともに進む」ための基本的な考え方



地域住民のニーズや社会資源と、生活支援サポーター等のマッチングを行うことにより、生活支援の充実を図ります。

住民の特技を活かし、地域全体で支え合えるまちを目指します。



目標

関係機関と連携をしながら、地域住民が特技を活かした地域活動を取り組むことができます。

生活支援サポーターを知り、地域活動に参加することができます。

必要な集いの場が作られ、参加者同士で運営をすることができ、支え合いの仕組みが広がります。



企業や福祉事業所の抱える課題に対して、地域住民が解決をすることができます。

生活支援サポーター等の地域活動を継続的に実施することや、新たな活動を発見することができます。



この事業では、他機関と連携しながら多様な地域資源を活用し、日常生活圏域の生活支援・介護予防にかかるサービスの基盤整備を行っています。



行動計画

	[2019]	[2020]	[2021]	[2022]	[2023]
気づき	活動を知ってもらうためのチラシを作成し、自治会回覧等で紹介します。 (年1回発行)	(年1回発行)	生活支援サポーターが、それぞれ興味のある活動に参加できる人数を増やします。 (活動人数：年60人)	(活動人数：年90人)	(活動人数：年120人)
つながり	企業や福祉事業所等へのヒアリングを行い、地域で支えることのできる課題等を把握します。 (年40か所)	(年40か所)	課題を整理し、生活支援サポーターの活動につなげていきます。 (マッチング件数：年50件)	(マッチング件数：年75件)	(マッチング件数：年100件)
届き	地域住民が興味のあることや学びたいことについて研修等を実施します。 (年2回)	(年4回)	(年6回)	支援を必要としながら生活支援サポーターのマッチングが少ない分野に対して、理解を得るための研修を実施します。 (年2回) (研修後マッチング5件)	(年2回) (研修後マッチング5件)
支え合い	地域ケア会議等へ出席し、またCSWとも情報共有しながら地域ニーズの情報を収集し、集いの場として事業を展開します。 (集いの場3件)	(集いの場3件) 集いの場の参加者が参画し、運営を行えるように支援します。 (年1件)	(集いの場4件) (年1件)	(集いの場5件) (年2件)	(集いの場6件) (年3件)
たつせがある	地域住民の特技を活かした地域活動への支援を行います。 (年1件) 地域活動における協働者を増やします。 (1名)	(1名)	協働者を組織化し、地域住民の活躍の場を増やします。 (年1件)	関係機関と連携し、相談者の特技を活かした地域活動への参加支援を行います。 (年1件)	(年2件)



(7) 地域交流の集い・サロン活動の支援



「ともに進む」ための基本的な考え方



誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域住民が行う活動を支援し、子どもから高齢者までいきいきと暮らせる福祉のまちづくり・仕組みづくりを行います。



目標

サロンに参加するだけでなく、運営にまわることができるようになります。

身近な場所にどんなサロンがあるのか、興味関心をもち知ることができます。

サロンの代表者や参加者がそれぞれの活動や悩みごとを共有できるようになります。

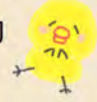


身近な場所で、楽しみやつながりがもてるようになります。

集い場を通して顔を合わせる機会が増え、ちょっとした悩みごとを相談できるようになります。



この事業では、誰もが住み慣れた地域で子どもから高齢者までが、いきいきと暮らせる福祉のまちづくりを推進するために、地域住民によって主体的に運営されている団体が行う、地域交流のつどい・サロン活動に対して助成金を交付することにより、団体のサロン活動の自立や自主運営を支援することを目的としています。



行動計画

	[2019]	[2020]	[2021]	[2022]	[2023]
いきいき	社協広報紙「福祉のまちながくて」やホームページなどにサロンの記事を掲載します。 (年に4回)	(年に4回)	(年に4回)	市民に情報が届き、サロンに参加することができる人を増やします。 (広報等を通じたサロン活動への新規マッチング件数 24件)	30件)
つながり	きっかけづくりのための出前講座や勉強会を行います。 (年6回)	(年6回)	(新規サロン年6か所)	障がい者や子育てサロンなど運営にサポートが必要なサロンを立ち上げます。 (年2か所)	障がい者や子育てなどのサポートが必要なサロンへの訪問および情報共有のための連絡を行います。 (各サロン年6回)
届き	C S Wや生活支援コーディネーターによる定期訪問で状況確認をします。 (各サロン年に2回)	(各サロン年に2回)	サロン参加者からC S Wへの相談を増やします。 (サロン参加者からの相談件数 年12件)	サロン参加者からの相談件数 年24件)	サロン参加者からの紹介による相談ケースを増やします。 (紹介による相談件数 年6件)
支え合い	サロン代表者・参加者がそれぞれの活動や悩みを共有し、支え合いをテーマにした交流会を実施します。 (年に1回)	(年に1回)	(年に1回)	生活支援コーディネーターと連携してサロンが継続して運営していける仕組みを考えます。 (生活支援サポーターのマッチング件数 5件)	10件)
たつせがある	サロンに参加している人が、運営やその他の地域活動に参加できるよう支援します。 (年に2人)	(年に2人)	(年に2人)	他サロンの運営のノウハウを生かし、障がい者や子育てサロン運営の為に協働できるよう支援します。 (年に1事例)	(年に1事例)



(8) 地域福祉事業



「ともに進む」ための基本的な考え方



様々な形、様々な世代、様々な人達が福祉に接する機会をつくることで、誰もが自分らしく地域福祉に関われるようにします。



目標

誰もが参加できる福祉の支援活動が様々な人や団体に広がります。

福祉が他人事ではなく自分に関係する福祉に気づくようになります。

社協が進める地域の支え合い活動（地域福祉）の支え手が増えます。

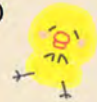


市民が中心となって考える誰もが参加しやすいイベントを通じて福祉とつながることができるようになります。

困窮する世帯や福祉課題を抱えた世帯が、生活福祉資金等を活用することで、世帯を立て直すことができるようになります。



社協広報紙の発行、ホームページでのPRなど社協や福祉に関する情報発信やフードドライブ、男性の料理教室、ひとり親家庭等援助、日常生活自立支援、福祉まつり、社協会員募集など特定の小地域ではなく市内全域での地域福祉の取り組みを行います。



行動計画

	[2019]	[2020]	[2021]	[2022]	[2023]
気づき	自分に身近な福祉を考える機会をつくるために福祉をテーマにしたフォトコンテストを行います。 (10点応募)	(15点応募)	フォトコンテストにSNSなども活用し幅広い年代に参加を促します。 (30点応募)	(30点応募)	(40点応募)
つながり	市民が主体の実行委員会と協働して福祉に関するメインテーマを設けてボランティア、福祉事業者・団体が集う福祉まつりを開催します。 (参加 1,800名)	(前年比5%増)	(前年比5%増)	(前年比5%増)	(前年比5%増)
届き	低所得・障がい・高齢者など様々な福祉課題を抱えた世帯に対して生活福祉資金の情報が届くように情報発信をしていきます。 (相談件数3%増)	(相談件数3%増)	(相談件数3%増)	(相談件数3%増)	(相談件数3%増)
支え合い	社協の会員募集事業において、協力を得ている自治会に対して社協の活動や会員募集事業の意義等を説明を行います。 (10か所)	(10か所)	(10か所)	(10か所)	(10か所)
たつせが ある	誰もが参加しやすい福祉活動として家庭内の不要な食品を集めて生活困窮者へ食料支援を行う団体への支援を行います。(フードドライブ事業) また活動を広めるために他団体との一緒に活動を行います。 (100名以上からの食品寄付)	(100名以上からの食品寄付)	(120名以上からの食品寄付)	(120名以上からの食品寄付)	(140名以上からの食品寄付)



(9) 共同募金運動事業



「ともに進む」ための基本的な考え方



共同募金運動を通じて募金や運動など様々な形で参加してもらうことで、安心して暮らせるまちづくりを行います。

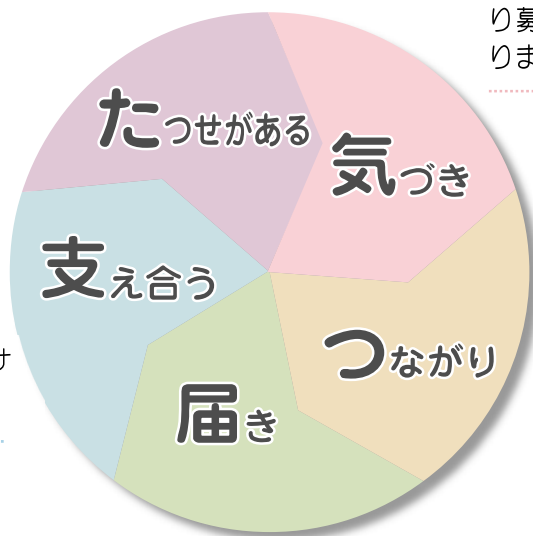


目標

市民以外にも様々なお店や企業などが募金運動により参加するようになります。

募金活動や募金の使われ方が誰もが目にするようになり募金への理解がより深まります。

共同募金を通じて誰もが助けられるようになります。



イベントなどの身近な場所で募金運動が行われることで誰もが共同募金運動と繋がることできるようになります。

地域の困りごとに対して素早く共同募金の支援が届くようになります。



市民、自治会、学校、企業、団体など様々な人々の協力により戸別、街頭、イベントなど様々な形で実施される地域課題解決のための福祉活動への資金を募る募金活動です。



行動計画

[2019] [2020] [2021] [2022] [2023]

	[2019]	[2020]	[2021]	[2022]	[2023]
気づき	共同募金がどのような地域の福祉活動に活用されているか多くの人に伝えるために常設展示します。 (1 か所)	(2 か所)	(3 か所)	(4 か所)	(5 か所)
つながり	多くの人が集まる自治会等のまつり、イベントで共同募金運動を行います。 (4 か所)	(5 か所)	市内 6 小学校地区のすべての地域でまつりやイベントに共同募金運動を行います。 (6 か所)	(6 か所)	(6 か所)
届き	通常の共同募金運動に加えてその時々々の状況に合わせたテーマを設けて募金活動を実施していきます。またテーマに関係する団体等に募金活動に協力してもらいます。 (協力 3 団体)	(協力 3 団体)	(協力 5 団体)	(協力 5 団体)	(協力 5 団体)
支え合い	共同募金の戸別募金を自治会からの協力を得て実施していきます。 (110 自治会)				
たつせがある	地域のお店などに募金箱の設置など募金活動に協力してもらいます。 (2 か所)				



(10) ボランティア養成事業



「ともに進む」ための基本的な考え方



自分の関心があるテーマ、自分のできる範囲でのボランティア活動を支援し、誰もが生きがいや役割を持って暮らすことのできるようにしていきます。



目標

男性のボランティア活動が活発になります。

子どもたちの変化に早く気づけるようになります。



ボランティア団体、個人が支え合うことでより活動が活発になります。

ボランティア活動をしたい人が興味を持った時に、始められるようになります。

ボランティア団体の活動が市民に届いて参加がしやすくなります。



ボランティア活動を行いたい、必要な人を支援するボランティアセンターを拠点として、ボランティアの情報収集、発信やボランティアの教育、講座、相談やボランティアのマッチングなどボランティア活動の活性化を目的に事業を行います。



行動計画

[2019] [2020] [2021] [2022] [2023]

	[2019]	[2020]	[2021]	[2022]	[2023]
気づき	<p>登下校見守りボランティアを対象に子どもの異変や変化に気づけるようになるような講座を実施します。</p> <p>(年 1 回 10 名)</p>	<p>(年 2 回 20 名)</p>	<p>(年 3 回 30 名)</p>	<p>(ボランティアから関係機関への連絡年 3 件)</p>	<p>(ボランティアから関係機関への連絡年 3 件)</p>
つながり	<p>ボランティア未経験者に向けて簡易な内容の説明会を定期的に実施します。</p> <p>(10 名)</p>	<p>(20 名)</p>	<p>(30 名)</p>	<p>障がい者支援など特定の分野に興味のある人に向けた説明会を開催します。</p> <p>(10 名)</p>	<p>(20 名)</p>
届き	<p>福祉団体、ボランティア団体が実施するイベントや募集を集約して回覧板や公共施設等で配布します。</p> <p>(年 4 回)</p>	<p>(年 12 回)</p>	<p>(年 12 回)</p>	<p>(年 12 回)</p>	<p>(年 12 回)</p>
支え合い	<p>ボランティア団体の強みや困りごとをアンケートで集約します。</p> <p>(50 団体)</p>	<p>ボランティア団体を支援するボランティアのマッチングを行います。</p> <p>(年 2 件)</p>			
たつせがある	<p>定年前後の男性が参加したいと思うボランティア講座の内容を検討します。 (6 回検討会開催)</p>	<p>定年前後の男性を対象にした講座を開催します。</p> <p>(年 1 回 10 名)</p>	<p>定年前後の男性を対象にした講座を複数日で開催します。</p> <p>(年 1 回 15 名)</p>	<p>(年 1 回 20 名)</p>	<p>(年 1 回 20 名)</p>



(11) 福祉教育事業



「ともに進む」ための基本的な考え方



地域での支え合いの気持ちを育むために、障がいや高齢など様々な立場の人について学ぶことにより、誰もが地域でともに暮らしやすくなります。



目標

障がい者や高齢者が福祉の担い手にもなります。また当事者の思いを伝える場所ができるようになります。

福祉に関する体験から、障がいや高齢者の困り事に気づくようになります。

子ども達の地域での支え合いや福祉への思いが様々な人に伝わるようになります。

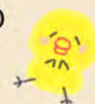


障がい者支援などのボランティア活動をする団体と市民とのつながる機会が増えます。

地域での自主的な福祉活動が行いやすくなり、地域で福祉活動が活発になります。



小中高等学校の福祉教育を支援する社会福祉協力校、高齢者体験や障がい者支援を学ぶ福祉実践教室、子ども達の視点で福祉を表現する福祉作文コンクール、ボランティア1日体験などを行う福祉体験学習、ふれあい子ども劇などの様々な福祉に関する学びの支援、機会や資材の提供をします。



行動計画

	[2019]	[2020]	[2021]	[2022]	[2023]
気づき	誰でも参加可能な障がい者支援や高齢者疑似体験ができる市民向け福祉実践教室を開催します。 (年1回 10名参加)	誰でも参加可能な障がい者支援や高齢者疑似体験ができる市民向け福祉実践教室を開催します。 (年2回 20名参加)	依頼に応じて地域での出張の福祉実践教室も行うようにしていきます。 (年2回 20名参加)	依頼に応じて地域での出張の福祉実践教室も行うようにしていきます。 (年3回 30名参加)	依頼に応じて地域での出張の福祉実践教室も行うようにしていきます。 (年3回 30名参加応募)
つながり	ボランティア団体を講師とした、市民向け福祉実践教室を開催します。 (1団体)	ボランティア団体を講師とした、市民向け福祉実践教室を開催します。 (2団体)	ボランティア団体を講師とした、市民向け福祉実践教室を開催します。 (2団体)	ボランティア団体を講師とした、市民向け福祉実践教室を開催します。 (3団体)	ボランティア団体を講師とした、市民向け福祉実践教室を開催します。 (3団体)
届き	社協が無料貸し出しする福祉用具、書籍を充実することで地域での福祉的なイベントや講座を支援します。 (貸出件数 5%増)	社協が無料貸し出しする福祉用具、書籍を充実することで地域での福祉的なイベントや講座を支援します。 (貸出件数 5%増)	社協が無料貸し出しする福祉用具、書籍を充実することで地域での福祉的なイベントや講座を支援します。 (貸出件数 10%増)	社協が無料貸し出しする福祉用具、書籍を充実することで地域での福祉的なイベントや講座を支援します。 (貸出件数 10%増)	社協が無料貸し出しする福祉用具、書籍を充実することで地域での福祉的なイベントや講座を支援します。 (貸出件数 10%増)
支え合い	市内の小中高生が書いた福祉作文の朗読テープを作り学校等で流すなど、作文を発表する場を作ります。 (6か所)	市内の小中高生が書いた福祉作文の朗読テープを作り学校等で流すなど、作文を発表する場を作ります。 (6か所)	市内の小中高生が書いた福祉作文の朗読テープを作り学校等で流すなど、作文を発表する場を作ります。 (9か所)	市内の小中高生が書いた福祉作文の朗読テープを作り学校等で流すなど、作文を発表する場を作ります。 (9か所)	市内の小中高生が書いた福祉作文の朗読テープを作り学校等で流すなど、作文を発表する場を作ります。 (9か所)
たつせがある	障がい等の当事者や家族介護経験者などに講師等で福祉実践教室等において協力してもらいます。 (5回)	障がい等の当事者や家族介護経験者などに講師等で福祉実践教室等において協力してもらいます。 (5回)	障がい等の当事者や家族介護経験者などに講師等で福祉実践教室等において協力してもらいます。 (5回)	障がい等の当事者や家族介護経験者などに講師等で福祉実践教室等において協力してもらいます。 (7回)	障がい等の当事者や家族介護経験者などに講師等で福祉実践教室等において協力してもらいます。 (7回)



(12) 福祉団体事務



「ともに進む」ための基本的な考え方



当事者団体が自主的に地域組織や他の団体と協働していくことや仲間や生きがい作りなどの活動を行うことで誰もが暮らしやすい地域を目指します。



目標

福祉団体への理解が深まります。

活動を通じて独居高齢者等の困り事に気づくようになります。

福祉団体の人たちに団体の活動以外の福祉の内容が伝わるようになります。



市民が各福祉団体を知り参加しやすくなります。

福祉団体に加入する人たちに福祉サービスが届くようになります。



希望の会（知的障害者の家族会）、遺族会（戦没者）、シニアクラブ連合会、身体障害者福祉協会、子ども会連絡協議会など様々な当事者等の団体の事務を行うことで団体を発展させていきます。



行動計画

[2019] [2020] [2021] [2022] [2023]

	[2019]	[2020]	[2021]	[2022]	[2023]
気づき	シニアクラブが実施する友愛訪問を支援していきます。				
	(4回実施)	(4回実施)	(4回実施)	(4回実施)	(4回実施)
つながり	加入者が減少傾向の福祉団体を市民に対してPRを実施します。		関係機関を通じてPR活動を実施してもらいます。		
	(年4回)	(年4回)	(2機関)	(加入者数%増)	(加入者数%増)
届き	CSW、地域包括支援センター、認知症カフェなど制度内、外の福祉の案内を行っていきます。				
	(年10回)	(年10回)	(年15回)	(年15回)	(年15回)
支え合い	役員会等で福祉の講話を行っていきます。				
	(2回)	(2回)	(3回)	(3回)	(5回)
たつせがある	地域で当事者として話をする機会を作っていきます。				
	(1回)	(2回)	(2回)	(2回)	(2回)



(13) 生活困窮者自立支援事業



「ともに進む」ための基本的な考え方



生活に困っている人、生活のしづらさを抱える人一人ひとりへの支援を通じて地域の様々な社会資源とつながり、連携、協力しながら、誰もが安心してその人らしく暮らせる地域づくりに取り組みます。



目標

誰もが住み慣れた地域で自立して暮らしていくために、一人ひとりの求める社会参加の機会や就労の場を、地域や企業、団体等が提供することによって、いつでも利用できるようになります。

様々な理由で生活に困っている人や世帯に地域や関係機関が気づき、困っている人が早期に支援を受けて生活再建が図れるようになります。

就労の場や機会を求める人と働き手を求める地元企業等が、地域の中で結びつきます。



支援を通して、生活に困っている人・世帯が地域や関係機関、社会資源等とつながることで、地域でその人らしい生活ができるようになります。

生活に困ったときに不安や心配、困りごとをまず相談できる窓口として、『くらし・しごと・つながり支援センター』が地域で身近な存在になります。



様々な理由で生活に困窮している人や世帯に対し、困りごとや課題の解決を図りながら、地域で自立した生活を送ることができるよう支援します。また、複合的な課題を抱える生活困窮者への支援を通じて、福祉分野のみならず、労働、保健、文教、金融、住宅、司法等の様々な分野と連携し、支援ネットワークの構築を目指します。(生活困窮者自立支援制度)



行動計画

	[2019]	[2020]	[2021]	[2022]	[2023]
気づき	関係機関や地域での事業説明を行います。 (年2回)	関係機関や地域での事業説明を行います。 (年2回)	関係機関や地域での事業説明を行います。 (年3回)	関係機関等による新規相談件数 年53件	関係機関等による新規相談件数 年56件
	生活福祉資金貸付等の貸付との連携強化をしていきます。 (年16件)	生活福祉資金貸付等の貸付との連携強化をしていきます。 (年17件)	生活福祉資金貸付等の貸付との連携強化をしていきます。 (年18件)	生活福祉資金貸付等の貸付との連携強化をしていきます。 (年19件)	生活福祉資金貸付等の貸付との連携強化をしていきます。 (年20件)
つながり	支援を通じて新たな連携機関・社会資源を開拓します。 (年5ヶ所)	支援を通じて新たな連携機関・社会資源を開拓します。 (年5ヶ所)	支援ネットワークの構築状況を検証し、今後の開拓分野を検討します。 (年2回検討会開催)	検証結果をふまえた新たな連携機関・社会資源を開拓します。 (年5ヶ所)	検証結果をふまえた新たな連携機関・社会資源を開拓します。 (年5ヶ所)
届き	地域住民に身近な場所(公共施設、コンビニ等)へチラシを設置します。 (年2回)	チラシ設置場所を新たに開拓します。 (年5ヶ所)	物品配布による周知活動行っています。 (年1回)	チラシ設置や物品配布による周知活動を継続的に実施します。 (チラシ等による新規相談件数 年4件)	チラシ設置や物品配布による周知活動を継続的に実施します。 (チラシ等による新規相談件数 年5件)
支え合い	市内の産業・企業の状況(分野、業種、規模、雇用状況等)をリサーチし、人手不足の企業等を把握します。 (年2回)	市内の企業等への制度説明と協力依頼を実施(年5回)し、人材を 求める企業等への就労をマッチングしていきます。 (年1回)	市内の企業等への制度説明と協力依頼を実施(年5回)し、人材を 求める企業等への就労をマッチングしていきます。 (年1回)	市内の企業等への制度説明と協力依頼を実施(年5回)し、人材を 求める企業等への就労をマッチングしていきます。 (年2回)	市内の企業等への制度説明と協力依頼を実施(年5回)し、人材を 求める企業等への就労をマッチングしていきます。 (年2回)
たつせが ある	市内の産業・企業の状況(分野、業種、規模、雇用状況等)をリサーチし、就労体験等を行っている企業を把握します。 (年2回)	市内の企業等への制度説明と協力依頼を実施(年5回)し、就労体 験の受け入れ先を開拓します。 (年1社)	市内の企業等への制度説明と協力依頼を実施(年5回)し、就労体 験の受け入れ先を開拓します。 (年1社)	市内の企業等への制度説明と協力依頼を実施(年5回)し、就労体 験の受け入れ先を開拓します。 (年2社)	市内の企業等への制度説明と協力依頼を実施(年5回)し、就労体 験の受け入れ先を開拓します。 (年2社)



(14) 地域包括支援センター



「ともに進む」ための基本的な考え方



だれもが住み慣れた地域で可能な限り暮らし続けられるよう、市民と専門職が一体となって、課題解決のために何が必要なのかを考え、地域の新しいしくみ作りを行います。

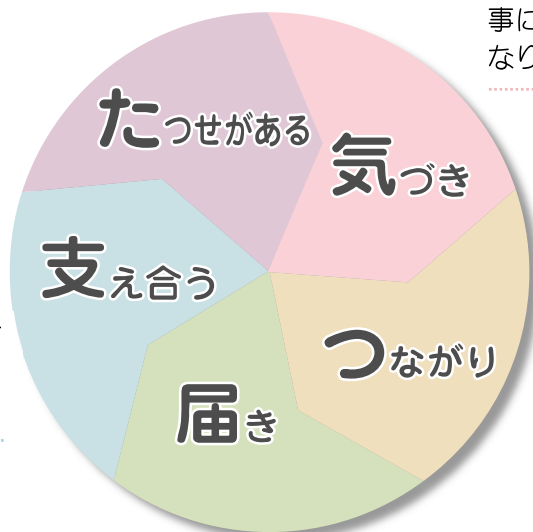


目標

周囲の困っている人に声をかけるなど、自分の役割や、やりがいを見つけ、自分が求められていることを実感できるようになります。

認知症や介護問題、消費者被害、高齢者虐待等の困り事に早期に気づけるようになります。

みんなでお互いに協力しながら、支援が必要な人を支え合えるようになります。



地域住民同士のつながりを持ち続けられるようになります。

地域の資源をはじめ、医療や保健、介護、行政の制度を活用することで、切れ目のない支援が届き、だれもが地域で、可能な限り自立した生活を送れるようになります。



高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、介護・福祉・健康・医療など、様々な分野から総合的に高齢者とその家族を総合的に支えます。



行動計画

[2019] [2020] [2021] [2022] [2023]

気づき	地域のサロンや喫茶店等に出向いて出張相談や出前講座で情報提供・収集を行います。 (年 40 回)	(年 40 回)	(年 40 回)	(年 40 回)	(年 40 回)
つながり	出張相談や出前講座の場で、地域包括支援センターの周知活動を行っていきます。 (年 40 回) 地域サロンや集い場などの社会資源へつないでいきます。 (月に 1 人)	(年 40 回) (月に 1 人)	(年 40 回) (月に 1 人)	(年 40 回) (月に 1 人)	(年 40 回) (月に 1 人)
届き	地域ケア会議で地域課題の抽出を行っていきます。 (月に 1 回)	(月に 1 回)	(月に 1 回)	(月に 1 回)	(月に 1 回)
支え合い	支援が必要な人に対して、見守りサポーター、ご近所パートナー、民生委員、市福祉サービスなどにつないでいきます。 (年 12 ケース)	(年 12 ケース)	(年 12 ケース)	(年 12 ケース)	(年 12 ケース)
たつせがある	CSW や生活支援コーディネーター等による、活躍の場づくりに協力し、地域のサロンや出張相談等にて、紹介していきます。 (年 40 回)	(年 40 回)	(年 40 回)	(年 40 回)	(年 40 回)



(15) 障がい者基幹相談支援センター



「ともに進む」ための基本的な考え方



誰もが地域で安心して生活できる社会の実現を目指し、障がい者等の相談支援に関する業務を総合的に実施するとともに、必要な社会資源の開発・コーディネートを行います。

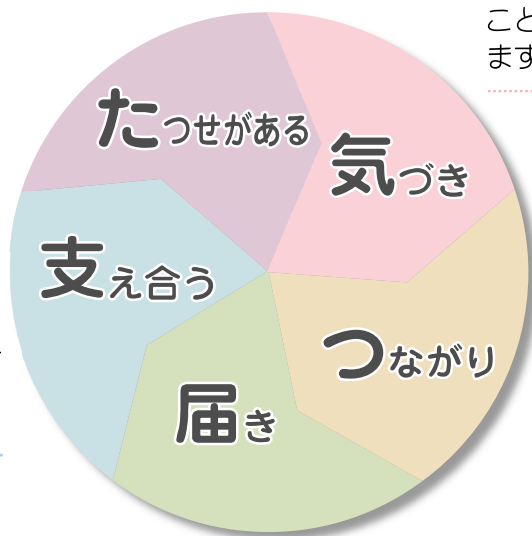


目標

支えあいの輪が継続可能な仕組みになります。

誰もが誰かの手助けを受けないと暮らせない時があることに気がつくようになります。

同じような不便さを感じている人を想像し、不便さが解消される行動を実行することで、支えあいの輪が広がります。



手助けを受けないと暮らせない生活には、どんな不便さがあるのかを教えてもらい、知ることによって理解が広がります。

不便さを解消するために、ちょっとした行動をお互いに実行できるようになります。



障がいや病気のために、日々の生活の中で生きづらさを抱えているご本人・ご家族と一緒に「どんな生活を送りたいか」「今どんな困りごとがあるのか」ということを考え、解決に取り組みます。また、地域にある社会資源（福祉サービス事業所・保育園・学校・医療機関など）と連携し、ネットワーク作りに努め、支援の必要な人をチームで支えられる仕組み作りをします。



行動計画

[2019] [2020] [2021] [2022] [2023]

気づき	<p>障がいによる様々な生きづらさに気づくための啓発イベントをテーマ決めて開催します。(テーマ例：知的障がいの人・育てにくい子ども・仕事が続かない人・うつ病・中途障がいの人など)</p> <p>(年1回)</p>	<p>(年1回)</p>	<p>(年1回)</p>	<p>(年1回)</p>	<p>(年1回)</p>
つながり	<p>啓発イベント等で、障がいによる生きづらさは、どんな暮らしの不便さがあるのか当事者等が伝える場面を作ります。</p> <p>(年1回)</p>	<p>(年1回)</p>	<p>(年1回)</p>	<p>(年1回)</p>	<p>(年1回)</p>
届き	<p>啓発イベント等で障がいによる暮らしの「不便さ」に対し、参加者が、何か手助けを考え、実施してもらいます。</p> <p>(年1回)</p>	<p>(年1回)</p>	<p>(年1回)</p>	<p>(年1回)</p>	<p>(年1回)</p>
支え合い	<p>障がいによる生きづらさに関する啓発イベントを開催して、同じような暮らしづらさを持つ人への手助けを実施し、支えあいの輪を広げていきます。</p> <p>(年1回)</p>	<p>(年1回)</p>	<p>(年1回)</p>	<p>(年1回)</p>	<p>(年1回)</p>
たつせがある	<p>啓発イベント内で、支えあいを継続できるようにする仕組みを当事者と一緒に考えます。</p> <p>(年1回)</p>	<p>(年1回)</p>	<p>(年1回)</p>	<p>(年1回)</p>	<p>(年1回)</p>



(16) 居宅介護支援事業



「ともに進む」ための基本的な考え方



誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、家族にも目を配り、地域住民とともに支援を行います。またCSW等と協働し、介護が必要な人の暮らしを地域全体で支えるための仕組みづくりを行います。



目標

介護の経験や思いを伝える場ができ、自身や家族の介護の経験、思いなどを役立てることができるようになります。

利用者だけではなく、世帯全体に支援の目が広がります。

近隣住民による支え合いの関係ができ、利用者の日常の変化にすぐに周りの人が気付くことができるようになります。



介護保険につながりにくい利用者も支援が届くようになります。

介護保険サービスだけではなく、近隣住民による見守りや、サロン活動の紹介し、よりその人らしく暮らせるようになります。



この事業では、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、ケアマネジャーが利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行います。



行動計画

	[2019]	[2020]	[2021]	[2022]	[2023]
気づき	気付きの視点を持つ為、8050問題等に関する研修に参加します。 (各職員年1回以上)	8050世帯等の複合的な課題を抱えた世帯を発見し、関係機関につなげます。 (年に1世帯)	(年に2世帯)	(年に4世帯)	(年に5世帯)
つながり	介護保険サービスにつながらない利用者への対応枠を設けます。 (月に1人)	(月に2人)	(月に2人)	(月に2人)	(月に2人)
届き	サロンなどの地域担い手によるサービスの活用がなされているか、ケース毎にモニタリングを行います。 (全ケース)	(全ケース)	(全ケース)	(全ケース)	(全ケース)
支え合い	近隣住民による定期的な見守りが必要な人をCSWへ連絡し、マッチングを行います。 (10ケース/年)	(10ケース/年)	(10ケース/年)	(10ケース/年)	(10ケース/年)
たつせがある	介護経験者の話を聞きたい人、話したい人など、ニーズを把握します。 (全ケース)	話をしたい人と話を聞きたい人をマッチングします。 (1ケース)	(3ケース)	(5ケース)	CSWと協働し話をしたい人、聞きたい人の組織化を行います。 (1団体)





長久手市地域自殺対策計画

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

本計画は、2016（平成 28）年に改正された「自殺対策基本法」に基づき、国の定める「自殺総合対策大綱」等の趣旨を踏まえて、同法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

(2) 計画策定の背景

① 国の現状と動向

我が国の自殺者数は、1998（平成 10）年以降 3 万人を超え、2010（平成 22）年以降 7 年連続して減少しているものの、依然として年間 2 万人を超えています。

国においては、2016（平成 28）年 3 月に「自殺対策基本法」を改正し、自殺予防対策を「生きることの包括的な支援」と定義し、2017（平成 29）年 7 月に「自殺総合対策大綱」を閣議決定しました。自殺総合対策大綱では、新たに 2026 年までに自殺死亡率を 2015（平成 27）年と比べて 30% 以上減少させ、13.0 以下とすることを数値目標として掲げています。

また、自殺総合対策大綱では、①自殺は、その多くが追い込まれた末の死である②年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている③地域レベルの実践的な取組を PDCA サイクルを通じて推進するの 3 つの基本認識を整理しています。

さらに、全国的に実施されることが望ましいとされる①地域におけるネットワークの強化②自殺対策を支える人材の育成③住民への啓発と周知④生きることの促進要因への支援⑤児童生徒の SOS の出し方に関する教育の 5 項目を「自殺対策の基本パッケージ」として示し、各自治体に自殺予防対策への取組の推進を求めています。

② 本市の現状と動向

本市における自殺予防対策の取組は、精神保健活動の一環として実施してきました。2002（平成 14）年度からこころの相談室事業を開始し、こころの悩みを持つ人が地域の中でその人らしく自立して生活できるよう支援しています。

2009（平成 21）年度からは自殺予防の啓発物を、関係機関の窓口や街頭で配布し、普及啓発に努めています。

2018（平成 30）年度からは、こころの病気についての知識を持つ人を増やすことを目的に、ゲートキーパー養成講座を実施しています。

今後は、市をあげて自殺予防対策に取り組めるよう、関係各課の事業に自殺予防の観点を加えて、幅広い視点から自殺の予防につなげられるよう、全市的に生きることへの包括的支援に取り組みます。



(3) 計画の位置付け

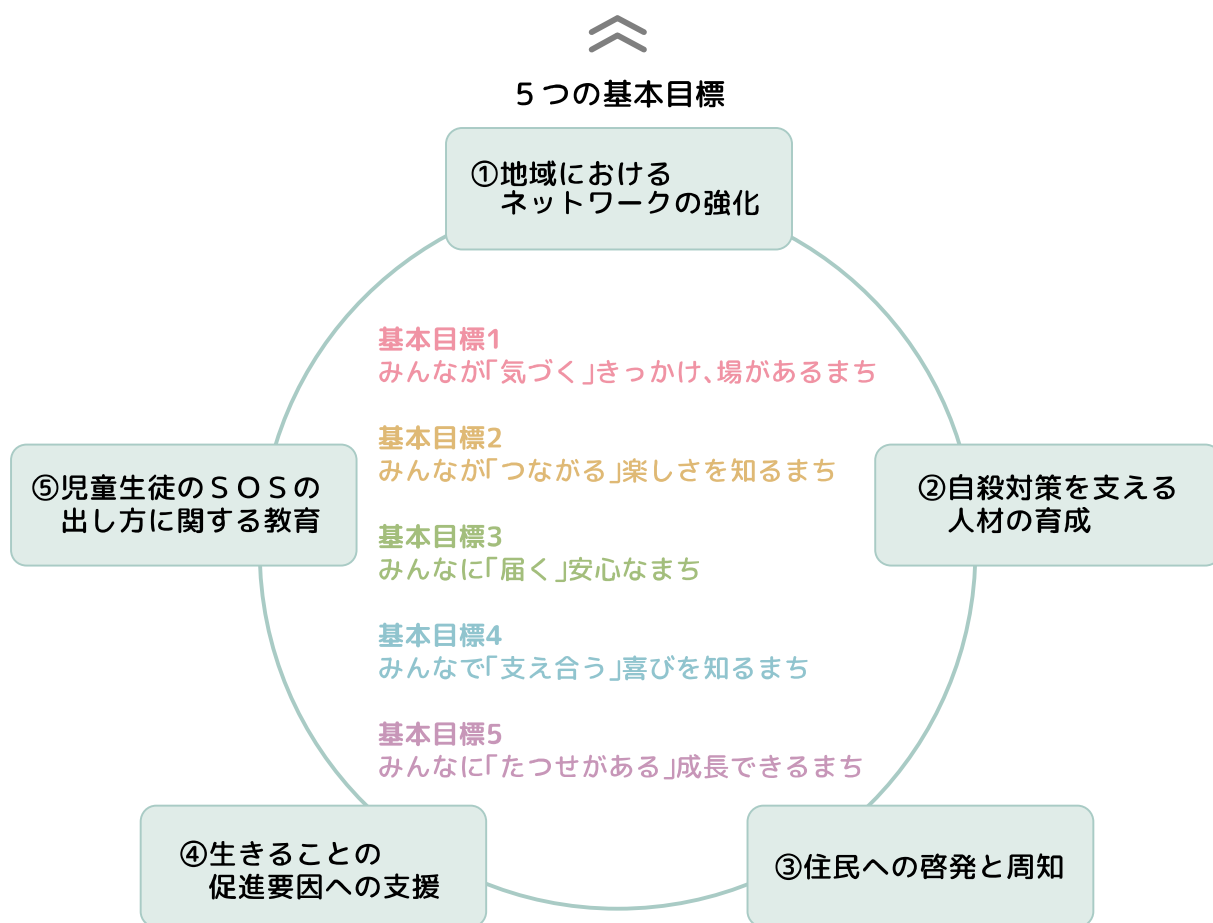
長久手市地域自殺対策計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づいて「誰も自殺に追い込まれることのない長久手市」の実現を図るための基本的事項を示し、推進に必要な方策を明らかにするものです。

自殺予防対策には、地域における人と人、人と社会資源のつながりを強化することも重要です。そのため、本計画を、福祉分野の上位計画である地域福祉計画と一体的に策定し、上位計画の対策に基づいて主な事業を整理し、計画を展開します。

(4) 目指すべき姿について

「誰も自殺に追い込まれることのない長久手市」を目指すべき姿とし、上位計画である地域福祉計画の5つの基本目標ごとに整理しながら、以下の①～⑤の自殺対策の観点において必要な事業に取り組みます。

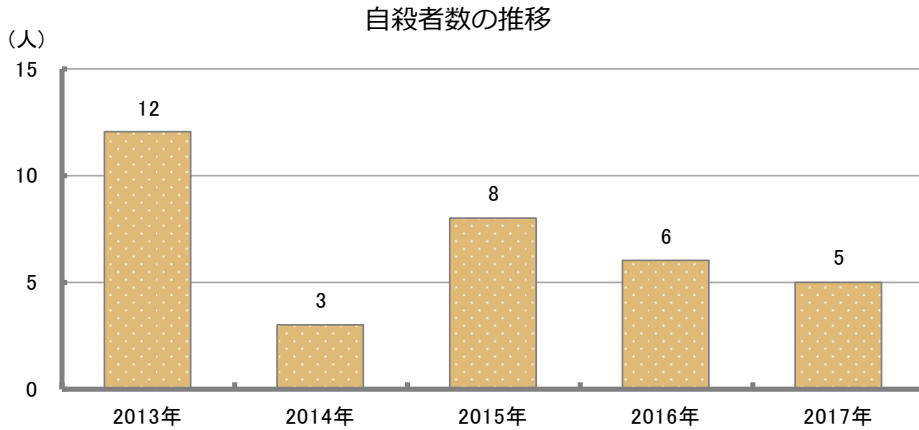
「誰も自殺に追い込まれることのない長久手市」



2 本市の自殺の現状

(1) 本市の自殺者数の推移

自殺者数の推移をみると、2013（平成 25）年で 12 人と、自殺者数が2桁になっていますが、以降減少傾向となっており、2017（平成 29）年には5人となっています。

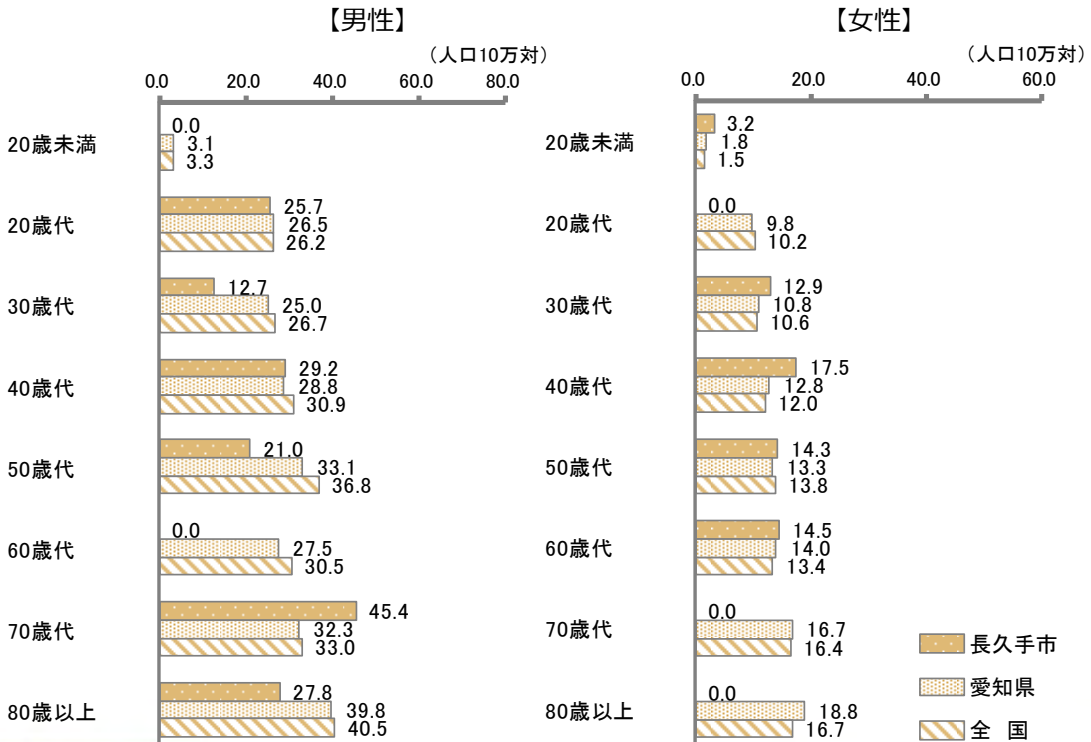


資料：地域自殺実態プロファイル【2018】

(2) 本市の性別・年代別自殺死亡率の状況

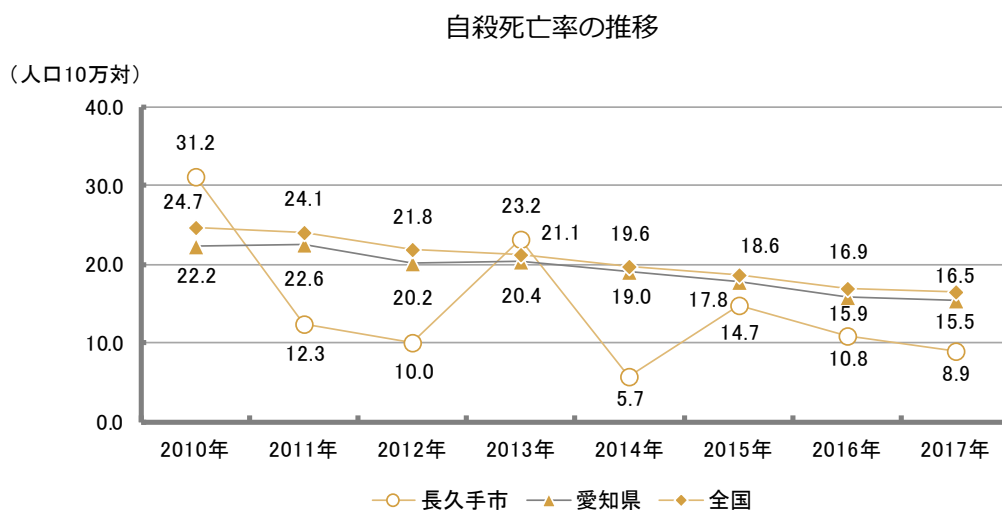
性別・年代別の自殺死亡率をみると、男性では 70 歳代で愛知県・全国に比べ高くなっています。女性では 20 歳未満、30 歳代から 60 歳代で愛知県・全国に比べ高くなっています。

性別・年代別の自殺死亡率（2013 年～2017 年）



(3) 本市の自殺死亡率の推移

本市の自殺死亡率の推移をみると、2010（平成 22）年以降増減を繰り返しながら減少傾向となっています。2014（平成 26）年以降は自殺死亡率が愛知県・全国よりも低い状態が続いています。



資料：地域自殺実態プロフィール【2018】

※「地域自殺実態プロフィール」とは
自殺総合対策推進センターが作成したデータで、国勢調査、人口動態統計調査、企業・経済統計、生活・ライフスタイルに関する統計（国民生活基礎調査、社会生活基本調査等）に基づき、自治体ごとの自殺者数や自殺率についてまとめて、自殺の実態を明らかにするものです。

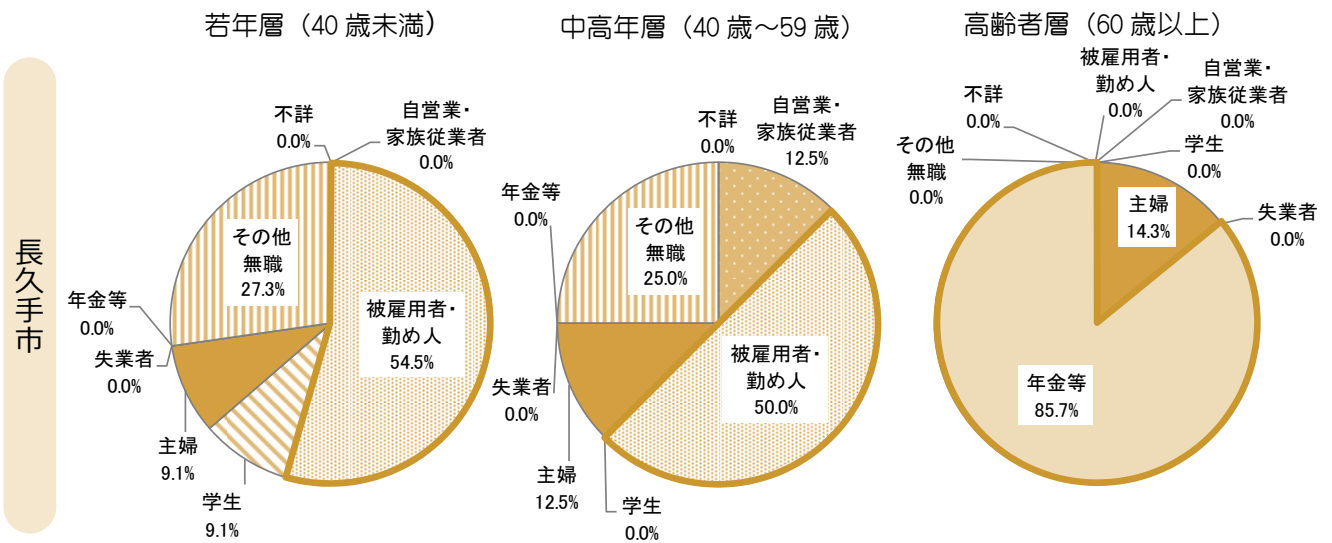
※「人口10万人対」とは
ある数を人口で除し、これを10万人当たりの数値に換算したものです。

(4) 本市の職業別の自殺者数の状況

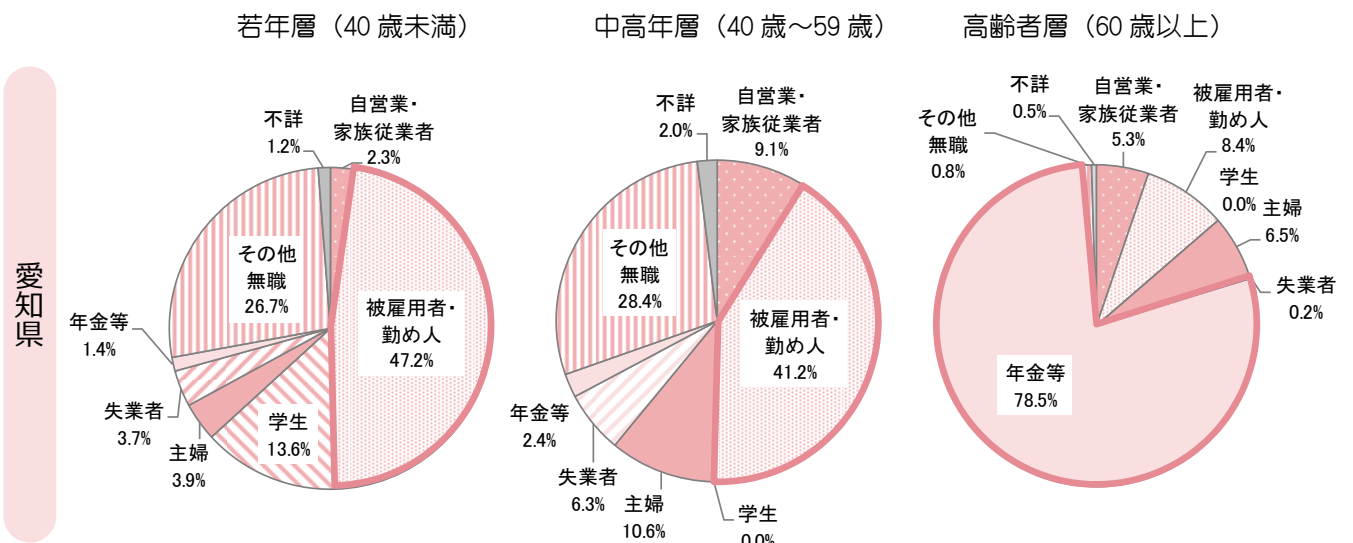
本市の自殺者数全体に対する職業別自殺者の割合をみると、若年層・中高年層では「被雇用者・勤め人」の割合が高く、高齢者層では「年金等」の割合が高くなっています。

また、愛知県と比較しても同様に、若年層・中高年層では「被雇用者・勤め人」の割合が高く、高齢者層では、「年金等」の割合が高くなっています。

職業別の自殺者の状況（2013年～2017年）・長久手市



職業別の自殺者の状況（2013年～2017年）・愛知県



資料：地域自殺実態プロファイル【2018】

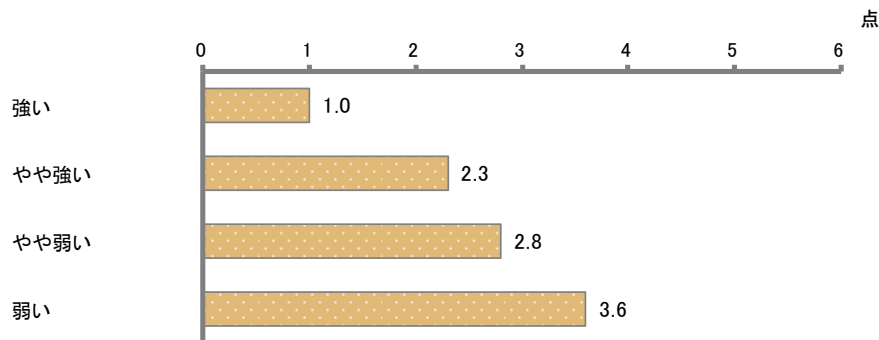
※40歳未満を若年層・40歳～59歳までを中高年層・60歳以上を高齢者層として区分しています。



(5) 本市の地域とのつながりとこころの健康

地域とのつながりとK6※によるこころの健康の関係について、つながりが強いほどK6※の点数が低く、こころが健康な状態となっています。こころの健康のためにも地域とのつながりを日頃から強くすることが大切です。

地域とのつながりとこころの健康






資料：長久手市民の健康づくりを考えるためのアンケート（2018年）

※K6：心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されている指標。6つの質問について5段階で点数化する。合計点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があると考えられる。
また、合計得点10点以上の者の頻度は、気分障害・不安障害と同等の状態の頻度の推定値と考えることができる。

【ライフステージごとの特徴と対策】

自殺は、いじめ、過労、子育ての悩み、ひきこもりや孤立等色々なことが複合的に絡み合い、追い込まれた末の死とされています。その原因となる課題は、それぞれ人生のライフステージによって異なります。

このため、本計画では、市民にとって使いやすい計画となるよう、ライフステージ別に取組を示し、計画の推進を図ります。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">就学期</p> 	<p>【特徴】 学校では、いじめや友人とのトラブル、学業不振等で悩みを抱えることがあります。 家庭では貧困、親の病気、離婚、再婚、厳しすぎるしつけ、過大な期待等に思い悩む子どももいます。 その他、アイデンティティ(自分らしさ)への悩み等からくる、思春期特有の課題があります。 これらのことがストレスとなり、将来にわたる精神状態に影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>【対策】 命を大切にする教育や、困った時や悩んだときに相談する先の啓発と周知、SOSの出し方に関する教育等が重要です。また、相談支援体制を整えておくこと、子どもの居場所づくり等も必要です。 そして、保護者や学校の教員等、周りの大人は子どもに目を向け、小さな変化に気づき、支援につなぐことも大切です。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">成人期</p> 	<p>【特徴】 身体的にも社会的にも成熟し、生涯の中で最も社会活動が活発に行える時期です。 その一方、就職、結婚、出産、子育て等様々なライフイベントが重なり生活環境の変化に伴うストレスも多くなります。 失業や過重労働等が精神的に影響を及ぼすこともあり、心身の不調を来す可能性があります。</p> <p>【対策】 仕事上の人間関係や過労等によるストレスは、周りからの働きかけによって適切に休息をとらせるなど配慮が必要となります。そのため、職場のメンタルヘルス対策の推進等、支える側の人材育成等も重要です。 産前産後や子育ての悩み等は、家庭の中だけで抱え込むのではなく、サービスの利用等、周囲の支援を得て、負担の軽減を図ることも大切です。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">高齢期</p> 	<p>【特徴】 身体機能の低下による外出機会の減少は、うつや閉じこもりにつながります。そして、他者との交流の機会が減少し、社会的な孤立等の課題を抱えることもあります。 配偶者や親しい友人との死別や、自らが介護状態になったことに対する周りへの申し訳なさなどから、悲観的になってしまうケースもあります。</p> <p>【対策】 高齢になっても、生きがいややりがいを感じられるような場をつくり、生きることの促進要因へ働きかけることが重要です。そして、心身の健康状態維持を図ります。 見守り活動や、訪問活動の実施等を行うことで、心身の不調を早期に発見し、関係機関につなぐ等、地域におけるネットワークの強化も大切です。</p>



全年代共通	<p>自殺予防を推進するためには、まず、自殺対策に関する情報を「知る」ことが重要です。そのため、市民への啓発と周知に取り組みます。</p> <p>また、一人ひとりが自殺対策の視点をもって「気づき」「つながる」地域となるよう、人材育成に取り組みます。</p> <p>そして、助け合い・支え合いの気持ちが広がり、必要な人に切れ目のない支援が届くよう、地域におけるネットワークの強化を図ります。</p>
ハイリスク者	<p>うつ病等の自殺の危険性の高い人の早期発見に努め、確実に精神科受診につなぐ取組が必要です。</p> <p>また、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル依存症等の精神疾患を抱える人は、借金、家族問題などの他の因子との関連によってさらに自殺のリスクが高まるとされています。</p> <p>医療機関、相談機関など専門的な対応が必要です。</p>
事後対応	<p>【自殺未遂者】</p> <p>自殺未遂者は自殺未遂歴のない人に比べて、再度自殺を図る可能性が高くなると言われています。</p> <p>自殺未遂者への支援は自殺対策に大きく影響するため、医療機関に搬送された自殺未遂者が、地域に戻った後のケアも大切であり、精神科医療や自殺未遂者の抱える様々な社会的問題への包括的な支援が必要となります。</p> <p>関係機関が連携し、継続的に切れ目のない支援を行うことが重要です。</p> <p>【自死遺族】</p> <p>身近な人を自死により亡くされた遺族等は、非常に大きな精神的な不調を抱え、健康問題につながることも少なくありません。</p> <p>残された家族等へ専門機関との連携のもと、支援を行います。</p>

就学期…高等学校卒業までの時期に起こる可能性のある事象への取組

成人期…高等学校卒業程度から概ね64歳までの就学期、就労期、子育て期等に起こる可能性のある事象への取組

高齢期…概ね65歳以降に起こる可能性のある事象への取組

3 ライフステージ別対策

基本目標1 みんなが「気づく」きっかけ、場があるまち

基本施策

- (1) お互いに見守り、声をかけ合える地域づくり
- (2) 困りごと、悩みごとに気づける体制づくり

評価指標

健康づくり計画（第2次）に関するアンケート
「地域とのつながりの強さ」について「強いほう」「どちらかといえば強いほう」
の人の割合

2018（平成30）年度
34.7%



2023年度
40.0%

本人や周りが気づいていない困りごと、自らSOSを出せずに、抱え込んでいる困りごともあります。そんな困りごとに気づき、声をかけ、以下のような専門機関につなげられるよう、日頃からの地域のつながりを強くすることが大切です。

本市では、保健師が地域に出向いて困りごとの早期発見を目指すほか、以下のことに取り組み、小さな声も拾えるまちを目指します。

就学期

[主な事業]

事業名	取組	担当課
適応指導教室における相談体制の充実	不登校児童生徒が適応指導教室で安心して過ごせるよう、適応指導教室の環境整備を図るとともに、カウンセラーや心のアドバイザーを適正に配置し、相談体制の充実を図ります。	教育総務課
スクールソーシャルワーカーの必要に応じた拡充	社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーが、様々な課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて、課題解決を図ります。	教育総務課



成人期

[主な事業]

事業名	取組	担当課
重複調剤及び長期・頻回受診対策	心身の健康面等で不安や問題を抱え込んだ人の重複服薬による健康被害を防ぐため、同じ効能の薬を多数処方されている人に通知を行います。また、長期又は頻回に受診している人に、受診の理由等を照会し、訪問、相談等を行います。	保険医療課

高齢期

[主な事業]

事業名	取組	担当課
高齢者支援のネットワーク化	地域の高齢者が抱える問題を把握するため、医療・介護・福祉事業者、民間企業、CSW、地区社協、行政などが地域で連携し、支援が必要な高齢者が地域で安心して暮らすことができるよう対応します。	長寿課

全年代共通

[主な事業]

事業名	取組	担当課
地域保健活動事業	保健師が地域に出向き、身近な場所で市民の健康や介護、子育て等の悩みについて相談を受けます。また、必要のある家庭に訪問も行う等、こころや身体の様々な心配ごとについての相談を受けます。	健康推進課



お隣さん、最近見てないけど大丈夫かな？

基本目標 2 みんなが「つながる」楽しさを知るまち

- 基本施策**
- (3) 地域でつながる楽しいまち
 - (4) いつでも相談できるまちづくり
 - (5) 顔のみえるネットワークづくり

評価指標

地域福祉に関する市民意識調査

「あなたは、日ごろ近所の人たちとどのような付き合いをしていますか」の問いに対し「困っているときには相談し、助け合っている」「内容によっては相談し、助け合っている」の割合

2018 (平成 30) 年度
20.4%



2023 年度
35.0%

困りごとや悩みごとに気づいたとき、相談を聞いたり、専門家につなぐことで課題の解決につながる場合があります。また、困っている人を見守り、悩みに寄り添い、手を差し伸べることも大切です。

本市では、みんなでつながり、問題解決に向けてともに協力し合えるまちを目指すため、母子コーディネーター及び保育コンシェルジュの配置や、こころの相談室、家庭児童相談室などの相談窓口を強化します。この他、乳幼児やその保護者には子育て支援センター事業を中心として育児講座や保護者同士の交流の場を提供する等、人と人がつながるまちを目指して、以下のことに取り組みます。

就学期

[主な事業]

事業名	取組	担当課
療育支援体制構築事業	保健・保育・福祉・教育等の各機関が適切に連携することで、障がいのある児童に対して、出生から就労までの切れ目のない療育支援体制を構築します。	福祉課 健康推進課 子ども未来課 子ども家庭課 教育総務課
子育て支援センター事業	地域の子育て支援拠点施設（子育て支援センター）で、子育てに不安や悩みを抱える家庭に対する育児相談や育児に関する情報提供のほか、育児講座や保護者同士の交流の場を提供します。	子ども家庭課



成人期

[主な事業]

事業名	取組	担当課
産前産後子育て相談員訪問事業	妊産婦、子育て中の保護者が抱える課題の把握、切れ目のない多様な支援は、生きることの包括的支援につながるため、地域にある公共施設への保健師等の派遣を行い、身近な場所で育児相談を行います。	健康推進課
母子保健コーディネーター事業	産後うつや育児ストレス等から母親は精神面の不調をきたすことがあるため、妊娠期から子育て期の母親や、その家族の様々な相談に応じます。	健康推進課
保育コンシェルジュ事業の機能強化	保育を中心とした施設や子育て支援サービスの利用に関する相談を受け付け、ニーズとサービスを結びつけていきます。	子ども未来課

高齢期

[主な事業]

事業名	取組	担当課
地域いきいきライフ事業	高齢者の社会参加を通じた健康づくりを推進することにより、高齢者の孤立防止や心身の不調の気づきにつながることを考えられます。高齢者が要介護状態になることを防ぎ、いつまでも健やかに自分らしく暮らせるようにするため、市民や民間事業者等の創意工夫を生かした健康づくりや支え合いに資するコミュニティの創出を支援します。	長寿課

全年代共通

[主な事業]

事業名	取組	担当課
相談事業	困難を抱える人々は、複雑で複合的な課題を抱えている場合があるため、専門の関係機関、部署が連携、共同する相談体制をつくり、分野を超えた課題に総合的に相談に応じます。	悩みごと相談室
消費生活相談	消費者の安心・安全を守り、市民の豊かな消費生活の実現を支援するため、消費生活に関する相談に対応し、被害の未然防止や救済・解決を支援します。	悩みごと相談室
基幹相談支援センター事業	各種障がいのある人にとっても、住みやすい地域となるよう人材育成、虐待防止、困難事例への支援やその他関係機関との連携を強化し、ライフステージにあった適切な支援を行います。	福祉課 子ども家庭課
精神保健福祉事業	精神障がいを抱える人とその家族は、地域社会での生活に際して様々な困難を抱えている人も少なくないため、こころの相談室において、精神保健福祉士、保健師が精神障害者、その家族等の個別相談を受けるとともに、相談機会の周知を図ります。	健康推進課
家庭児童相談の充実	子どもへの養育等、様々な困難に直面している家庭を総合的に支援します。 要保護児童等への支援のほか、DV防止対策の充実を図ります。	子ども家庭課

基本目標3 みんなに「届く」安心なまち

基本施策

- (6) 困っている人を包括的に支える体制づくり
- (7) ずっと住み慣れた地域で元気に暮らせる環境づくり

評価指標

地域福祉に関する市民意識調査

「あなたはこれまで自殺対策に関する啓発物を見たことがありますか」の問いに対し「見たことがある」の割合

2018 (平成 30) 年度
55.4%



2023 年度
80.0%

生活課題や困りごとには様々なことが絡み合っています。そのため、困っている人に必要な情報が届くことが重要であり、その上で生活課題に対して包括的に支援を図ることが求められます。

本市では、イベントや各種情報発信のなかで必要な情報を市民に届けるように努めます。また、課題解決のために、必要な情報が届き、関係機関が連携し、利用者に切れ目ない支援が届くまちを目指し、以下のことに取り組みます。

就学期

[主な事業]

事業名	取組	担当課
放課後児童健全育成事業	子どもや親がクラスや学齢等を超えて交流できる機会を提供することは、地域で住民同士が助け合える関係を構築する上での貴重な機会ともなるため、就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に児童クラブや学童保育所で保育します。	子ども未来課
インクルーシブ教育※システムの構築	適正な就学や中学校への進学に向けて、保育園・幼稚園・小学校・中学校間の情報共有を密にする情報支援のほか、通級指導教室・特別支援学級など多様な学びの場の環境整備や合理的配慮の提供を通して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を行います。	教育総務課
【再掲】子育て支援センター事業	地域の子育て支援拠点施設（子育て支援センター）で、子育てに不安や悩みを抱える家庭に対する育児相談や育児に関する情報提供のほか、育児講座や保護者同士の交流の場を提供します。	子ども家庭課

※インクルーシブ教育：障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組み



成人期

[主な事業]

事業名	取組	担当課
母子父子寡婦 福祉資金貸付事業	20歳未満の児童を扶養しているひとり親世帯及び寡婦の経済的自立の支援と生活意欲の助長を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行います。保護者から相談があった場合には、適切な機関へつなぐ等、気づき役やつなぎ役としての役割を担います。	子ども家庭課

高齢期

[主な事業]

事業名	取組	担当課
地域包括支援 センター	高齢者からの総合相談窓口として、必要な介護サービスや保健福祉サービス、その他、日常生活支援などの相談に応じます。	長寿課

全年代共通

[主な事業]

事業名	取組	担当課
生活支援体制 整備事業	地域における生活支援の担い手の養成・発掘などの資源開発やネットワーク構築など多様な地域資源を活用しながら生活支援・介護予防にかかるサービスの基盤整備を行います。	長寿課
イベント	健康展等イベントで広く自殺予防対策の啓発を実施します。また、市民の健康に関連する団体の活動紹介及び事業啓発の場としても活用します。	健康推進課
各種情報発信	自殺対策に関わる情報を広報やホームページ、チラシ等で発信し、意識の向上啓発を図ります。(自殺予防週間、男女共同参画推進、自殺対策関連リーフレット等)	たつせがある課 健康推進課
生活困窮者への 支援	生活困窮者の生活の安定と自立に向けて、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度を活用した支援を行います。	福祉課
地域生活支援事業	障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、その人の状況に応じたサービスを提供します。(意思疎通支援事業・移動支援事業・日中一時支援事業・訪問入浴サービス事業・地域活動支援センター事業)	福祉課

いろいろな事業
があるんだなあ



基本目標 4 みんなで「支え合う」喜びを知るまち

基本施策

- (8) 気軽に「困った」と言えるまちづくり
- (9) お互いさまの地域づくり

評価指標

地域福祉に関する市民意識調査

「あなたは、高齢や病気、事故などで、手助けが必要なとき、近所の人たちに助けを求めることができますか」の問いに対し「遠慮なく求めることができる」「申し訳なく思うが、求めることはできる」の割合

2018 (平成 30) 年度
60.3%



2023 年度
70.0%

困りごとの支援や解決には公的なものだけではなく、地域での支え合いが欠かせません。しかし、困っているときに気軽に「助けて」といえる地域にしていくには、日頃からの支え合いを通して、「お互いさま」と言い合える地域をつくる必要があります。

本市では、ファミリー・サポート・センター事業により地域の中で子育てを支え合う仕組みを整えたり、ワンコインサービス事業を通して地域でのちょっとした困りごとを助け合う、地域でお互いに気軽に相談し合えるまちを目指し、以下のことに取り組みます。

就学期

[主な事業]

事業名	取組	担当課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の生活の安定を図るため、ひとり親家庭にヘルパーを派遣し、一時的に生活援助を行います。保護者から相談があった場合には適切な機関につなぐ等、気づき役やつなぎ役としての役割を担います。	子ども家庭課
保育の実施	就業等により保護者が保育をできない未就学児を保育園等においてお預かりします。 保育士は、保護者から相談があった場合には適切な機関へつなぐ等、気づき役やつなぎ役としての役割を担います。	子ども未来課



成人期

[主な事業]

事業名	取組	担当課
ファミリー・サポート・センター事業	地域の中で、仕事と育児の両立等、安心して子育てできるよう、育児の援助をしたい人（援助会員）と援助をして欲しい人（依頼会員）が相互援助活動を行います。	子ども家庭課
地域力強化推進事業	住民が主体的に地域の課題を把握し、解決を試みる体制づくり、地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築等、住民主体の地域づくりを推進します。	福祉課

高齢期

[主な事業]

事業名	取組	担当課
介護相談員派遣事業	介護相談員が介護サービス事業所等を訪問し、サービスを利用する者及びその家族の疑問や不満、不安などについて相談に乗り、介護サービス提供事業者及び行政との橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質の向上につなげます。また、高齢者や介護者の心身の不調を早期に発見し、対応します。	長寿課
ワンコインサービス事業	地域の有償ボランティアが在宅高齢者に対し、軽度な日常生活の支援を行います。心身の不調を抱える高齢者の早期発見につなげるとともに、地域の見守りにつなげます。	長寿課
「食」の自立支援事業	調理等日常生活に支障のあるひとり暮らしの高齢者等の健康の保持、食生活の改善、日常生活の援助を図るとともに、安否の確認を行うため、給食の宅配を行います。また、高齢者の心身の不調の早期発見に努めるとともに、心理的なサポートも併せて行います。	長寿課
認知症地域支援推進事業	認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、認知症を持つ人や介護者への効果的な支援体制を構築するとともに、認知症のケアの向上を図るための取組を推進し、認知症の当事者や介護者の心理的負担の軽減を図ります。	長寿課

全年代共通

[主な事業]

事業名	取組	担当課
まちづくり協議会設立運営事業	地域が主体性を持って、地域特有の課題に取り組むことができる地域コミュニティを構築するため、自治会のほか、地域に根ざした子ども会やシニアクラブ、企業、機能別のNPO、各種活動団体などの団体をネットワーク化したまちづくり協議会の設立を目指します。	たつせがある課

基本目標5 みんなに「たつせがある」成長できるまち

- 基本施策**
- (10) 一人ひとりが考え、学び、成長する機会づくり
 - (11) みんなに役割と居場所がある地域づくり
 - (12) 人づくりからはじまるまちづくり

評価指標

地域福祉に関する市民意識調査

「自殺対策に関する講演会や講習会に参加したことがありますか」の問いに対し「ある」の割合

2018 (平成 30) 年度
2.1%



2023 年度
3.0%

地域でともに課題を解決していけるよう、人材育成を推進し、多種多様な人が意識や知識を高められるよう、資質向上を図ります。自殺対策においても、市民一人ひとりに役割と居場所が与えられ、人の役に立つような支援が求められます。そのためには、まず、「自殺対策とは何だろう」と関心を持ち、講演会や講習会に参加し、自分自身ができることは何かを考えることが重要です。

本市では、道徳教育や人権教育によって、助け合いや支え合いの心を育み、また、ゲートキーパー養成講座を開催することで市民一人ひとりが自殺対策に関心を持つように支援します。また、人の役に立ち、必要とされることで幸せを感じることができる人がたくさんいるまちを目指し、以下のことに取り組みます。

就学期

[主な事業]

事業名	取組	担当課
道徳教育の充実	命の尊さや豊かな心を育み、社会で直面する問題に対処する力を身につけるため、道徳教育を推進します。	教育総務課
人権教育の推進	自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、互いの人権を守るために行動できる力を身につけます。	教育総務課
いじめ防止対策事業	各学校で「いじめ基本方針」を掲げるとともに、スクールカウンセラーや心の相談員を配置し、相談体制の充実を図ります。また、いじめの早期発見や未然防止を推進するため「いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、関係機関の連携調整を図ります。	教育総務課



成人期

[主な事業]

事業名	取組	担当課
職員に対する健康相談、メンタルヘルス研修	医師による健康相談、心の健康相談を定期的を実施します。また、職員を対象にメンタルヘルス講座を実施し、自身の健康管理とあわせ、窓口等での住民・市民の困りごと等の気づきにつなげます。	人事課
【再掲】 地域力強化 推進事業	住民が主体的に地域の課題を把握し、解決を試みる体制づくり、地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築等、住民主体の地域づくりを推進します。	福祉課
ゲートキーパー 養成講座	心の悩みを持つ人の早期発見、早期対応を図るため、市民や専門職等が心の問題についての知識を得て地域での見守り等の役割を担えるよう、ゲートキーパーを養成します。	健康推進課

高齢期

[主な事業]

事業名	取組	担当課
【再掲】 地域力強化 推進事業	住民が主体的に地域の課題を把握し、解決を試みる体制づくり、地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築等、住民主体の地域づくりを推進します。	福祉課
【再掲】 ゲートキーパー 養成講座	心の悩みを持つ人の早期発見、早期対応を図るため、市民や専門職等が心の問題についての知識を得て地域での見守り等の役割を担えるよう、ゲートキーパーを養成します。	健康推進課



ゲートキーパー

ってなんだろう？



まとめ

2016（平成 28）年4月の自殺対策基本法の改正により、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して対処していくことが重要な課題であるとされ、最終的に目指すべき姿が示されました。

本市においても、国の定める「自殺総合対策大綱」等の趣旨を踏まえて、本市の状況に応じた総合的な自殺対策の施策を策定するために、地域福祉計画と一体的な視点のもと、同法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として5つの基本目標をライフステージごとに分類し、自殺対策の観点において必要な主な事業に取り組みます。

また、自殺対策の本質は「生きることへの支援」であるという観点から、自殺対策大綱で示されている基本認識を踏まえ「誰も自殺に追い込まれることのない長久手市」を目指すべき姿とし、基本目標ごとの評価指標を設定しました。そのほか各施策、各事業については、毎年実施している行政評価や他計画の評価等において事業の実施状況の確認を行っていきます。



4 相談先一覧

[電話相談]

名称	対応日時	連絡先
あいちこころほっとライン 3 6 5	毎日 9:00~16:30	052-951-2881
精神保健福祉相談 (愛知県精神保健福祉センター)	平日 9:00~12:00 13:00~16:30	052-962-5377
ひきこもり専門相談 (愛知県精神保健福祉センター)	平日 9:00~12:00 13:00~16:30	052-962-3088
愛知県瀬戸保健所	平日 9:00~12:00 13:00~16:30	0561-82-2158
子ども SOS ほっとライン 2 4 (愛知県)	毎日 24 時間	なやみいおう 0120-0-78310
こころの相談室 (長久手市福祉部健康推進課)	平日 8:30~17:15 ※要予約	0561-63-3300
人権相談 (長久手市社会福祉協議会)	第 3 木曜日 13:30~16:30	0561-62-4700

[メールでのご相談]

名称	連絡先
メール相談 (愛知県精神保健福祉センター)	https://www.aichi-pref-email.jp/top.html (ホームページから相談できます。)



計画の推進

1 計画の周知・啓発

本計画は、福祉分野のみならず、幅広い分野と連携し、地域全体で進めていくことにより、地域共生社会の実現を目指すものです。そのためには、より多くの市民・団体・事業者・行政などに本計画を知ってもらい、関心をもっていただくことが必要です。

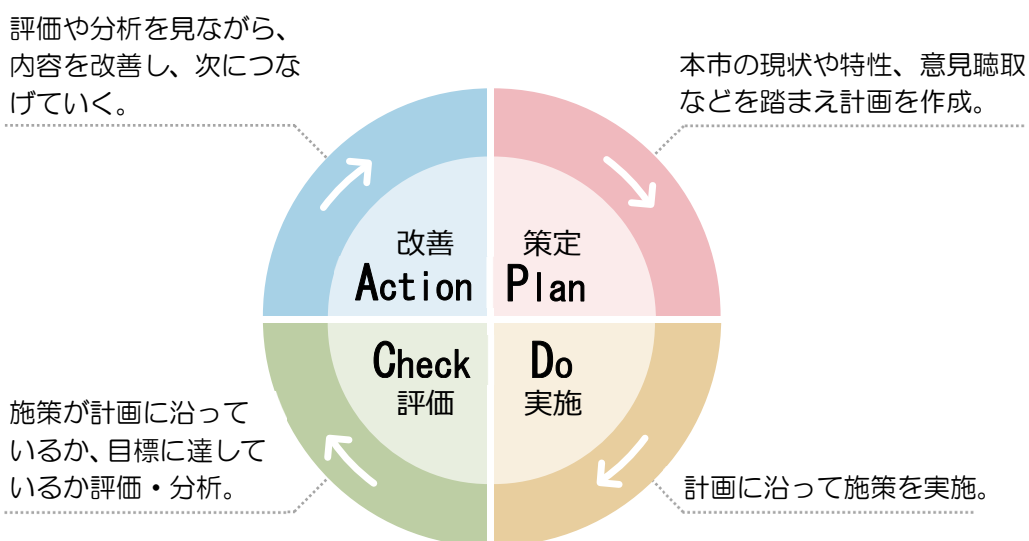
より多くの関心を持ってもらうためホームページへの掲載や講演会、学習会の開催など、あらゆる機会を通じて、周知に努めることとし、地域福祉に対する市民の関心や活動参加の促進を図ります。

2 計画の推進

計画の推進にあたっては、有識者や関係機関・団体、市民などから構成された計画推進委員会により進捗状況の管理・評価を行います。

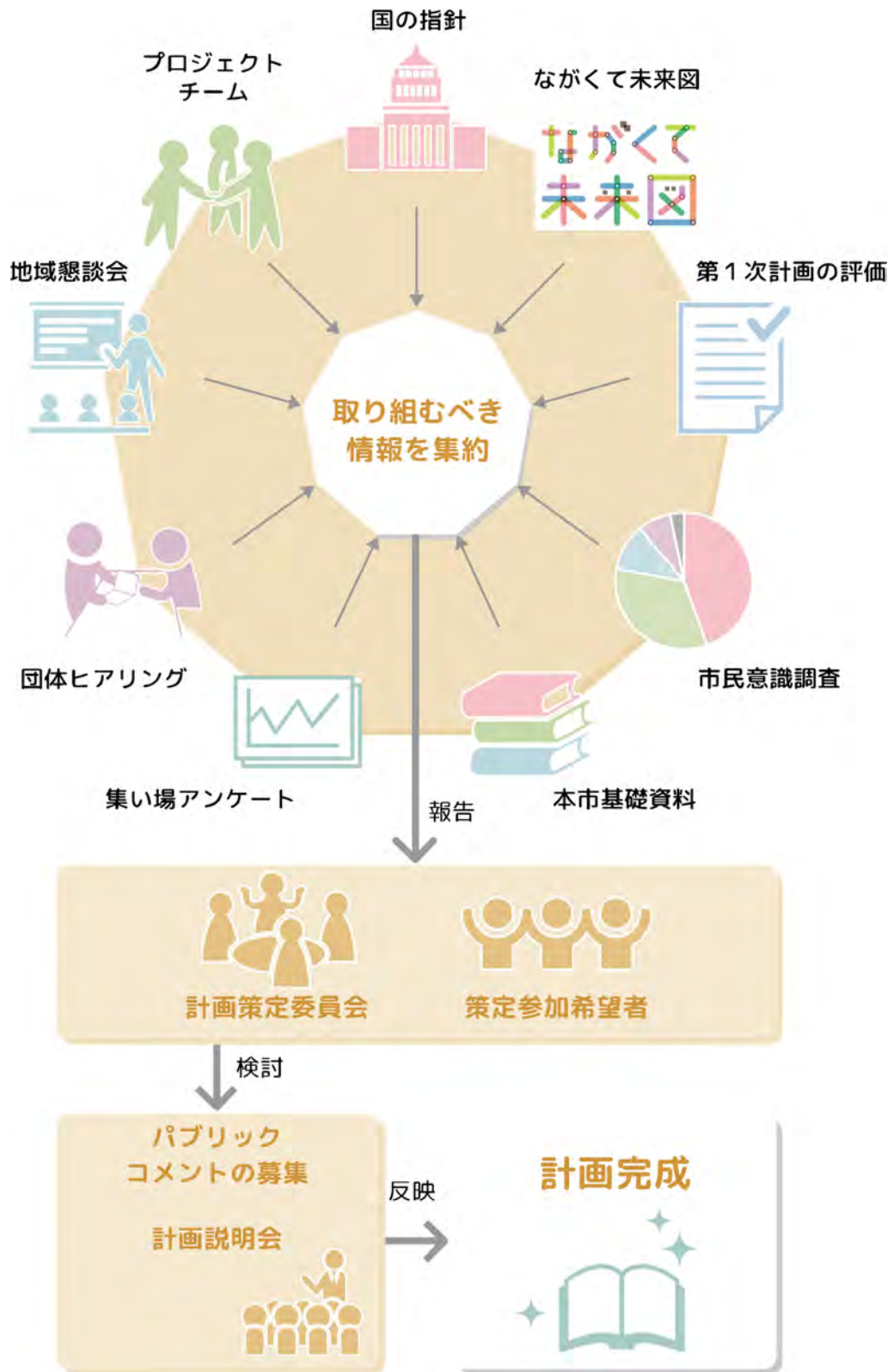
なお、社会情勢の変化やニーズの変化に伴う新しい課題に対応するため、計画に位置づけられる具体的取組については、PDCAサイクルに基づき、取組状況の評価・分析を行い、見直しを行いながら効果的な計画となるように努めていきます。

また、進捗状況やそれに伴う意見・評価を反映させながら次期計画へとつなげていきます。





資料編



1 第2次長久手市地域福祉計画・地域福祉活動計画、地域自殺対策計画策定委員会

(1) 策定委員名簿

	所属・職名	氏名
	まちづくり協議会長・自治会連合会長・区長会	浅井 成美
	瀬戸保健所（※1）	大野香代子
	健康づくり計画策定委員	川本さだ子
	子ども・子育て支援事業計画策定委員	川本 達也
	長久手市社会福祉協議会	喜多 一憲
◎	静岡英和学院大学人間社会学部教授	佐野 治
	高齢者福祉計画策定委員（※2）	鈴木 大地
	尾張東部成年後見センター	住田 敦子
○	障がい者基本計画策定委員	竹田 晴幸
	公募市民	寺西 弘治
	瀬戸歯科医師会長久手歯科医会	西山 孝樹
	東名古屋長久手市医師会	服部 努
	長久手市教育委員会	細川 修
	愛知県立大学教育福祉学部准教授	松宮 朝
	長久手市商工会	三浦 肇
	あいち尾東農業協同組合 長久手支店	水野 正人
	ボランティアセンター運営委員会	水野美々子
	民生委員・児童委員協議会	山口 節子
	瀬戸旭長久手薬剤師会	吉村 尚子

(50音順・敬称略) ◎委員長 ○副委員長 2017年12月14日時点

(※1) 大野香代子委員は、2017年度までの委嘱。2018年度からは、鈴木康元委員に委嘱。

(※2) 鈴木大地委員は、2017年度までの委嘱。2018年度からは、加藤みゆき委員に委嘱。

(2) 開催状況

日時	議題
第1回 2017年12月14日(木) 午後2時～午後4時	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定方針 ・地域福祉計画の充実
第2回 2018年2月5日(月) 午後1時30分～午後3時30分	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次地域福祉計画・地域福祉活動計画事業評価・検証 ・地域自殺対策計画策定方針
第3回 2018年5月24日(木) 午後2時30分～午後4時30分	<ul style="list-style-type: none"> ・次期計画の体系 <ul style="list-style-type: none"> ア 各種意識調査の結果 イ 次期計画の体系案 ・策定スケジュール
第4回 2018年8月8日(水) 午後2時～午後4時	<ul style="list-style-type: none"> ・共通して取り組むべき事項 ・基本理念・基本目標の設定 ・地域福祉活動計画
第5回 2018年9月26日(水) 午前10時～正午	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の骨子案 ・地域自殺対策計画
第6回 2018年12月26日(水) 午後2時～午後4時	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画の素案 ・地域自殺対策計画の素案
第7回 2019年3月19日(火) 午後2時～午後4時	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施結果 ・第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画(案) ・地域自殺対策計画(案)



2 策定の経緯

2017年				2018年						
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
団体ヒアリング (9月~3月)										
		16	第1回計画参加希望者とのワーキング		9	第2回計画参加希望者とのワーキング		第3回計画参加希望者とのワーキング	26	
			14	第1回策定委員会		5	第2回策定委員会		24	第3回策定委員会
		集い場等へのアンケート調査 (11月~3月)								
							18	地域福祉講演会		
							3/29~4/20	市民意識調査		
								12,13,20,27	2,3	
								地域福祉懇談会 (長久手小学校区)(西小学校区) (南小学校区)(市が洞小学校区)		
								地域福祉懇談会 (北小学校区)(東小学校区)		
									22,25	
								ゲートキーパー養成講座 (一般向け)(専門職向け)		
								市役所プロジェクトチーム(若手) (3月6日、6月14日)		
社会福祉協議会プロジェクトチーム (17年9月7日~18年10月18日)										

						2019年		
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			30	第4回計画 参加希望者 とのワーキング				
第4回 策定委員会	8	26	第5回 策定委員会	26	第6回 策定委員会		第7回 策定委員会	19
	18	地域福祉 講演会					2	地域福祉 講演会
						1/10~2/28		地域への説明周り
						1/30~ 2/28		パブリック コメントの募集
						9	計画説明会	
市役所プロジェクトチーム（補佐・係長級） （7月20日、9月5日、11月19日）								

3 市民との協働

(1) 計画参加希望者との協働

多くの人と一緒に計画について考えていくため、計画策定への参加を希望している市民とともに検討や意見交換などを4回行いました。

第1回目 2017年11月16日(木)

- ①地域福祉計画の概要説明
⇒地域福祉の内容や必要性について共有。
- ②意見交換



- ・知り合うことが上手くいかない。
- ・「助けて」と言える環境づくりが重要。
- ・市民の力とは。これからの地域のあり方は。

第2回目 2018年2月9日(金)

- ①ワークショップ
⇒「支え合い体験ゲーム」を実施。
助け合いのきっかけを体験。
- ②意見交換



- ・困っている人と支援したい人が繋がらない。
- ・助けてほしい人も何が役割が欲しい人が多い。
- ・活動している人や団体の情報がほしい。

第3回目 2018年6月26日(火)

- ①計画の進捗状況説明、アンケート結果説明
⇒意識調査や地域周りの内容を共有
- ②意見交換



- ・回答が無い人へのアプローチも大切。
- ・市民の意見がどう反映しているか知りたい。
- ・参加するには、興味や楽しみが必要。

第4回目 2018年10月30日(火)

- ①計画の進捗状況説明
⇒意見を集約した体系等を共有。
- ②意見交換



- ・見てもらえるよう、手に取りたくなるレイアウトに。
- ・異変に気づける人を増やし、安心した地域に。
- ・身近な問題を自分事と捉えられることが大切



(2) 地域での懇談会

市民の皆さんと地域の現状や課題について話し合い、ご意見を計画に反映するため、各小学校区で地域懇談会を開催しました。



⇒話し合いを通じて、たくさんの大切な意見が出ました。

<主な意見>

- ・悩んでいる人には、何事もやってみたらと勧める。周りからの声かけが大事。
- ・長久手は、昔から住んでいる人と新しく転入した人、多世代の交流がない。
- ・つながりが無いと困っている人の変化や悩みには気づけない。見守りが必要。
- ・若い人でつながりが無い人は、孤立になりやすい。
- ・困っている人でも、誰かとつながることを嫌がる人もいる。個別な支援が必要。
- ・色々な人や支援があるが情報が入らないことも多い。子どもの問題は、児童相談所が介入すると、地域の人には入らないが、連携して支援できることがあるのではないかな。
- ・「気にかけてもらっている」という安心感は大変大切。相手への関心を示す。
- ・「何かおかしい」と気づいても、どこへ繋いだらよいか分からない。
- ・交流の一番必要なことは、楽しんで交流できることだと思う。
- ・役割を一部のの人に過度な負担がないようにする必要がある。
- ・犬の散歩や庭の手入れ、あいさつも知らないうちに防犯活動になっていた。
- ・火災や災害があったときに助けたくてもどんな人が困るのが分からない。

(3) 団体ヒアリング

市内には、様々な活動を実施している団体がたくさんあります。活動を通じて感じた長久手の良いところや課題をお聞きし、計画に反映しました。

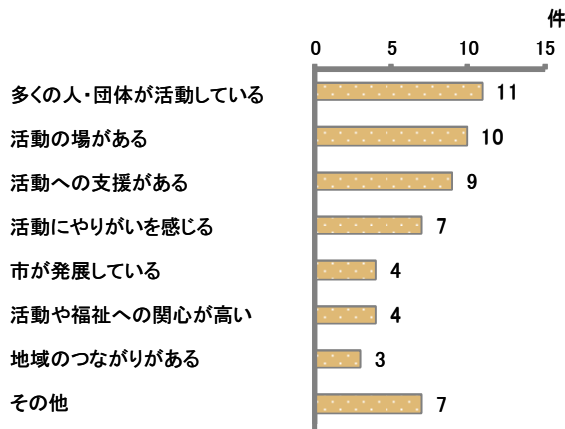
- 調査対象：市内で活動するボランティア団体等
- 調査期間：2017年10月から2018年3月まで
- 調査方法：ヒアリングシートを基に聞き取り、意見の聴取

分類	団体数
高齢者	5団体
子ども・子育て	6団体
障がい	9団体
まちづくり	9団体
文化・芸術	8団体
防災・防犯	7団体
その他	7団体
合計	51団体

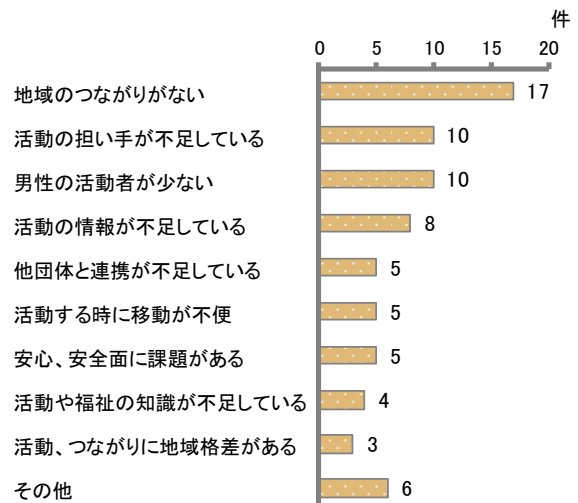
<主な意見>

- ・訪問すると喜んでもらえる。勇気を貰えるし、また行こうという気持ちが湧いてくる。
- ・市民の平均年齢が若く、若い市民や学生もまちづくりの主体として参加しやすい。
- ・小学5年生全員がシンシアの丘を見学することができ、福祉に接することができる。
- ・新しい人が多いからか、つながりを求めず、希薄な感じがする。
- ・若手の参加が少なく、全体的に活動団体が高齢化しており、担い手が不足している。
- ・ほとんどの活動で、男性の参加があまり多くない。男性が参加しやすい活動がある。
- ・たくさんの市民団体があるが、互いをあまりよく知らない。交流出来る場が必要。
- ・足が不自由になると活動に参加しにくくなる。
- ・支援の必要な人を地域住民がみんなで支えあえる近所づきあいがしたい。
- ・勉強会や講演会はあるが、その後の活動の場がないので、活躍できる場があるといい。
- ・学校にボランティアに携わる部などがあると子どものころから接する機会ができる。

活動を通じて感じる長久手の特性（いいところ）



活動を通じて感じる長久手の特性（課題）

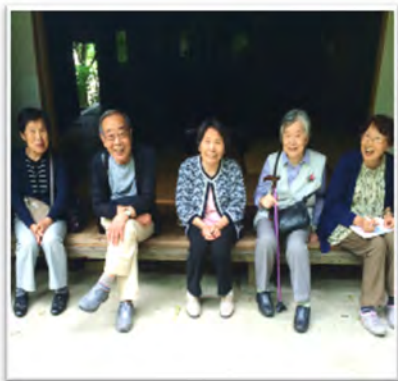


(4) 集いの活動への意識調査

市内には、様々な集いの活動が実施されています。市内で活動している79か所に訪問し、主催者67名、利用者716名からお話をお聞きし、計画に反映しました。

<アンケートの概要>

- ・集いの活動を立ち上げられた理由は、「集まれる場所を作りたかった」が最も多い。
- ・集いの活動の効果で感じたことは、「人と話す機会の提供」が最も多い。
- ・集いの活動を通して多くの主催者が感じたことは「人とよく話すようになった」。
- ・「活動を続けていきたい」や「参加者を増やしたい」と考えている主催者が多い。
- ・「サロンの周知」や「運営費」などの支援をしてほしいと思っている主催者が多い。
- ・友人・知人に誘われて集いの活動に参加する人が多い。
- ・参加者の多くは、月に1～3回程度の参加となっている。
- ・集いの活動への参加は、月に1～3回程度がちょうど良いと感じている。
- ・活動の楽しみは体操が最も多く、次いで手芸、運動、脳トレ、カラオケとなっている
- ・参加することで「外出の機会が増えた」や「友達が増えた」と感じている人が多い。
- ・参加者の多くが、自身が主催するなら「一緒に活動する仲間」が必要と考えている。



(5) 地域福祉推進のための講演会・ゲートキーパー養成講座

福祉や地域のことを知ること、学ぶこと、理解することで、地域での支え合い、助け合いの意識を育む機会をつくります。市内にも様々な活動がありますが、さらに盛り上げるきっかけや福祉や地域への理解を深める機会としての講演会を実施しました。また、講演会では、サミットたのしみ隊にお手伝いをさせていただきました。

2018年3月18日(土)(第13回講演会)

講師：近藤 直子 氏(日本福祉大学名誉教授・NPOあいち障害者センター理事長)
子どもの可愛さに出会う
～大人は子どもの応援団～

場所：福祉の家 集会室
参加者：91名



2018年6月22日(金)、25日(月)

ゲートキーパー養成講座(専門職向け・一般者向け)
講師：古井 由美子 氏(愛知医科大学病院・臨床心理士)
場所：保健センター 会議室
参加者：① 専門職向け 58人
② 一般者向け 44人



2018年8月18日(土)(第14回講演会)

講師：西川 正 氏(NPOハンズオン埼玉理事)
遊びの生まれる場所

場所：福祉の家 集会室
参加者：95名



2019年3月2日(土)(第15回講演会)

講師：住田 敦子 氏(尾張東部成年後見センター長)
認知症になっても暮らし続けるために～お金や権利を守るには?～

場所：文化の家 風のホール
参加者：110名



4 用語集

①ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

②たつせがある

誰もが地域で役割を担い、生きがいを持って自分らしく過ごすことができる、市の目指すまちづくりの方向を表した言葉として、長久手市が使用している言葉です。

③CSW（コミュニティソーシャルワーカー）

市民からの様々な相談に対応する「地域の福祉のなんでも相談員」です。また、不安や悩みなどがある人を早期に発見・対応できる地域を皆さんと作る福祉の専門職です。

④8050問題

50代のひきこもりがち子どもを80代の親が養っている状態などをいいます。経済難からくる生活の困窮や孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるなどの問題が生じることがあります。

⑤ダブルケア問題

育児と同時に親族の介護を担うことをいいます。晩婚化が進み、高齢出産が増えたことなどから増加するようになりました。

⑥制度の狭間

ひきこもりなどの、様々な問題を抱えているが公的な支援の受給要件を満たさないため、支援に結びつきづらい問題のことをいいます。

⑦アウトリーチ

支援が必要な人の居る場所に出向き、課題を抱えながらも自ら声をあげられない人が支援につながるよう働きかける取組のことです。

⑧民生委員・児童委員

地域福祉の担い手として、厚生労働大臣から委嘱を受け、市民の相談に応じ関係機関へつないだり、その生活課題の解決や、地域の福祉推進のための活動に取り組んでいる人のことです。

⑨人権擁護委員

法務大臣から委嘱を受け、人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動している人のことです。

⑩サロン

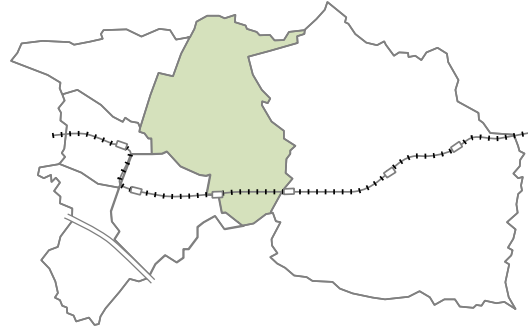
身近な場所で気軽に仲間づくりや生きがいづくりを行い、地域でいつまでもいきいきと暮らせることを目指す交流活動です。

5 地区カルテ

(1) 長久手小学校区

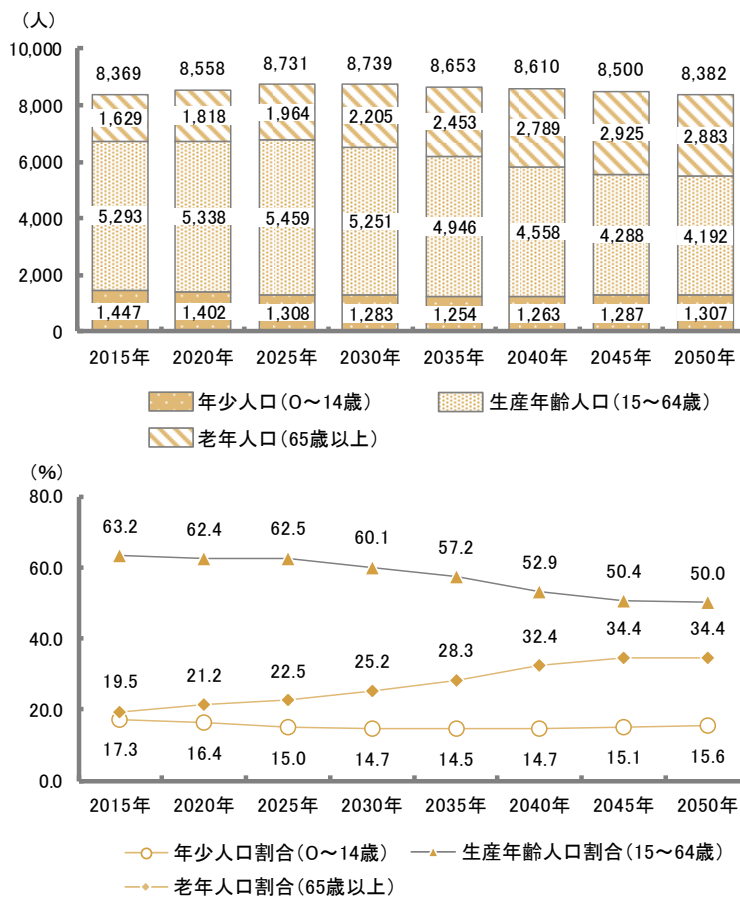
① 地域特性

- 本校区は、市の中央部に位置しています。
- 校区の南側に東部丘陵線（リニモ）が横断しています。
- 行政機能が集まっているエリアです。
- 市街化区域と市街化調整区域が混在しており、区画整理をしていないエリアは古くから住む人が多く、区画整理をしたエリア（長湫中部）は新しく居住した世帯が多くなっています。



- 今後土地区画整理事業による宅地供給が見込まれる長久手中央地区を一部含んでいることから一定の人口増加が見込まれるものの、市街地がある程度成熟している地区です。

② 人口の推移（上段：人数、下段：割合）



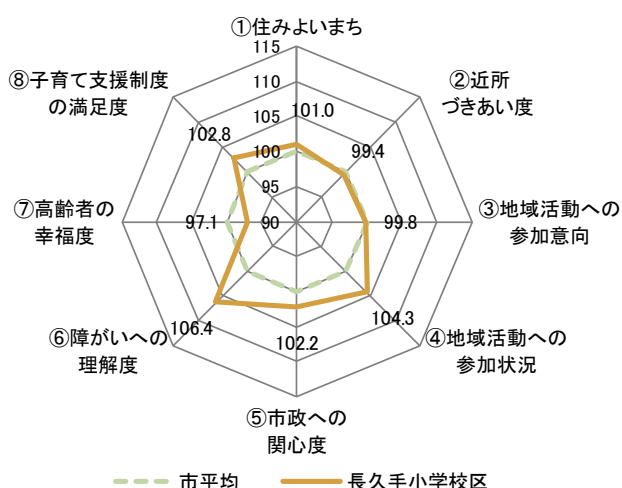
- 2015年の人口は8,369人で、年少人口割合が17.3%、生産年齢人口割合が63.2%、老年人口割合（高齢化率）が19.5%となっています。
- 人口は2030年以降減少傾向となり、人口の減少に伴って高齢化が進みます。
- 2050年には、高齢化率が34.4%となり、約3人に1人が65歳以上の高齢者となっています。
- 割合の推移をみると、老年人口割合は増加傾向ですが、年少人口割合、生産年齢人口割合はともに減少傾向となっています。

③ 地域の資源

地区内の主な施設			
医療機関	6 箇所	介護保険施設・事業所等	13 箇所
歯科医院	14 箇所	(通所：2 箇所、居住：4 箇所、訪問：5 箇所、計画：2 箇所)	
薬局	4 箇所	障がい者施設・事業所等	8 箇所
民生委員・児童委員	13 人	(通所：4 箇所、居住：0 箇所、訪問：3 箇所、計画：1 箇所)	
避難所・一時避難所	13 箇所	保育園・幼稚園	3 箇所
老人憩いの家	2 箇所	スーパー・コンビニエンスストア等	※ 4 箇所
集会所	4 箇所	集いの場（サロン等）	※ 15 箇所
その他、地区内の社会資源			
・長久手市役所 ・中央図書館 ・長久手市交流プラザ			

資料：長久手市暮らしの便利帳 2018
※ 福祉施策課調べ

④ アンケート結果からみる区の特徴



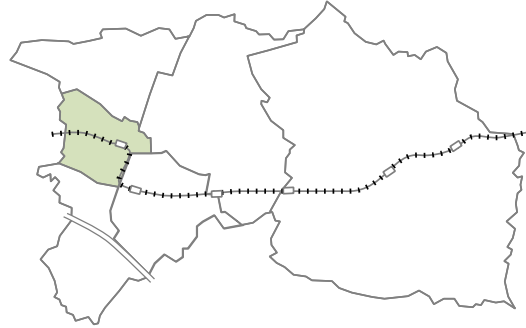
- ・[地域活動への参加状況][市政への関心度][障がいへの理解度][子育て支援制度の満足度]は、市平均より高い
- ・[住みよいまち][近所づきあい度][地域活動への参加意向]は、市平均と同程度
- ・[高齢者の幸福度]は、市平均より低い
- ・[市政への関心度]は、6小学校区中最も高い
- ・[高齢者の幸福度]は、6小学校区中最も低い

指標	
①あなたは、長久手市を住みよいまちだと思いませんか。	市民意識調査報告書（2017年3月）
②あなたは、日ごろ近所の人たちとどのような付き合いをしていますか。	地域福祉に関する市民意識調査調査結果報告書（2018年）
③あなたは、地域で行われている活動に参加したいと思いませんか。	地域福祉に関する市民意識調査調査結果報告書（2018年）
④あなたやあなたのご家族は、過去3年以内に地域の活動に参加しましたか。	市民意識調査報告書（2017年3月）
⑤あなたは、市政にどの程度関心がありますか。	市民意識調査報告書（2017年3月）
⑥あなたは、障がいのある人に対する地域の理解は進んできたと思いませんか。	ながふく障がい者プランの改訂に関するアンケート（2017年3月）
⑦あなたは、現在どの程度幸せですか。	高齢者福祉や介護に関するアンケート（2017年2月）
⑧現在の長久手市の子育て支援制度について、どのように思われますか。	地域福祉に関する市民意識調査調査結果報告書（2018年）

(2) 西小学校区

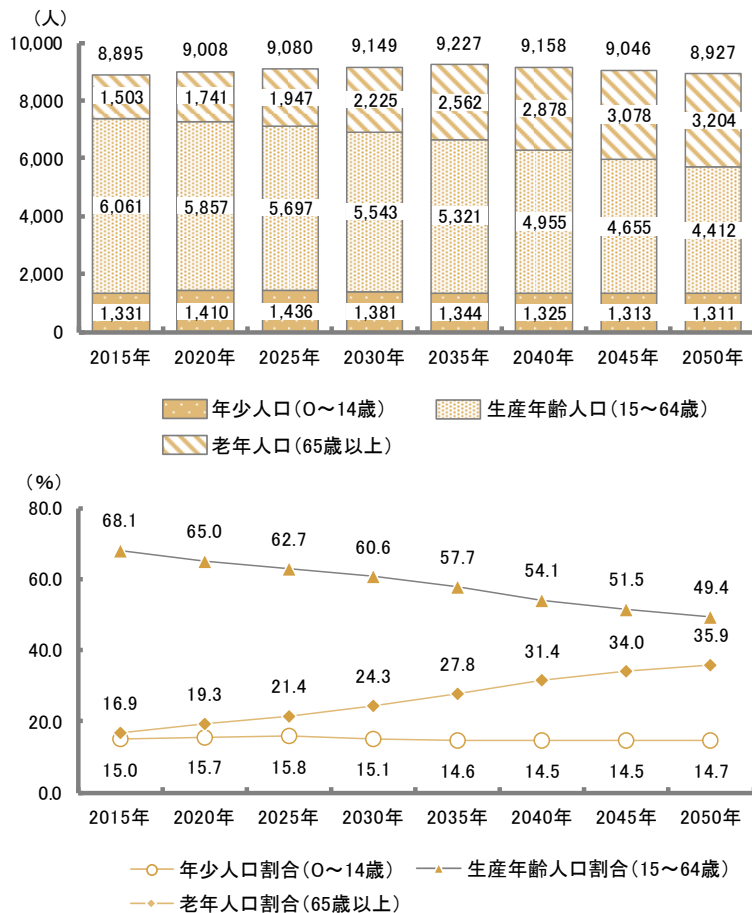
① 地域特性

- 本地区は、市の西側に位置しています。
- 校区の中央部と東側に東部丘陵線（リニモ）が横断しています。
- 地下鉄藤が丘駅の設置に伴って、1965年代後半から土地区画整理事業（長湫西部）が始まり、その頃から居住する住民が多く、市の西部の中では最も高齢化が進んでいます。



- 公共施設や買い物できる施設（スーパー、コンビニ）が少ない地域です。
- 土地区画整理事業が完了し市街地が成熟している地区であるが、既成市街地の空き地等の活用により、一定の居住も進んでいくことが見込まれる地区です。

② 人口の推移（上段：人数、下段：割合）



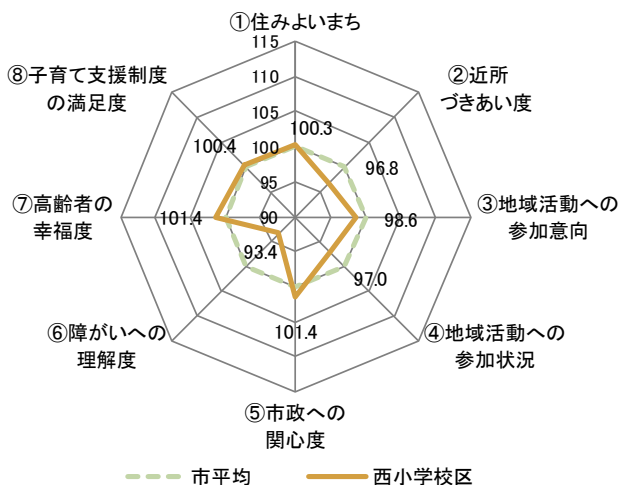
- 2015年の人口は8,895人で、年少人口割合が15.0%、生産年齢人口割合が68.1%、老年人口割合（高齢化率）が16.9%となっています。
- 人口は2035年以降減少傾向となり、人口の減少に伴って高齢化が進みます。
- 2050年には、高齢化率が35.9%となり、約3人に1人が65歳以上の高齢者となっています。
- 割合の推移をみると、老年人口割合は増加傾向ですが、年少人口割合、生産年齢人口割合はともに減少傾向となっています。

③ 地域の資源

地区内の主な施設			
医療機関	8か所	介護保険施設・事業所等	5か所
歯科医院	3か所	(通所：1か所、居住：2か所、訪問：0か所、計画：2か所)	
薬局	2か所	障がい者施設・事業所等	4か所
民生委員・児童委員	9人	(通所：3か所、居住：0か所、訪問：1か所、計画：0か所)	
避難所・一時避難所	7か所	保育園・幼稚園	1か所
老人憩いの家	1か所	スーパー・コンビニエンスストア等	※ 2か所
集会所	4か所	集いの場（サロン等）	※ 20か所
その他、地区内の社会資源			
・西小学校区共生ステーション			

資料：長久手市暮らしの便利帳 2018
※ 福祉施策課調べ

④ アンケート結果からみる区の特徴



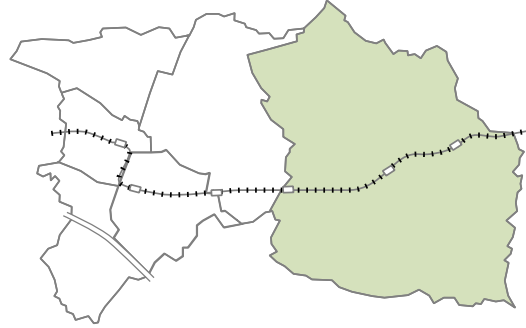
- ・[市政への関心度][高齢者の幸福度]は、市平均より高い
- ・[住みよいまち][子育て支援制度の満足度]は、市平均と同程度
- ・[近所づきあい度][地域活動への参加意向][地域活動への参加状況][障がいへの理解度]は、市平均より低い
- ・[近所づきあい度][地域活動への参加意向][障がいへの理解度]は、6小学校区中最も低い

指標	
①あなたは、長久手市を住みよいまちだと思えますか。	市民意識調査報告書（2017年3月）
②あなたは、日ごろ近所の人たちとどのような付き合いをしていますか。	地域福祉に関する市民意識調査調査結果報告書（2018年）
③あなたは、地域で行われている活動に参加したいと思えますか。	地域福祉に関する市民意識調査調査結果報告書（2018年）
④あなたやあなたのご家族は、過去3年以内に地域の活動に参加しましたか。	市民意識調査報告書（2017年3月）
⑤あなたは、市政にどの程度関心がありますか。	市民意識調査報告書（2017年3月）
⑥あなたは、障がいのある人に対する地域の理解は進んできたと思えますか。	ながふく障がい者プランの改訂に関するアンケート（2017年3月）
⑦あなたは、現在どの程度幸せですか。	高齢者福祉や介護に関するアンケート（2017年2月）
⑧現在の長久手市の子育て支援制度について、どのように思われますか。	地域福祉に関する市民意識調査調査結果報告書（2018年）

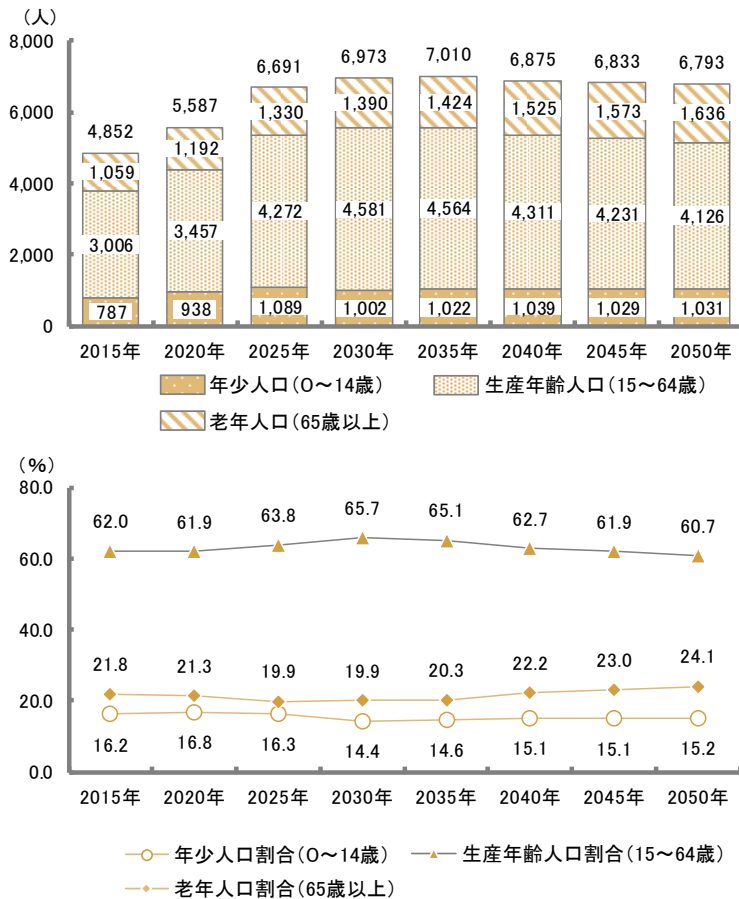
(3) 東小学校区

① 地域特性

- 本地区は、市の東側に位置しています。
- 校区の中央部に東部丘陵線（リニモ）が横断しています。
- 古くからの住民が多く、家族と同居や家族が近隣に住むケースも多い地区です。
- 大規模住宅開発や区画整理が進行しており、若い世帯の流入が加速しています。
- 三ヶ峯地区は、買い物等の生活資源が少ないです。
- 全体としては都市計画法上の市街化調整区域であるが、一部地区で土地区画整理事業や民間開発事業による宅地供給が行われ、今後、転入が見込まれる地区です。



② 人口の推移（上段：人数、下段：割合）



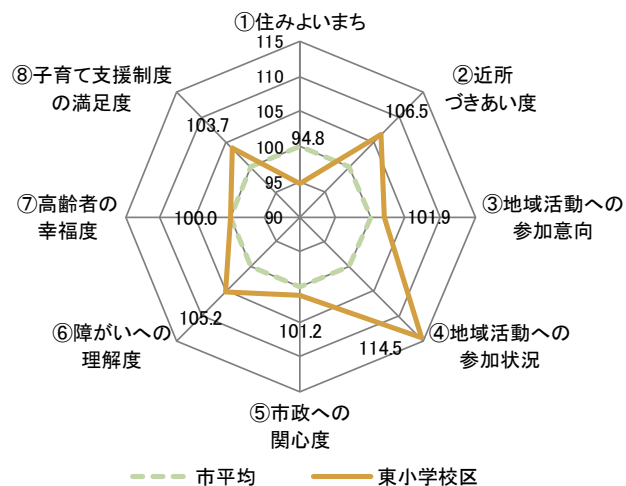
- 2015年の人口は4,852人で、年少人口割合が16.2%、生産年齢人口割合が62.0%、老年人口割合（高齢化率）が21.8%となっています。
- 人口は2035年まで増加が続き、以降減少傾向となります。
- 2050年には、高齢化率が24.1%となり、約4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。
- 割合の推移をみると、老年人口割合は2035年以降増加傾向、生産年齢人口割合は2030年以降減少に転じます。年少人口割合はほぼ横ばいで推移しています。

③ 地域の資源

地区内の主な施設			
医療機関	1 箇所	介護保険施設・事業所等	10 箇所
歯科医院	0 箇所	(通所：5 箇所、居住：2 箇所、訪問：1 箇所、計画：2 箇所)	
薬局	0 箇所	障がい者施設・事業所等	9 箇所
民生委員・児童委員	7 人	(通所：4 箇所、居住：1 箇所、訪問：2 箇所、計画：2 箇所)	
避難所・一時避難所	7 箇所	保育園・幼稚園	1 箇所
老人憩いの家	3 箇所	スーパー・コンビニエンスストア等	※ 3 箇所
集会所	3 箇所	集いの場（サロン等）	※ 27 箇所
その他、地区内の社会資源			
・福祉の家 ・平成こども塾（丸太の家）			

資料：長久手市暮らしの便利帳 2018
※ 福祉施策課調べ

④ アンケート結果からみる区の特徴



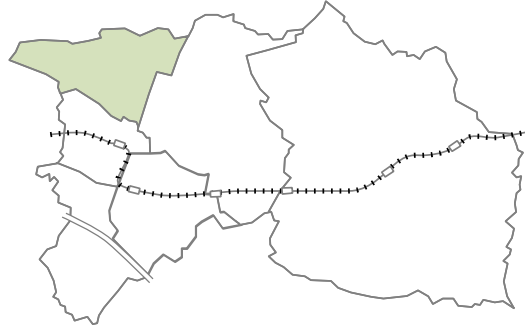
- ・[近所づきあい度][地域活動への参加意向][地域活動への参加状況][市政への関心度][障がいへの理解度][子育て支援制度の満足度]は、市平均より高い
- ・[高齢者の幸福度]は、市平均と同程度
- ・[住みよいまち]は、市平均より低い
- ・[近所づきあい度][地域活動への参加意向][地域活動への参加状況][障がいへの理解度][子育て支援制度の満足度]は、6小学校区中最高
- ・[住みよいまち]は、6小学校区中最低

指標	
①あなたは、長久手市を住みよいまちだと思いませんか。	市民意識調査報告書（2017年3月）
②あなたは、日ごろ近所の人たちとどのような付き合いをしていますか。	地域福祉に関する市民意識調査調査結果報告書（2018年）
③あなたは、地域で行われている活動に参加したいと思いますか。	地域福祉に関する市民意識調査調査結果報告書（2018年）
④あなたやあなたのご家族は、過去3年以内に地域の活動に参加しましたか。	市民意識調査報告書（2017年3月）
⑤あなたは、市政にどの程度関心がありますか。	市民意識調査報告書（2017年3月）
⑥あなたは、障がいのある人に対する地域の理解は進んできたと思いませんか。	ながふく障がい者プランの改訂に関するアンケート（2017年3月）
⑦あなたは、現在どの程度幸せですか。	高齢者福祉や介護に関するアンケート（2017年2月）
⑧現在の長久手市の子育て支援制度について、どのように思われますか。	地域福祉に関する市民意識調査調査結果報告書（2018年）

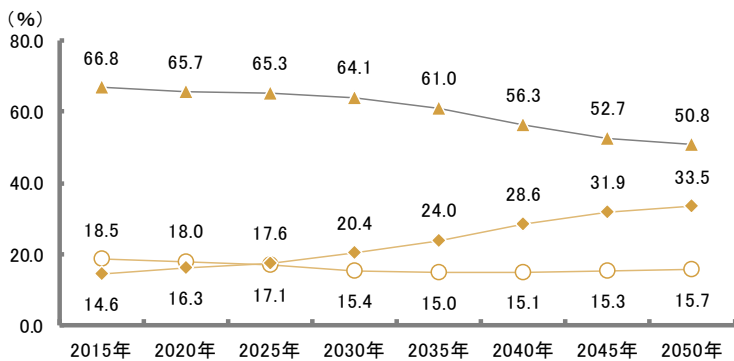
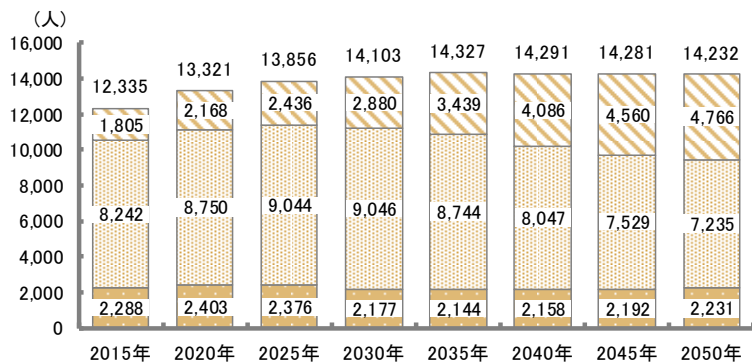
(4) 北小学校区

① 地域特性

- 本地区は、市の北西側に位置しています。
- 東部は土地区画整理地で戸建て住宅が多く、西部の藤が丘駅近郊は大規模なマンション開発が進んでおり、人口が急増しています。
- 古くからある地域や集合住宅では、高齢化が進展しています。
- 土地区画整理事業が施工中の下山地区や大規模集合住宅の整備が進んでいる地区を含み、今後も、一定の人口増加が見込まれる地区です。



② 人口の推移（上段：人数、下段：割合）



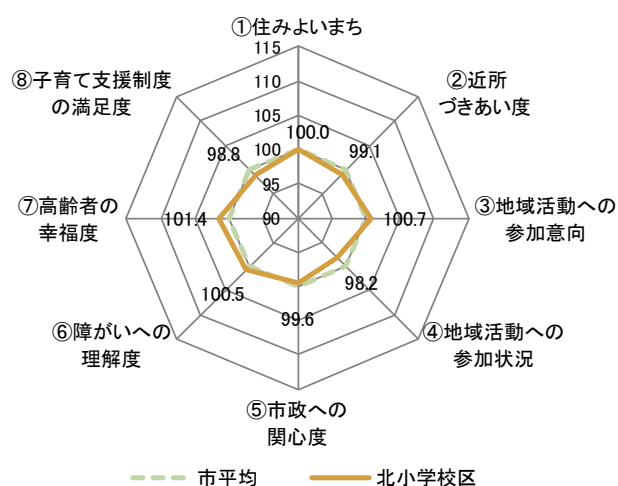
- 2015年の人口は12,335人で、年少人口割合が18.5%、生産年齢人口割合が66.8%、老年人口割合（高齢化率）が14.6%となっています。
- 人口は2035年まで増加し、以降は横ばいで推移します。
- 2050年には、高齢化率が33.5%となり、約3人に1人が65歳以上の高齢者となっています。
- 割合の推移をみると、2025年には老年人口割合（高齢化率）が年少人口割合を上回ります。

③ 地域の資源

地区内の主な施設			
医療機関	8か所	介護保険施設・事業所等	14か所
歯科医院	3か所	(通所：4か所、居住：3か所、訪問：5か所、計画：2か所)	
薬局	5か所	障がい者施設・事業所等	6か所
民生委員・児童委員	14人	(通所：4か所、居住：0か所、訪問：2か所、計画：0か所)	
避難所・一時避難所	15か所	保育園・幼稚園	4か所
老人憩いの家	0か所	スーパー・コンビニエンスストア等	※ 5か所
集会所	2か所	集いの場（サロン等）	※ 8か所
その他、地区内の社会資源			
・文化の家			

資料：長久手市暮らしの便利帳 2018
※ 福祉施策課調べ

④ アンケート結果からみる区の特徴



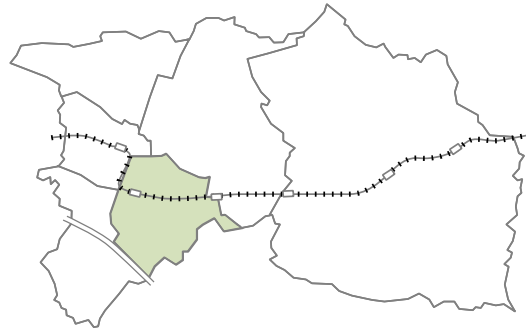
- ・[高齢者の幸福度]は、市平均より高い
- ・[住みよいまち][近所づきあい度][地域活動への参加意向][市政への関心度][障がいへの理解度]は、市平均と同程度
- ・[地域活動への参加状況][子育て支援制度の満足度]は、市平均より低い

指標	
①あなたは、長久手市を住みよいまちだと思いませんか。	市民意識調査報告書（2017年3月）
②あなたは、日ごろ近所の人たちとどのような付き合いをしていますか。	地域福祉に関する市民意識調査調査結果報告書（2018年）
③あなたは、地域で行われている活動に参加したいと思いませんか。	地域福祉に関する市民意識調査調査結果報告書（2018年）
④あなたやあなたのご家族は、過去3年以内に地域の活動に参加しましたか。	市民意識調査報告書（2017年3月）
⑤あなたは、市政にどの程度関心がありますか。	市民意識調査報告書（2017年3月）
⑥あなたは、障がいのある人に対する地域の理解は進んできたと思いませんか。	ながふく障がい者プランの改訂に関するアンケート（2017年3月）
⑦あなたは、現在どの程度幸せですか。	高齢者福祉や介護に関するアンケート（2017年2月）
⑧現在の長久手市の子育て支援制度について、どのように思われますか。	地域福祉に関する市民意識調査調査結果報告書（2018年）

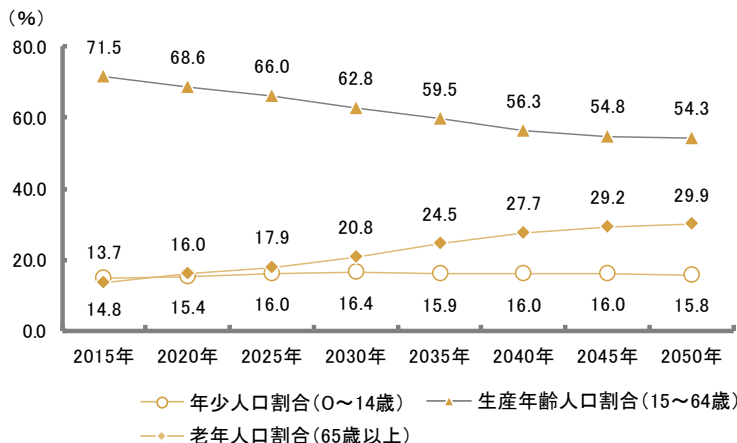
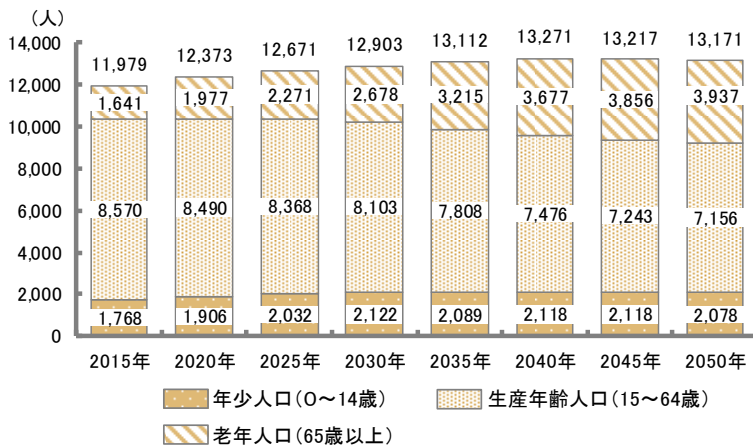
(5) 南小学校区

① 地域特性

- 本地区は、市の南側に位置しています。
- 校区の中央部に東部丘陵線（リニモ）が横断しています。
- 大部分が 1975 年代前半から区画整理を行った地域です。
- グリーンロードが横断し、多数の買い物等ができる商業施設がありますが、公共施設は少ない地域です。
- 南部はまとめて開発された整然とした住宅地が多く、高齢化が進んでいます。
- 今後土地区画整理事業による宅地供給が見込まれる長久手中央地区を一部含み、既成市街地の空き地等の活用により、一定の居住も進んでいくことが見込まれることから、今後もしばらく人口増加が予想される地区です。



② 人口の推移（上段：人数、下段：割合）



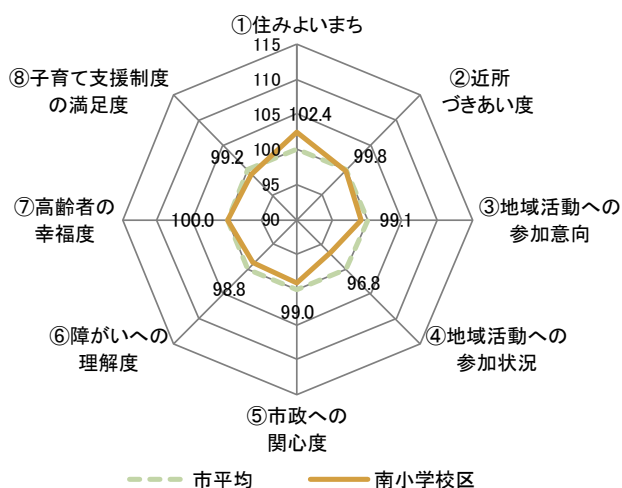
- 2015年の人口は11,979人で、年少人口割合が14.8%、生産年齢人口割合が71.5%、老年人口割合（高齢化率）が13.7%となっています。
- 人口は2040年以降減少傾向となり、人口の減少に伴って高齢化が進みます。
- 2050年には、高齢化率が29.9%となり、約3人に1人が65歳以上の高齢者となっています。
- 割合の推移をみると、生産年齢人口割合はすでに減少しており、老年人口割合についても増加がはじまっています。

③ 地域の資源

地区内の主な施設			
医療機関	11 箇所	介護保険施設・事業所等	6 箇所
歯科医院	9 箇所	(通所：1 箇所、居住：2 箇所、訪問：3 箇所、計画：0 箇所)	
薬局	5 箇所	障がい者施設・事業所等	7 箇所
民生委員・児童委員	11 人	(通所：3 箇所、居住：0 箇所、訪問：4 箇所、計画：0 箇所)	
避難所・一時避難所	14 箇所	保育園・幼稚園	2 箇所
老人憩いの家	1 箇所	スーパー・コンビニエンスストア等	※ 8 箇所
集会所	3 箇所	集いの場（サロン等）	※ 18 箇所
その他、地区内の社会資源			
・長久手古戦場野外活動施設 ・まちづくりセンター ・セーフティステーション			

資料：長久手市暮らしの便利帳 2018
※ 福祉施策課調べ

④ アンケート結果からみる区の特徴



- ・[住みよいまち]は、市平均より高い
- ・[近所づきあい度][地域活動への参加意向][市政への関心度][高齢者の幸福度][子育て支援制度の満足度]は、市平均と同程度
- ・[地域活動への参加状況][障がいへの理解度]は、市平均より低い
- ・[住みよいまち]は、6小学校区中最も高い
- ・[地域活動への参加状況]は、6小学校区中最も低い

指標	
①あなたは、長久手市を住みよいまちだと思いませんか。	市民意識調査報告書（2017年3月）
②あなたは、日ごろ近所の人たちとどのような付き合いをしていますか。	地域福祉に関する市民意識調査調査結果報告書（2018年）
③あなたは、地域で行われている活動に参加したいと思いませんか。	地域福祉に関する市民意識調査調査結果報告書（2018年）
④あなたやあなたのご家族は、過去3年以内に地域の活動に参加しましたか。	市民意識調査報告書（2017年3月）
⑤あなたは、市政にどの程度関心がありますか。	市民意識調査報告書（2017年3月）
⑥あなたは、障がいのある人に対する地域の理解は進んできたと思いませんか。	ながふく障がい者プランの改訂に関するアンケート（2017年3月）
⑦あなたは、現在どの程度幸せですか。	高齢者福祉や介護に関するアンケート（2017年2月）
⑧現在の長久手市の子育て支援制度について、どのように思われますか。	地域福祉に関する市民意識調査調査結果報告書（2018年）

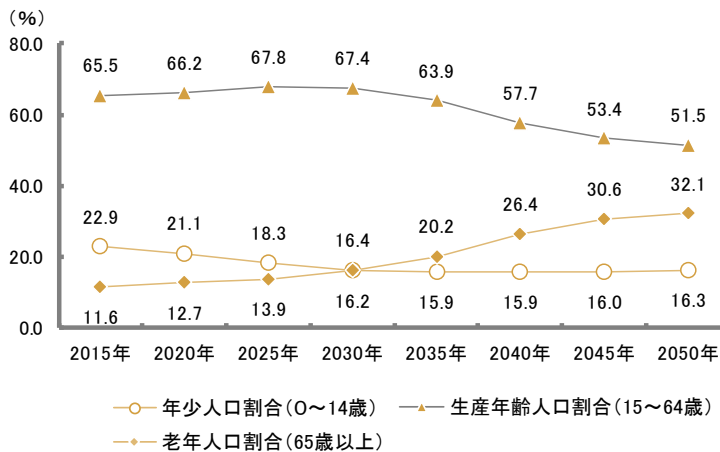
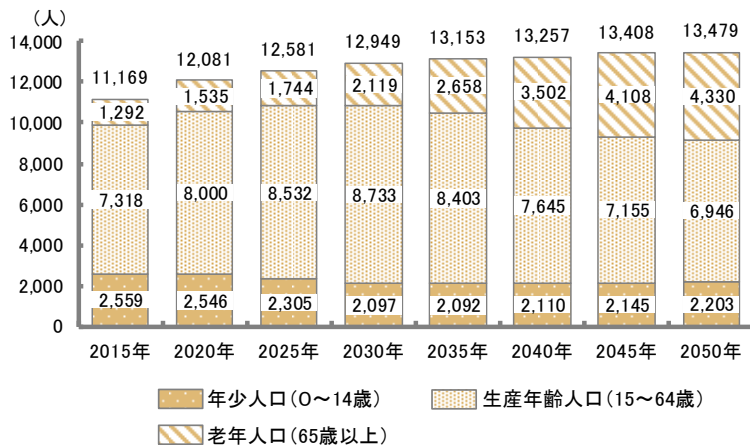
(6) 市が洞小学校区

① 地域特性

- 本地区は、市の南西側に位置しています。
- 地区中央部に東名高速道路が横断しています。
- 東名高速道路の北側は 1965 年代後半から、南側は 1998 年代後半からの土地区画整理事業のエリアで、前者は高齢化が進んでいる一方、後者は若い世帯が大多数を占めています。
- 最南部には区画整理によらず住宅開発された地区があり、高齢化が著しく進んでいます。
- 土地区画整理事業による宅地供給が見込まれる長湫南部地区を含み、今後もしばらく人口増加が予想される地区です。



② 人口の推移（上段：人数、下段：割合）



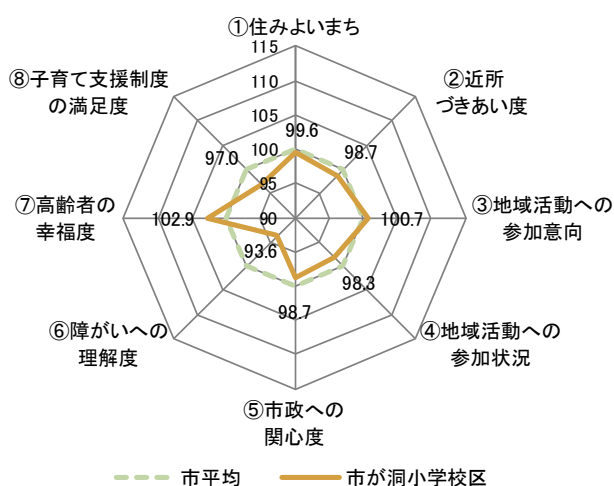
- 2015年の人口は11,169人で、年少人口割合が22.9%、生産年齢人口割合が65.5%、老年人口割合（高齢化率）が11.6%となっています。
- 人口は2050年まで増加しています。特に老年人口が大きく増加します。
- 2015年では高齢化率も低くなっていますが、2050年には、高齢化率が32.1%と大きく増加します。
- 割合の推移をみると、老年人口割合が大きく増加し、生産年齢人口割合は2025年以降減少しています。

③ 地域の資源

地区内の主な施設			
医療機関	6カ所	介護保険施設・事業所等	13カ所
歯科医院	5カ所	(通所：3カ所、居住：6カ所、訪問：4カ所、計画：0カ所)	
薬局	3カ所	障がい者施設・事業所等	3カ所
民生委員・児童委員	9人	(通所：2カ所、居住：0カ所、訪問：1カ所、計画：0カ所)	
避難所・一時避難所	10カ所	保育園・幼稚園	3カ所
老人憩いの家	0カ所	スーパー・コンビニエンスストア等	※ 9カ所
集会所	2カ所	集いの場（サロン等）	※ 4カ所
その他、地区内の社会資源			
・市が洞小学校区共生ステーション			

資料：長久手市暮らしの便利帳 2018
※ 福祉施策課調べ

④ アンケート結果からみる区の特徴



- ・[高齢者の幸福度]は、市平均より高い
- ・[住みよいまち][地域活動への参加意向]は、市平均と同程度
- ・[近所づきあい度][地域活動への参加状況][市政への関心度][障がいへの理解度][子育て支援制度の満足度]は、市平均より低い
- ・[高齢者の幸福度]は、6小学校区中最も高い
- ・[市政への関心度][子育て支援制度の満足度]は、6小学校区中最も低い

指標	
①あなたは、長久手市を住みよいまちだと思いますか。	市民意識調査報告書（2017年3月）
②あなたは、日ごろ近所の人たちとどのような付き合いをしていますか。	地域福祉に関する市民意識調査調査結果報告書（2018年）
③あなたは、地域で行われている活動に参加したいと思いますか。	地域福祉に関する市民意識調査調査結果報告書（2018年）
④あなたやあなたのご家族は、過去3年以内に地域の活動に参加しましたか。	市民意識調査報告書（2017年3月）
⑤あなたは、市政にどの程度関心がありますか。	市民意識調査報告書（2017年3月）
⑥あなたは、障がいのある人に対する地域の理解は進んできたと思いますか。	ながふく障がい者プランの改訂に関するアンケート（2017年3月）
⑦あなたは、現在どの程度幸せですか。	高齢者福祉や介護に関するアンケート（2017年2月）
⑧現在の長久手市の子育て支援制度について、どのように思われますか。	地域福祉に関する市民意識調査調査結果報告書（2018年）



第2次長久手市地域福祉計画・地域福祉活動計画
長久手市地域自殺対策計画

発行年月：2019年3月

発行・編集：長久手市 福祉部 福祉施策課・健康推進課
〒480-1196 愛知県長久手市岩作城の内60番地1
TEL：0561-63-1111 FAX：0561-63-2100

社会福祉法人 長久手市社会福祉協議会 地域福祉係
〒480-1102 愛知県長久手市前熊下田171（福祉の家内）
TEL：0561-62-4700 FAX：0561-64-3838